

# 東京都子供の生活実態調査報告書

## 【若者（青少年）調査】

平成29年3月

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター

本調査は、東京都の委託を受け、首都大学東京子ども・若者貧困研究センターが実施したものである。

**【問合せ先】**

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター

〒192-0397

東京都八王子市南大沢 1-1 首都大学東京 5号館 358号室・255号室

電話：042-677-2065（センター直通）、042-677-2126（センター長）

# 目 次

<b>結果の概要</b> .....	i
<b>I 調査概要</b>	
(1) 調査の目的・対象・方法等 .....	1
ア 調査の目的 .....	1
イ 調査対象者 .....	1
ウ 抽出方法 .....	1
エ 調査方法 .....	1
オ 調査時期 .....	1
(2) 有効回答数（有効回答率） .....	2
(3) 若者票と保護者票のマッチング状況 .....	2
(4) 回答者の基本属性 .....	2
ア 若者本人 .....	2
イ 保護者 .....	3
(5) 世帯タイプ .....	4
<b>II 調査結果</b>	
<b>1 生活困窮の状況</b>	
(1) 所得の状況 .....	9
(2) 公共料金等の滞納 .....	10
(3) 所有物の状況 .....	12
<b>2 食事・栄養の状況</b>	
(1) 食事の回数 .....	17
(2) 食品群ごとの摂取頻度 .....	19
<b>3 健康</b>	
(1) 主観的健康状態 .....	21
(2) 公的健康保険の加入状況 .....	22
(3) 医療の受診状況 .....	23
<b>4 進学状況</b>	
(1) 中学校卒業後の進路 .....	25
(2) 進学した高等学校の種類 .....	25
(3) 私立の高等学校に進学した理由 .....	28
(4) 学力の主観的評価 .....	30
(5) 高等学校卒業状況 .....	31
(6) 高等学校卒業後の進路 .....	32

(7) 今後の進学希望	35
<b>5 学校生活での困難</b>	
(1) 学校生活での悩み	37
(2) 悩みの理由	38
ア 経済的な悩み	39
イ 人間関係についての悩み	40
ウ 学業についての悩み	40
エ 心身の健康についての悩み	41
(3) 悩みをもつ若者の割合	42
<b>6 就労状況と就労にかかわる困難</b>	
(1) 就労状況	47
(2) 職場でのトラブル経験	49
<b>7 社会的孤立</b>	
(1) 会話の頻度	53
<b>8 精神状況</b>	
(1) 自己肯定感	55
(2) 幸福度	56
(3) 抑うつ傾向	58
<b>9 親の状況</b>	
(1) 親の就労状況	61
(2) 親の精神状況	61
<b>10 支援制度の利用と周知</b>	
(1) 支援制度の認知度	63
(2) ひとり親世帯において制度を利用しなかった理由	64
(3) 支援制度を認知していない保護者の相談先	65
<b>資料</b>	
○低所得の定義についてのテクニカル・ノート	69

## 【集計方法】

- すべての集計は、自治体、年齢層、性別の回収率の違いを調整するための統計的な処理を施して集計（ウェイト付き集計）している。
- 本報告書においては、クロス表の掲載の際には、 $\chi^2$  二乗検定によって分布が統計的に有意であるかを検定している。その結果、1%水準で有意である場合は表頭に「\*\*\*」、5%水準で有意の場合は「\*\*」、10%水準で有意の場合は「\*」、有意でない場合は「X」を付している。（例：1%未満で有意であるとは、図表で示している項目の間に統計的に差が無い確率が1%未満であり、差があるといって問題がない、という意味を指す。）
- 世帯タイプは、保護者票の子供と父親、母親それぞれの同居状況から判断している。そのため、各制度や公的統計の定義とは必ずしも一致しない。
- 本文中の各図表については、端数処理の関係上、各項目の割合の合計値が100%とならない場合がある。



## 結果の概要



## 調査の概要

- (1) 調査対象 都内の3自治体(新宿区・足立区・八王子市)に在住の15～23歳の若者(青少年)\*本人とその保護者  
\*平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に16～23歳になる者
- (2) 調査対象数 2,200世帯
- (3) 抽出方法 住民基本台帳による層化二段無作為抽出
- (4) 調査方法 訪問留置訪問回収法
- (5) 有効回答数 若者 1,056票(有効回答率48.0%)  
保護者 1,022票(有効回答率46.5%)
- (6) 調査期間 平成28年5月14日から6月13日まで

### 【本調査における「低所得」の定義】

等価可処分所得<sup>※1</sup>が厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」から算出される基準<sup>※2</sup>未満の世帯を「低所得層」と定義する。また、「低所得層」に属する若者のいる世帯の割合を「低所得率<sup>※3</sup>」とする。

※1 世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人数の平方根で割って調整した所得

※2 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」から算出された「等価可処分所得」の中央値の50%である122万円(所得は平成24年値)に、平成24年から26年の平均所得の伸び率を乗じた122.5万円

※3 世帯所得をカテゴリー値で聞いていること、所得税、住民税、社会保険料などを詳しく聞いていないことなどの理由から、厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」を用いて算出されている「子供の貧困率」(16.3%)と比較できるものではない

主な結果は以下のとおり。

## 1 生活困窮の状況

### (1) 所得の状況

若者の属する世帯の約 15%が低所得層

#### [低所得層の割合]

- 若者の属する世帯の 14.9%が低所得層である(図表 2-1)。世帯タイプ別では、「ひとり暮らし」の若者の約 6 割が低所得層であり、他の世帯タイプに比べ割合が高くなっている(図表 2-2)。

### (2) 公共料金等の滞納経験

金銭的な理由から、公共料金や家賃の支払いができなかった世帯は、低所得層とひとり親世帯に多い

#### [公共料金や家賃の支払い状況(過去1年間)]

- 全体の約 3%から約 5%の世帯において、公共料金や家賃の滞納経験があり(図表 2-4)、この割合は低所得層で高くなっている(図表 2-5)。世帯タイプ別では、ひとり親世帯において割合が高く、三世帯世帯とひとり暮らし世帯において低くなっている(図表 2-6)。

### (3) 所有物の状況

低所得層の若者の勉強に必要な場所や手段が確保されていない

#### [所有物の状況]

- 若者が「持ちたいが、持っていない」とした項目のトップ3は、「自分に投資するお金」「自分の部屋」「インターネットにつながるパソコン」である(図表 2-9)。

低所得層の若者の約 2 割が「自分の部屋」、「インターネットにつながるパソコン」、約 1 割が「家の中で勉強ができる場所」を「持ちたいが、持っていない」状況にある(図表 2-10)。

「インターネットにつながるパソコン」、「家の中で勉強ができる場所」については、特に 15-18 歳の低所得層において、「持ちたいが、持っていない」割合が非低所得層に比べて高くなっている(図表 2-11)。

## 2 食事・栄養の状況

低所得層の若者の約 5%が「ほぼ毎日1食」、約 30%が「ほぼ毎日2食」で、野菜や果物を食べる機会が少ない

### [食事の回数]

- 若者の 1.8%は、平日の食事回数が「ほぼ毎日1食」であり、24.9%が「ほぼ毎日2食」である(図表 3-1)。19-23 歳男性においては、34.9%が「ほぼ毎日2食」である(図表 3-1)。低所得層の若者では、5.3%が「ほぼ毎日1食」であり、29.4%が「ほぼ毎日2食」である(図表 3-4)。ひとり暮らしの若者の 11.8%が、平日3食食べない主な理由として、「食費を節約」をあげている(図表 3-3)。

### [食品群ごとの摂取頻度]

- 若者の 18.3%が野菜を毎日摂取しておらず、低所得層ではこの率は 29.1%である(図表 3-5、3-7)。

## 3 健康

経済的な理由によって医療受診を控えている若者がいる

### [公的健康保険の加入状況]

- 低所得層とひとり親世帯の若者の 1 割弱は、自分が公的健康保険に「未加入」と答えている(図表 4-5)。

### [医療の受診抑制]

- 若者の約 4%が、「あなたは、自分が必要と思う時に、医者(歯医者)にかかることができますか」という問いに対し、「できないことがある(経済的理由)」と答えている(図表 4-6)。低所得層とひとり親世帯では、この割合が約1割である(図表 4-7、4-8)。

## 4 進学状況

### (1) 進学した高等学校の種類

低所得層の若者の約 55%は公立高校に、約 42%は私立高校に進学している

#### [進学した高等学校の種類・理由]

- 所得階層による高校の設置主体(公立、私立など)の有意差は確認されず、高校選択に所得は大きな影響を与えていない(図表 5-7)。高等学校に進学した低所得層の若者の 41.9%は、私立高校に進学している(図表 5-7)。高校選択の理由についても、「私立高校の方が教育の質が高いと思った」、「公立高校の入試に合格しなかった」には所得階層による有意差は確認されていない(図表 5-12)。なお、課程についてみると、低所得層の方が全日制以外の学校を選んでいる割合が高い(図表 5-6)。

### (2) 高等学校卒業後の進路

低所得層の若者は、非低所得層の若者より大学に進学する割合が低い

#### [高等学校卒業後に進学した学校の種類]

- 低所得層の若者の約 3 割が短大・専門学校に進学している(図表 5-24)。また、大学に進学する割合が非低所得層と比べて低い。国公立の大学に進学する割合は、低所得層より非低所得層が高い(図表 5-24)。

### (3) 今後の進学希望

現在、学生でない若者の約 2 割から約 3 割は、将来進学したいと考えている

#### [今後の進学希望]

- 現在、学生でない若者のうち、19-23 歳の約 2 割、また、サンプルは少ないものの 15-18 歳の約 3 割は、今後、進学したいと考えている(図表 5-26)。

## 5 学校生活での困難

若者の4割弱は「学校をやめたくなるほど」悩んだことがあり、この割合は低所得層で高い

### 【学校生活の悩み】

- 若者の36.4%は、「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」としており(図表 6-1)、この割合は特に19-23歳の女性において高い(図表 6-2)。所得階層別、世帯タイプ別には、低所得層とひとり親世帯で悩みを抱えている割合が高くなっている(図表 6-3、6-4)。

### 【悩みの理由】

- 15-18歳について、悩みの理由をみると、学業については29.8%(図表 6-9)、人間関係については14.7%(図表 6-7)、心身の健康については12.3%(図表 6-11)、経済的な理由は7.0%(図表 6-5)となっている。経済的な理由による悩みは、低所得層とひとり親世帯の若者に多い(図表 6-13、6-14)。

## 6 就労状況と就労にかかわる困難

若者の約3割が就労上のトラブルを経験している

### 【就労状況】

- 就労(アルバイトを含む)している若者の割合は、15歳で8.0%であり、年齢が上がるとともに高くなる傾向にある。18歳では52.6%と過半数となり、19歳で61.1%、20歳で76.9%、21歳で81.5%、22歳で78.6%となる(図表 7-1)。19-23歳の非正規雇用(アルバイトをしている学生を除く)の割合は、非低所得層では8.9%であるが、低所得層では17.5%となっている(図表 7-3)。

### 【職場でのトラブル経験】

- 若者の29.3%(勤労学生の43.3%)が、職場で何らかのトラブルを経験している(図表 7-5)。具体的な内容をみると、「短期間で辞めていく人が多い」(15.2%)が最も多くなっており、「直前まで勤務スケジュールがわからない」(13.2%)、「休憩時間を取らせてもらえないことがある」(10.0%)、「長時間労働を日常的に強いられる」(9.3%)といったトラブルを経験している(図表 7-6)。

## 7 社会的孤立

若者の約 5%は、他の人とのあいさつや会話が 2～3 日に 1 回以下

### [会話の頻度]

- 若者の 5.3%が電話、メール、LINE も含めて、毎日他の人とあいさつや会話をしておらず、2～3 日に 1 回以下となっている(図表 8-1)。特に、19-23 歳の低所得層の男性では、他者との会話が 4～7 日に 1 回以下の若者が 1 割弱存在する(図表 8-4)。

## 8 精神状況

低所得層の若者は、非低所得層の若者に比べて幸福度が低い傾向にある

### [幸福度]

- 非低所得層では、幸福度が「高い」(上位 3 段階の 8～10 を選択)若者は 50.5%であるが、低所得層においては 33.6%である(図表 9-6)。また、幸福度が「低い」(下位 3 段階の 0～3 を選択)若者は、非低所得層では 4.3%であるが、低所得層では 11.8%となっている(図表 9-6)。

世帯タイプ別では、ふたり親世帯と三世帯世帯の若者の幸福度上位 3 段階(8-10)が約 5 割であるのに対し、ひとり暮らしの若者は 29.4%、ひとり親世帯の若者は 41.4%と少なくなっている(図表 9-7)。

## 9 親の状況

若者の保護者のうち、約 2 割が抑うつ傾向にある

### [抑うつ傾向]

- 保護者のうち、19.5%が抑うつ傾向を示した(図表 10-2)。低所得層は非低所得層よりも抑うつ傾向がある保護者の割合が高く、世帯タイプ別にはひとり親世帯の保護者の抑うつ傾向の割合が高くなっている(図表 10-3)。父親・母親を就労形態別にみると、非正規雇用の父親の 24.3%、正規雇用の母親の 28.9%が抑うつ傾向にある(図表 10-4)。

## 10 支援制度の利用と周知

### (1) 支援制度の認知度

ひとり親世帯における支援制度の認知度が低い

#### [支援制度を知らない割合(ひとり親世帯対象の制度)]

- ひとり親世帯を対象とする制度であるにもかかわらず、ひとり親世帯の保護者の6.7%が児童扶養手当を、6.4%が児童育成手当を、24.6%が母子及び父子福祉資金を知らない(図表 11-2)。

### (2) 支援制度を認知していない保護者の相談先

約1割の保護者が「相談する相手や場所がない」

#### [支援制度を一つも知らないとした保護者が困った時の相談相手]

- 公的支援制度を認知していない保護者の相談先は「家族・親族」が最も多く49.7%、次いで「友人・知人」が12.4%となっている(図表 11-4)。また、10.5%が「相談する相手や場所がない」と答えている(図表 11-4)。

# I 調査概要



# 調査概要

## (1) 調査の目的・対象・方法等

### ア 調査の目的

東京都は、今後の子供・子育て支援施策の参考とするため、子供と子育て家庭の生活状況などに関する「子供の生活実態調査」を実施した。調査では、生活困難の度合い、頻度、生活困難者の属性（性別、年齢、世帯タイプなど）、そのリスク要因（学校でのいじめ、不登校、幼少期の経験、就労での経験など）、親の状況（就労、健康など）と子供の状況の関連などを分析する。

### イ 調査対象者

新宿区、足立区、八王子市に在住の平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の間に 16～23 歳になる者（以下、「若者」という。）及びその保護者である。対象者数の内訳は、3 自治体における該当年齢の人口数に比例して振り分けを行った。

各自治体の調査対象者数は以下のとおり。

調査対象者数：	新宿区	350 世帯	（若者＋保護者）
	足立区	925 世帯	（若者＋保護者）
	八王子市	925 世帯	（若者＋保護者）
	計	2,200 世帯	

### ウ 抽出方法

住民基本台帳による層化二段無作為抽出

### エ 調査方法

訪問留置訪問回収法（21 件は郵送回収）

調査票は、「青少年用調査票」（以下「若者票」という。）と「保護者用調査票」（以下「保護者票」という。）から構成され、若者と保護者それぞれが記入の上、個別に封かんしたものを別の封筒に入れてもらい、調査員が回収した。

### オ 調査時期

平成 28 年 5 月 14 日から 6 月 13 日まで

## (2) 有効回答数 (有効回答率)

若者票： 新宿区 131 票 (37.4%)  
足立区 397 票 (42.9%)  
八王子市 528 票 (57.1%)  
計 1,056 票 (48.0%)

保護者票： 新宿区 128 票 (36.6%)  
足立区 402 票 (43.5%)  
八王子市 492 票 (53.2%)  
計 1,022 票 (46.5%)

## (3) 若者票と保護者票のマッチング状況

無効票を除く有効回答となった若者票 1,056 票、保護者票 1,022 票のうち、若者と保護者がマッチングできたのは 965 票であった。保護者のみの票は 57 票、若者のみの票は 91 票であった。本報告書においては、若者票のみからの項目の集計の際には、若者票の全サンプルである 1,056 票、保護者票の項目とのクロス集計の場合は 965 票を集計対象とする。(質問内容により母数が限定される場合には当該図表に別途記載する。)

図表 1-1 若者票と保護者票のマッチング状況(票数)

		若者票		計
		あり	なし	
保護者票	あり	965	57	1,022
	なし	91		91
計		1,056	57	1,113

## (4) 回答者の基本属性

### ア 若者本人

若者票の回答者の性別は、男性 48.8%、女性 51.2%、年齢は、15 歳から 23 歳であり、23 歳が少ないものの、おおそ均等な割合となっている。

図表 1-2 若者回答者の性別

性別	人数	割合
男性	515	48.8%
女性	541	51.2%
合計	1,056	100%

図表 1-3 若者回答者の年齢

年齢	人数	割合
15	104	9.8%
16	131	12.4%
17	134	12.7%
18	124	11.7%
19	133	12.6%
20	149	14.1%
21	116	11.0%
22	143	13.5%
23	22	2.1%
合計	1,056	100%

※割合について、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値と一致しない。

## イ 保護者

若者から見た保護者回答者の属性（関係）は、母親が最も多く、回答者の 79.6%を占めている。次は、父親であり 19.2%となっている。祖母、祖父、兄弟姉妹は、ごくわずかであった。母親の平均年齢は、48.5 歳、父親の平均年齢は 52.1 歳であった。父親は、50 歳代が最も多く約半数、母親は 40 歳代が最も多く、同じく約半数となっている。

図表 1-4 保護者回答者の属性

保護者属性	人数	割合
父	185	19.2%
母	768	79.6%
祖父	1	0.1%
祖母	8	0.8%
兄弟姉妹	1	0.1%
その他	0	0%
無回答	2	0.2%
合計	965	100%

図表 1-5 母親・父親の年齢

	母親		父親	
	人数	割合	人数	割合
35-39 歳	28	3.7%	1	0.6%
40-49 歳	411	54.7%	61	34.1%
50-59 歳	304	40.4%	96	53.6%
60-69 歳	9	1.2%	20	11.2%
70-79 歳	0	0.0%	1	0.6%
合計	752	100%	179	100%

※割合について、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値と一致しない。

	人数	平均	最小値	最大値
父親年齢	179	52.1	39	71
母親年齢	752	48.5	35	63

※年齢が無回答の者（父親 5 名、母親 16 名）、年齢を 26 歳と回答した父親（1 名）の計 22 名を集計から除いた。

また、若者回答者に、両親の国籍又は出身地を聞いたところ、両親ともに日本が 9 割以上を占め、地域による統計的に有意な差も確認されなかった。

図表 1-6 母親・父親の国籍又は出身地

	母親		父親	
	人数	割合	人数	割合
日本	917	95.0%	908	94.1%
日本以外	30	3.1%	12	1.2%
無回答	18	1.9%	45	4.7%
合計	965	100%	965	100%

## (5) 世帯タイプ

若者回答者の 61.2%は、ふたり親世帯に住んでいる。この割合は、19-23 歳層の方が 15-18 歳層より若干低くなっているが、この年齢層の過半数がふたり親世帯である。次に多いのが、ひとり親世帯であり、回答者の約 16%（15-18 歳は 17.0%、19-23 歳の 15.1%）となっている。三世帯世帯は、約 12%（15-18 歳は 11.8%、19-23 歳は 11.5%）である。また、ひとり暮らしの割合は、全若者回答者のうち約 7%であり、19-23 歳の若者に限るとひとり暮らしの割合は 11.9%である<sup>(注)</sup>。

(注) ひとり暮らし 77 票のうち、保護者票もあるケースが 20 票あったが、これらの若者は「ひとり暮らし」と区分した。

なお、若者回答者の中には、若干ではあるが、既に自分の世帯を形成している者も存在した。子供がいる若者回答者は12人、夫婦世帯（同棲を含む）と回答した者は3人であった。これらは、「子供と祖父母のみ」、「兄弟姉妹のみ」、「友人と一緒に」などの世帯とともに「その他世帯」に含まれている。

図表 1-7 若者回答者の世帯タイプ

	ふたり親世帯		ひとり親世帯		三世代世帯		ひとり暮らし		その他		無回答		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
15-18歳	332	67.3%	84	17.0%	58	11.8%	10	2.0%	4	0.8%	5	1.0%	493	100%
19-23歳	314	55.8%	85	15.1%	65	11.5%	67	11.9%	27	4.8%	5	0.9%	563	100%
全体	646	61.2%	169	16.0%	123	11.6%	77	7.3%	31	2.9%	10	0.9%	1056	100%

※1 「ふたり親世帯」には祖父母を除く親族等が同居する10ケースを含む。

※2 「ひとり親世帯」には祖父母・親族が同居する40ケースを含む。

※3 「三世代世帯」には親族等が同居する8ケースを含む。

#### 【本調査における「低所得」の定義】

等価可処分所得<sup>※1</sup>が厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」から算出される基準<sup>※2</sup>未満の世帯を「低所得層」と定義する。また、「低所得層」に属する若者のいる世帯の割合を「低所得率<sup>※3</sup>」とする。

- ※1 世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人数の平方根で割って調整した所得
- ※2 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」から算出された「等価可処分所得」の中央値の50%である122万円(所得は平成24年値)に、平成24年から26年の平均所得の伸び率を乗じた122.5万円
- ※3 世帯所得をカテゴリ値で聞いていること、所得税、住民税、社会保険料などを詳しく聞いていないことなどの理由から、厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」を用いて算出されている「子供の貧困率」(16.3%)と比較できるものではない

## Ⅱ 調査結果



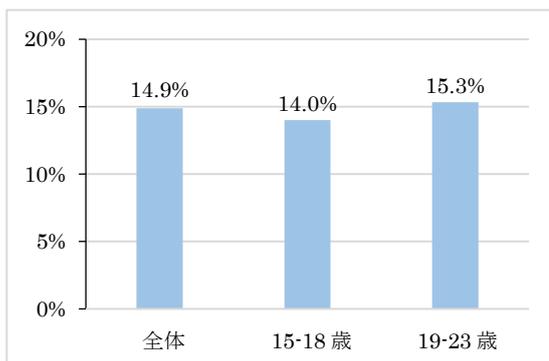
# 1 生活困窮の状況

## (1) 所得の状況

まず、本調査においては、世帯所得をカテゴリー値で聞いていること、及び所得税・住民税・社会保険料などを詳しく聞いていないことの 2 点により、正確な相対的貧困率を算出することは不可能である。そのため、厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」を用いて算出されている「子供（17 歳以下）の貧困率」16.3%と比較するデータを得ることは厳密にはできない<sup>1</sup>。以下については、この点を留意しつつ参照されたい。

世帯所得を世帯人数によって調整した値（等価可処分所得）をもとに、低所得層に属する若者の割合を算出した（算出方法は資料「低所得の定義についてのテクニカル・ノート」（69～71 頁）参照）。その結果、若者回答者の低所得率は 14.9%であった。この率は、15-18 歳層では 14.0%、19-23 歳層では 15.3%であったが、この差は統計的に有意でなく、本調査からは、年齢層によって低所得率に差があるとは言えない。

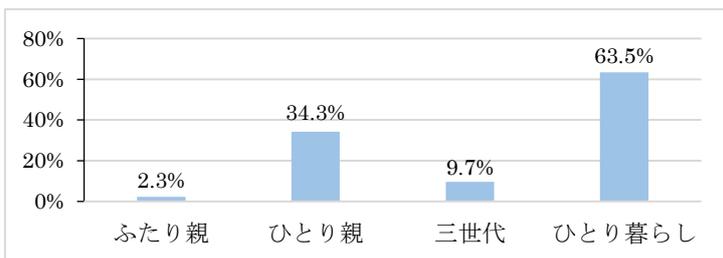
図表 2-1 低所得率:年齢層別(X)



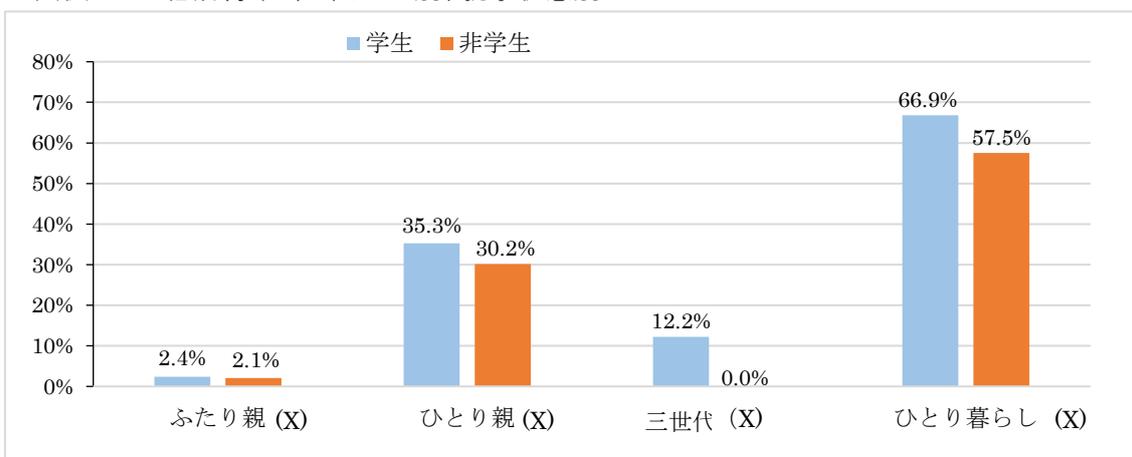
世帯タイプ別では、低所得率が一番高いのは「ひとり暮らし」の若者である。この層には学生も多いと考えられるため、学生と非学生に分けて集計したが、学生・非学生ともに 6 割程度の若者が低所得層であり、両者に統計的な有意差は認められなかった。その他のいずれの世帯タイプの若者についても、学生・非学生で統計的な有意差は見られなかった。

<sup>1</sup> 厚生労働省「国民生活基礎調査」は、等価可処分所得を用いて子供の貧困率を算出している。「可処分所得」＝勤労所得、自営業所得、金融所得などの当初所得に社会保障給付（公的年金、児童手当、児童扶養手当、生活保護給付など）の給付を加算し、所得税、住民税、社会保険料などの支出を差し引いた所得  
「子供の貧困率」＝等価可処分所得（世帯の全人員の可処分所得を合算した世帯所得を世帯人数の平方根で除した値）の社会全体の中央値の 50%以下の所得の世帯に属する子供の割合。

図表 2-2 低所得率:世帯タイプ別 (\*\*\*)



図表 2-3 低所得率:世帯タイプ別、就学状態別

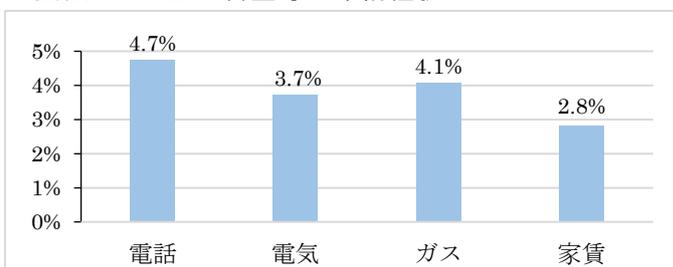


## (2) 公共料金等の滞納

過去 1 年間における電話、電気、ガス等の公共料金及び家賃を、金銭的な理由で滞納したことがあるかを聞いたところ<sup>2</sup>、電話料金は 4.7%、電気料金は 3.7%、ガス料金は 4.1%、家賃は 2.8%と、約 3%から約 5%の世帯が公共料金等の滞納を経験している。

この割合は低所得層において高く、電話料金で 13.2%、電気料金で 9.5%、ガス料金で 10.1%、家賃で 8.9%と、これらの項目でも約 1 割に滞納経験がある。

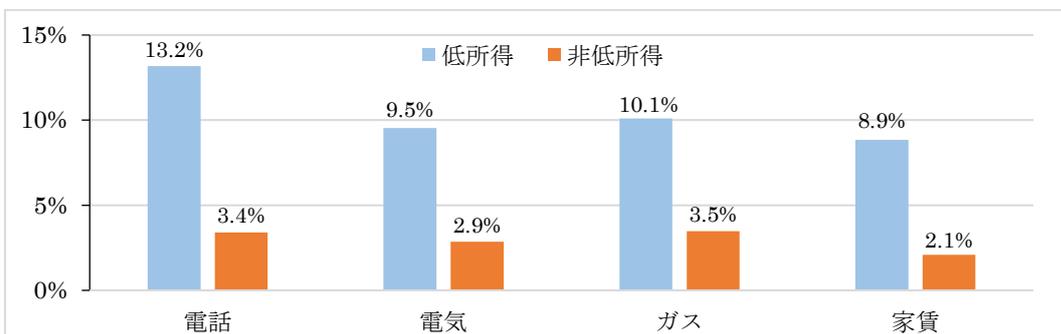
図表 2-4 公共料金等の滞納経験



※保護者票及び若者票（ひとり暮らしの場合）の情報から作成

<sup>2</sup> 公共料金等の滞納は、保護者票がある若者（保護者と同居が前提）は保護者票からの情報、ひとり暮らしの若者については若者票からの情報をもとに集計している。

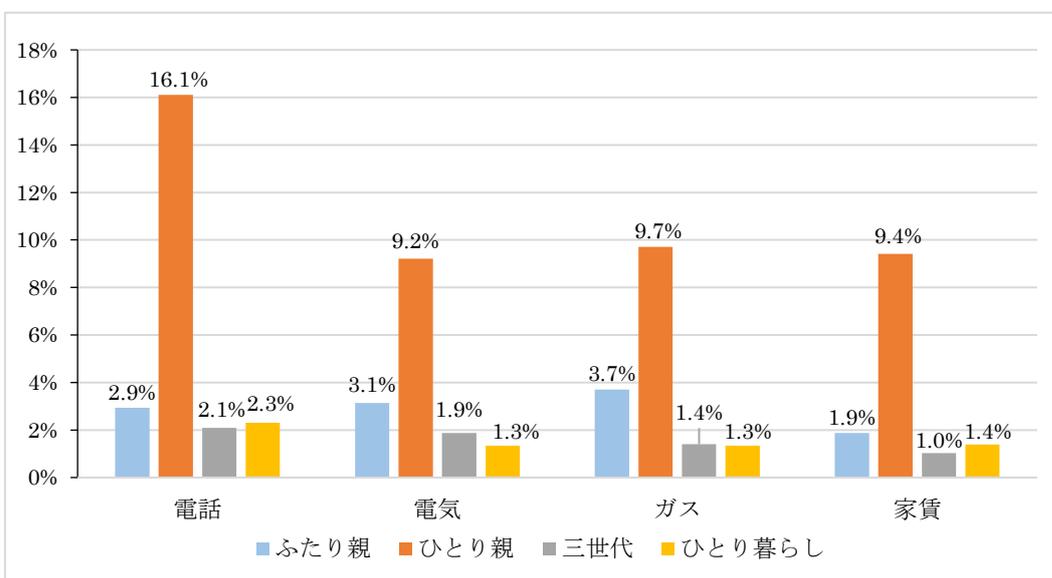
図表 2-5 公共料金等の滞納経験:所得階層別(\*\*\*)



※保護者票及び若者票（ひとり暮らしの場合）の情報から作成

世帯タイプ別に公共料金等の滞納経験を見ると、ひとり親世帯において滞納経験のある割合が高く、三世代世帯とひとり暮らし世帯において低くなっている。ひとり親世帯においては、電話料金では 16.1%、電気料金では 9.2%、ガス料金では 9.7%、家賃では 9.4%が過去 1 年間に滞納経験があると回答している。その他の世帯については、公共料金等の滞納経験は比較的少ない。しかし、若者の約 6 割が属するふたり親世帯においても、1.9%~3.7%の公共料金の滞納経験がある。ひとり暮らしの若者については、公共料金等の滞納経験の割合は低い。

図表 2-6 公共料金等の滞納経験:世帯タイプ別(\*\*\*)



※保護者票及び若者票（ひとり暮らしの場合）の情報から作成  
 ※「無回答」を分母から除いた割合

本調査の結果を全国レベルのデータと比較するために、国立社会保障・人口問題研究所が平成24年に実施した「生活と支え合いに関する調査」の子供のいる世帯との比較を行った。なお、本調査の対象は15歳から23歳の若者が属する世帯であるのに対し、「生活と支え合いに関する調査」においては20歳未満未婚の子供のいる世帯が対象である。

これを見ると、全国の子供のいる世帯に比べ、本調査の対象者は公共料金等の滞納経験の割合が低い傾向がある。特に、三世帯世帯、ふたり親（二世帯）世帯においては、ほぼすべての項目で滞納経験の割合が低い。ひとり親世帯については、本調査のサンプル数の制約のため、三世帯世帯と二世帯世帯を分けて比較することはできないものの、電話と家賃の滞納経験は全国調査の「ひとり親世帯（三世帯）」より高くなっている。

図表 2-7 公共料金等の滞納経験：全国調査との比較

	全国調査					本調査			
	子供のいる世帯（全体）	二親世帯二世帯	ひとり親世帯三世帯	ひとり親世帯二世帯	二親世帯三世帯	子供のいる世帯（全体）	ふたり親世帯	ひとり親世帯	三世帯
電話	6.5%	5.5%	10.9%	15.3%	5.2%	4.9%	2.9%	15.0%	2.1%
電気	6.1%	5.3%	11.3%	14.1%	4.0%	3.9%	3.1%	8.6%	1.9%
ガス	6.3%	5.4%	10.7%	16.2%	4.0%	4.2%	3.6%	9.0%	1.4%
家賃	5.9%	6.4%	3.7%	13.4%	0.0%	2.9%	1.8%	8.5%	1.0%
住宅ローン	5.6%	3.5%	24.4%	8.1%	7.9%	1.7%	1.4%	3.1%	1.0%
その他債務	9.8%	8.0%	20.7%	18.5%	10.0%	6.6%	5.1%	13.5%	6.9%

※「生活と支え合いに関する調査」の滞納率を計算する際には、分母に「非該当」と「無回答」も含まれている。したがって、比較するために、本表に限り、本調査の滞納率も同様に計算している。

### （3）所有物の状況

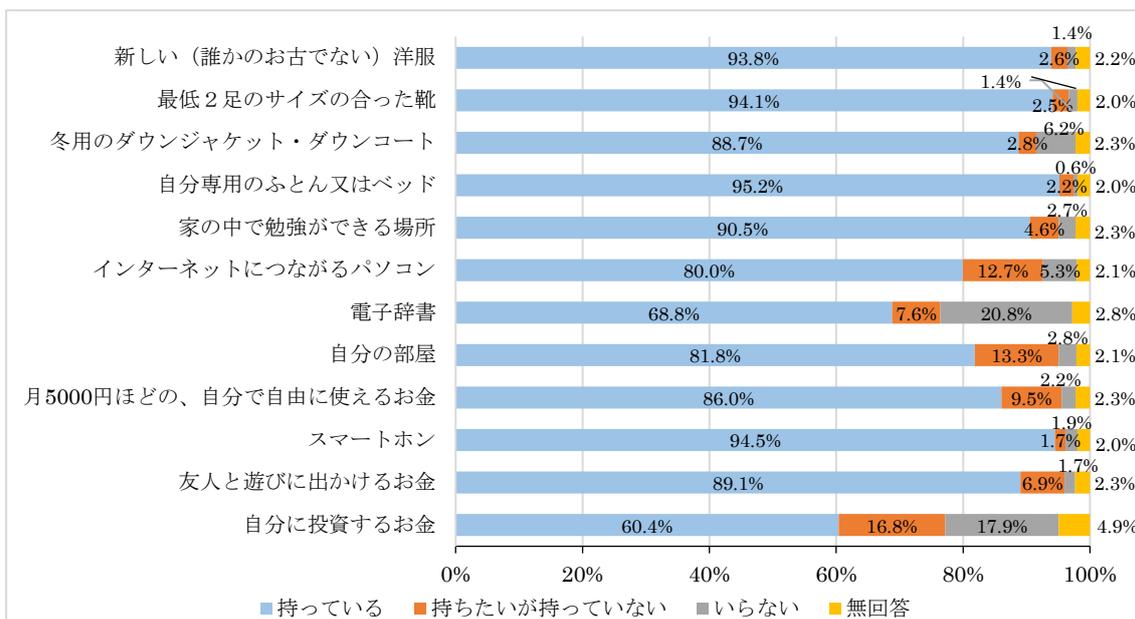
本調査では、図表 2-8 に記載されている 12 項目について、所有状況を調査した。その結果、「新しい（誰かのお古でない）洋服」や「最低 2 足のサイズの合った靴」などは 90% を超える若者が「持っている」と回答しているが、「自分に投資するお金」や「電子辞書」は 60% 台にとどまった。「スマートホン」は 94.5% が「持っている」と回答している。

図表 2-9 は、それぞれの項目の「持ちたいが、持っていない」割合を示している。この割合は、その項目を「持っている」又は「持ちたいが、持っていない」と回答した若者のうち、後者を選択した若者の割合である<sup>3</sup>。

<sup>3</sup> 「持ちたいが、持っていない割合」 =  $\frac{\text{「持ちたいが持っていない」と回答した若者の数}}{\text{「持ちたいが持っていない」または「持っている」と回答した若者の数}}$

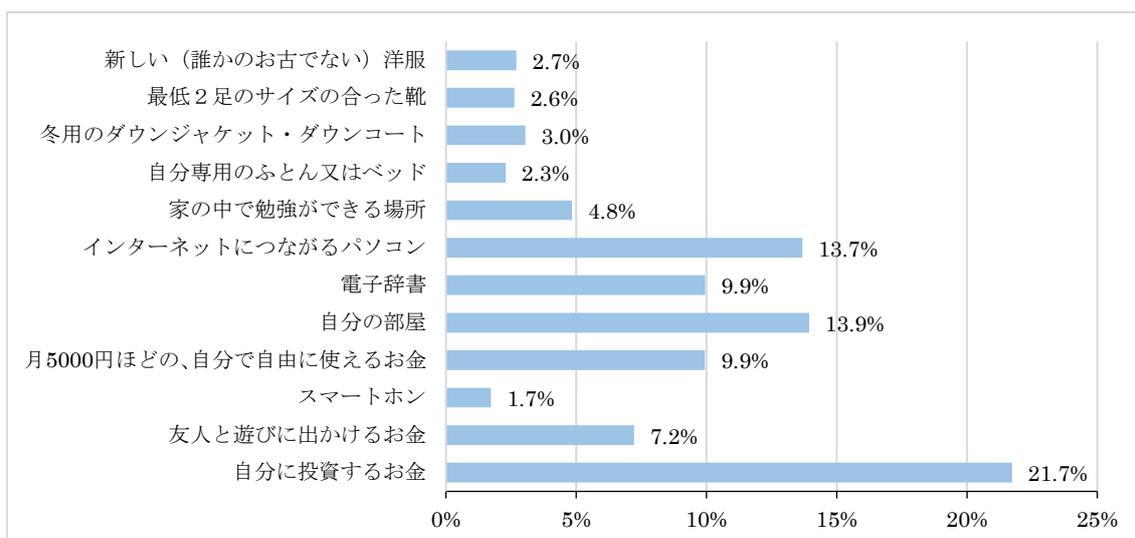
「持ちたくない・いらぬ」とした若者は、分子・分母の両方から除かれている。この方法は、既存の欧米及び日本における剥奪研究において用いられている。

図表 2-8 所有物の状況



「持ちたいが、持っていない」割合が最も高い項目は「自分に投資するお金」であり、21.7%となっている。また、「自分の部屋」、「インターネットにつながるパソコン」もそれぞれ13.9%、13.7%で1割を超える。「新しい（誰かのお古でない）洋服」、「最低2足のサイズの合った靴」、「冬用のダウンジャケット・ダウンコート」、「自分専用のふとん又はベッド」などの衣住に関する項目は、2.3%～3.0%となっている。「家の中で勉強ができる場所」（4.8%）、「電子辞書」（9.9%）といった勉強に必要な項目や、「友人と遊びに出かけるお金」（7.2%）、「月5000円ほどの、自分で自由に使えるお金」（9.9%）といった交友関係に関連する項目についても、「持ちたいが、持っていない」とする若者が存在する。

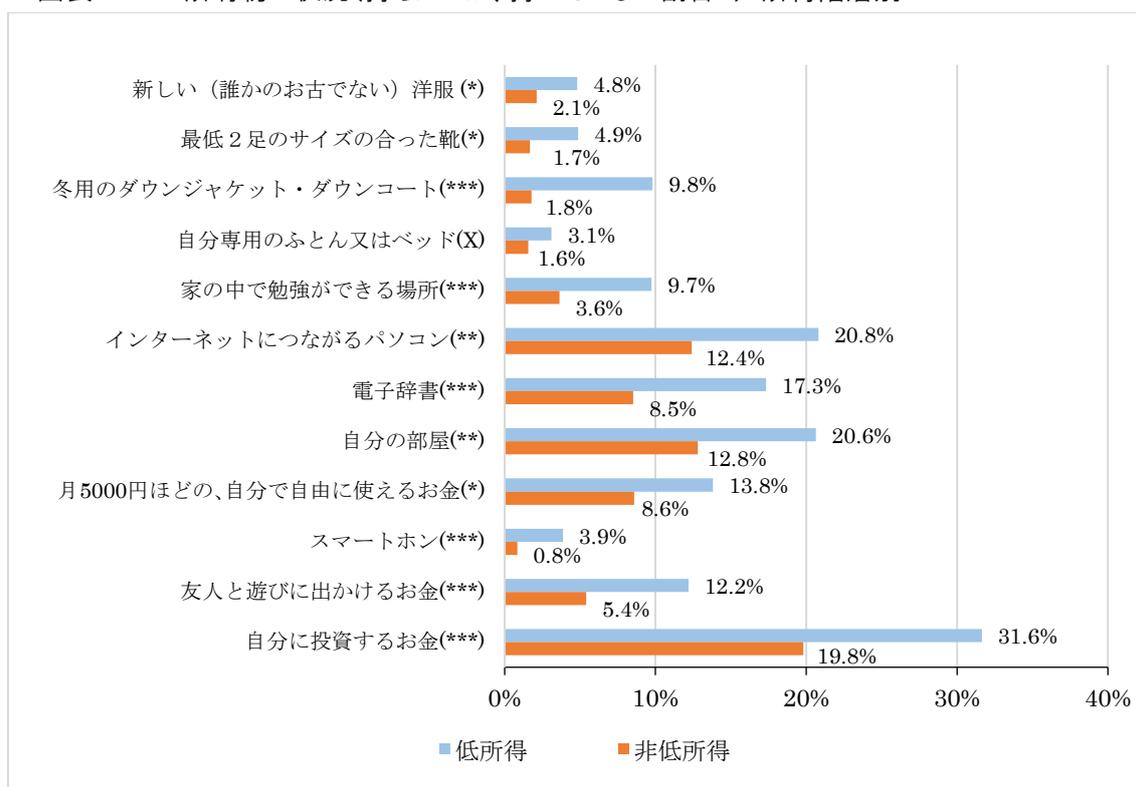
図表 2-9 所有物の状況(持ちたいが、持っていない割合※)



※「持ちたくない（いない）」「無回答」を分母から除いた割合

所得階層別に見ると、「自分専用のふとん又はベッド」については統計的な有意差は見られなかったが、それ以外の全ての項目について、低所得層の若者は、非低所得層の若者に比べて、「持ちたいが、持っていない」割合が高く、「自分に投資するお金」(31.6%)、「インターネットにつながるパソコン」(20.8%)、「自分の部屋」(20.6%)、「電子辞書」(17.3%)、「家の中で勉強ができる場所」(9.7%)、「月5000円ほどの、自分で自由に使えるお金」(13.8%)や「友人と遊びに出かけるお金」(12.2%)となっている。

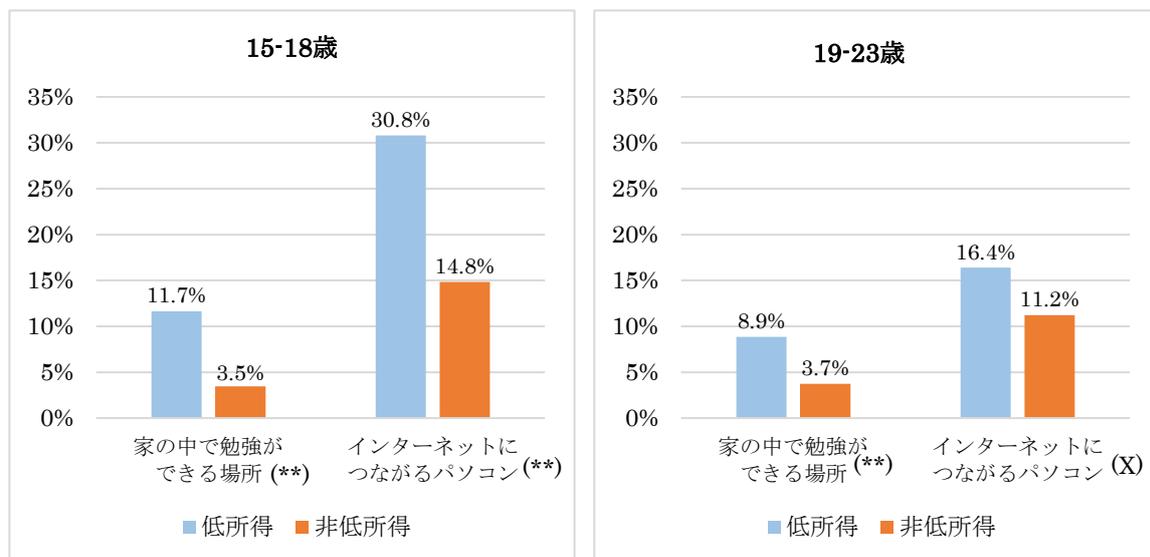
図表 2-10 所有物の状況(持ちたいが、持っていない割合※):所得階層別



※「持ちたくない(いらぬ)」「無回答」を分母から除いた割合

若者の勉強環境については、年齢階層によっても違いが見られる。低所得層の若者と非低所得層の若者の差は特に15-18歳で大きく、低所得層の15-18歳においては、「インターネットにつながるパソコン」について30.8%、「家の中で勉強ができる場所」について11.7%の若者が「持ちたいが、持っていない」と回答している。19-23歳においても、「家の中で勉強ができる場所」について低所得層と非低所得層で統計的に有意な差が見られるが、低所得層で「持ちたいが、持っていない」とする若者の割合は、15-18歳に比べて低い。

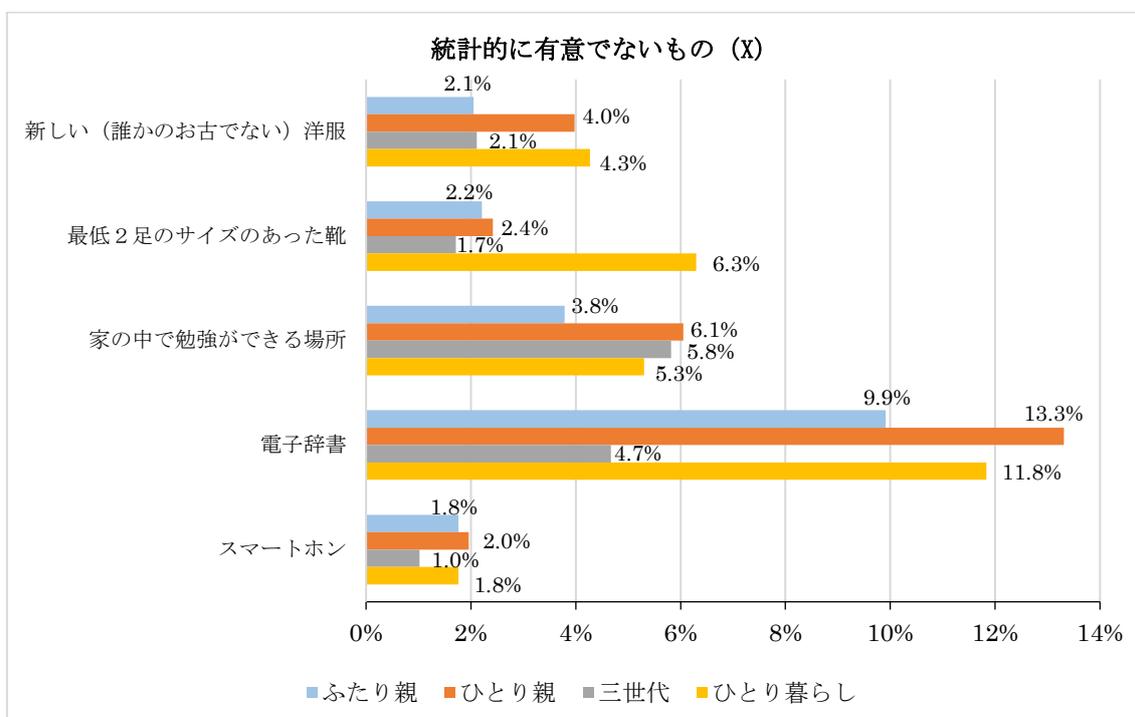
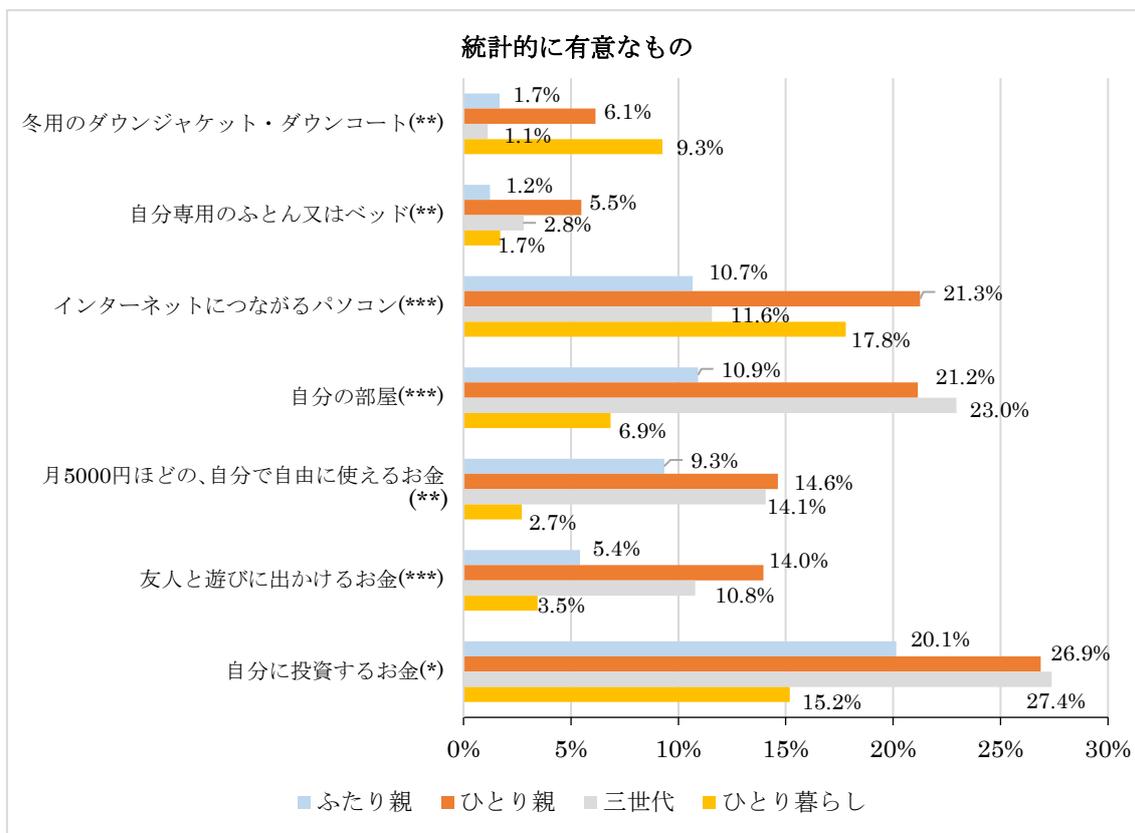
図表 2-11 所有物の状況(持ちたいが、持っていない割合<sup>※</sup>): 所得階層別、年齢層別



※ 「持ちたくない (いらぬ)」「無回答」を分母から除いた割合

次に、世帯タイプ別に「持ちたいが、持っていない」割合を見ると、「新しい (誰かの  
お古ではない) 洋服」、「最低2足のサイズの合った靴」、「家の中で勉強ができる場所」、  
「電子辞書」、「スマートホン」の5項目については、統計的に有意な差はなかった。し  
かし、ひとり親世帯の若者は、その他の統計的に有意な差がある7項目のうち「自分に  
投資するお金」、「インターネットにつながるパソコン」、「自分の部屋」の項目において、  
「持ちたいが、持っていない」割合が高い。また、ひとり暮らしの若者は、「冬のダウ  
ンジャケット・ダウンコート」と「インターネットにつながるパソコン」において「持  
ちたいが、持っていない」割合が相対的に高いものの、「月5000円ほどの、自分で自由  
に使えるお金」、「友人と遊びに出かけるお金」、「自分に投資するお金」については割合が  
低いことがわかった。これは、ひとり暮らしの若者のほとんどが、19-23歳の年齢層であ  
り、かつ半自立又は自立した生活をしているからと考えられる。

図表 2-12 所有物の状況(持ちたいが、持っていない割合※):世帯タイプ別



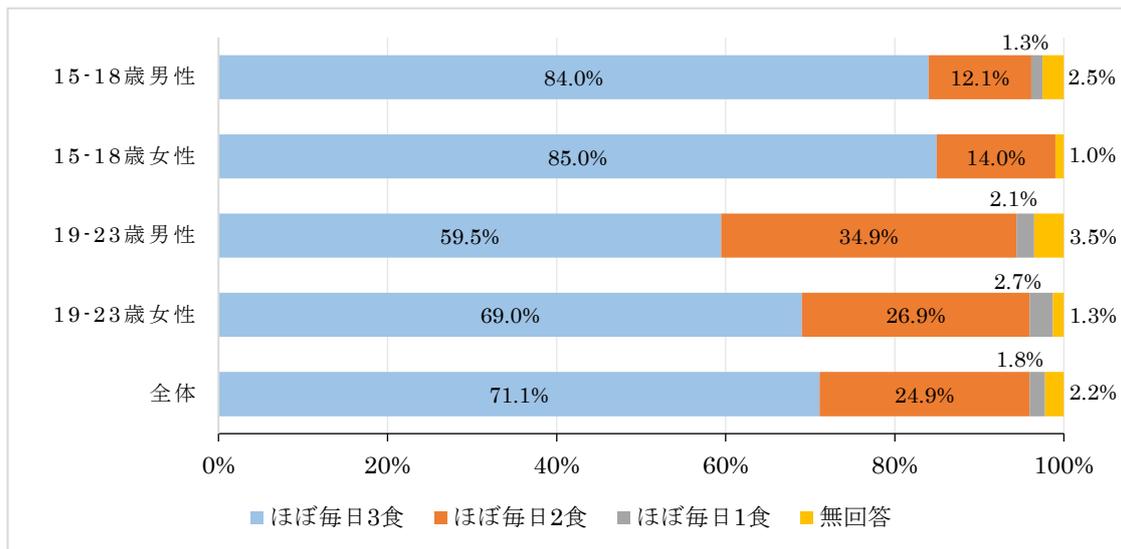
※「持ちたくない(いらぬ)」「無回答」を分母から除いた割合

## 2 食事・栄養の状況

### (1) 食事の回数

本調査では、若者の「食」の状況を聞いている。まず、「平日（学校や仕事のある日）に、一日3食を食べるか」と聞いたところ、71.1%の若者は「ほぼ毎日3食」と答えているものの、24.9%の若者は「ほぼ毎日2食」と答えている。また、「ほぼ毎日1食」と答えた若者も1.8%存在した。「ほぼ毎日3食」と答えた若者の割合は、15-18歳と19-23歳では大きな差があり、19-23歳の若者は15-18歳に比べて、男性では約25ポイント、女性では16ポイント低くなっている。特に、19-23歳の男性においては、「ほぼ毎日2食」が34.9%と他と比べて高く、「ほぼ毎日3食」が59.5%と、6割を切っている。

図表 3-1 平日(学校や仕事のある日)の食事の回数:年齢層別、性別(\*\*\*)

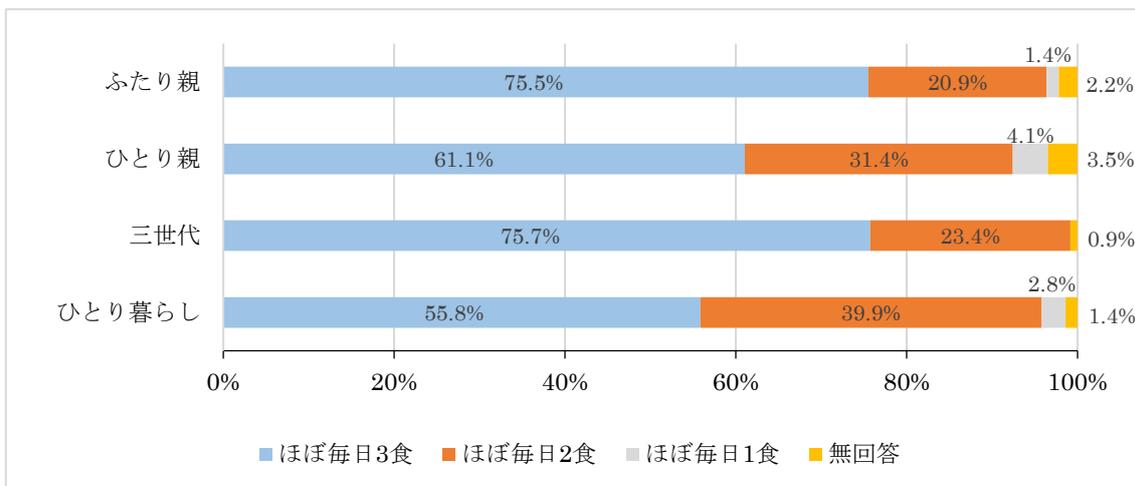


平日の食事の回数を世帯タイプ別に見ると、「ほぼ毎日3食」と答えた若者の割合は、ひとり暮らしとひとり親世帯に少なく、ひとり暮らしの世帯においては、「ほぼ毎日2食」が約4割となっている。ひとり親世帯においては、「ほぼ毎日1食」と答えた若者も4.1%いる。

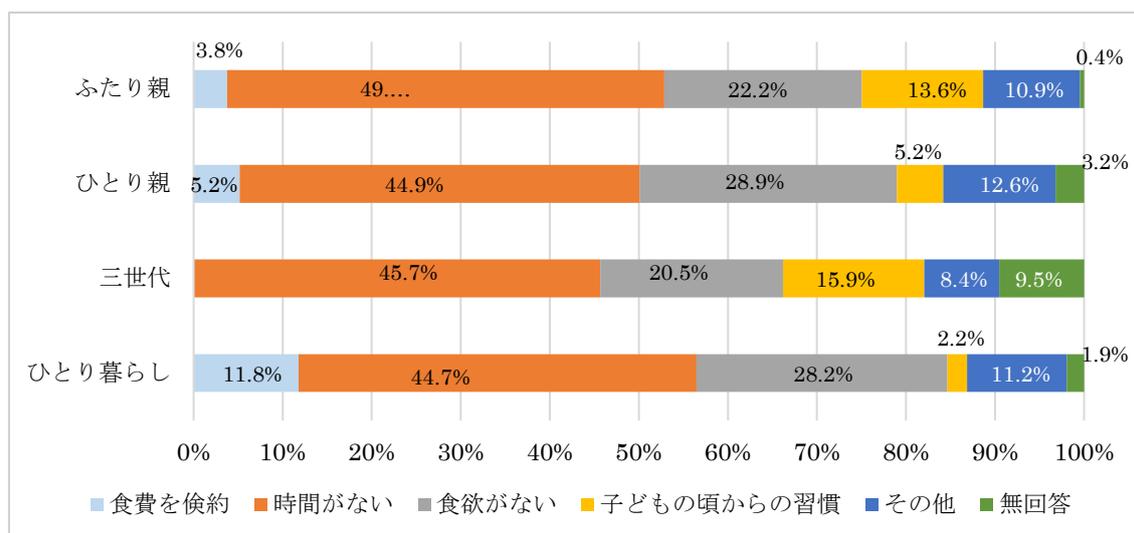
2食以下の理由を世帯タイプ別に見ると、どの世帯タイプにおいても「時間がない」、「食欲がない」が一位、二位を占めているものの、ひとり暮らしの世帯においては「食費を節約」が11.8%で、他の世帯タイプに比べて割合は高いが、統計的に有意ではない。

食事の回数を所得階層別に見ると、低所得層の若者は、非低所得層の若者に比べて、「ほぼ毎日3食」と答えた割合が約10ポイント低くなっている。低所得層の若者では、5.3%が「ほぼ毎日1食」、29.4%が「ほぼ毎日2食」という結果である。

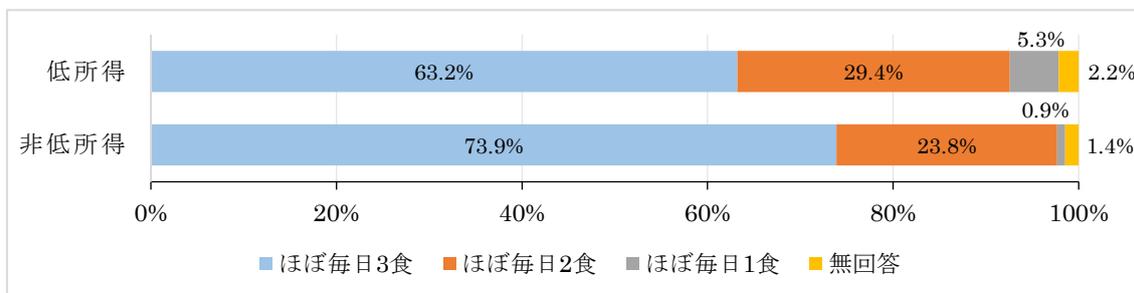
図表 3-2 平日(学校や仕事のある日)の食事の回数:世帯タイプ別(\*\*\*)



図表 3-3 平日に2食以下の主な理由:世帯タイプ別(X)



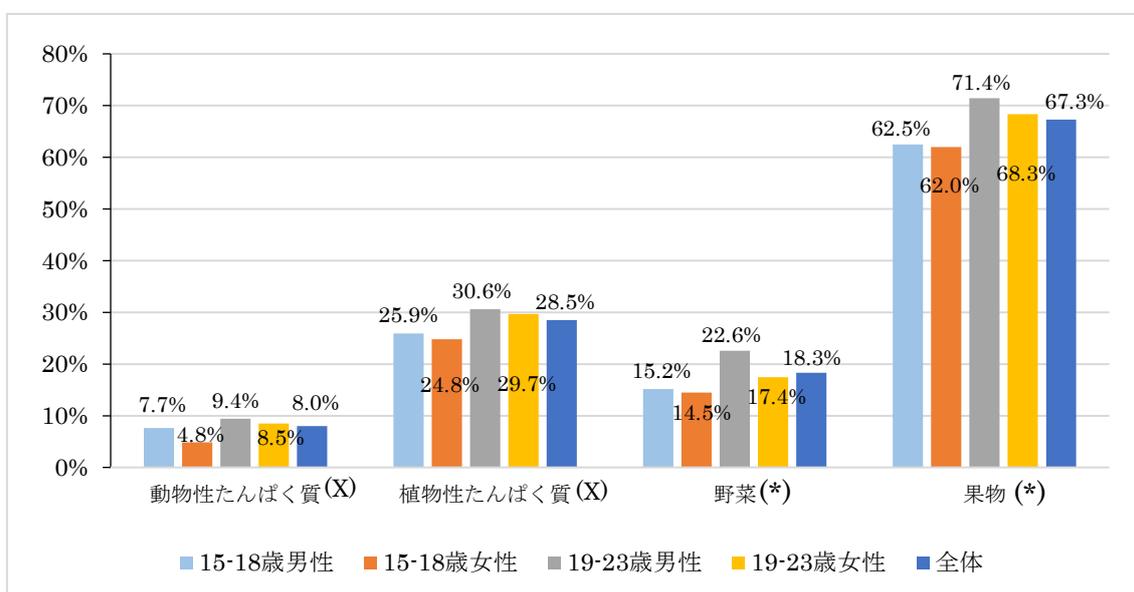
図表 3-4 平日(学校や仕事のある日)の食事の回数:所得階層別(\*\*\*)



## (2) 食品群ごとの摂取頻度

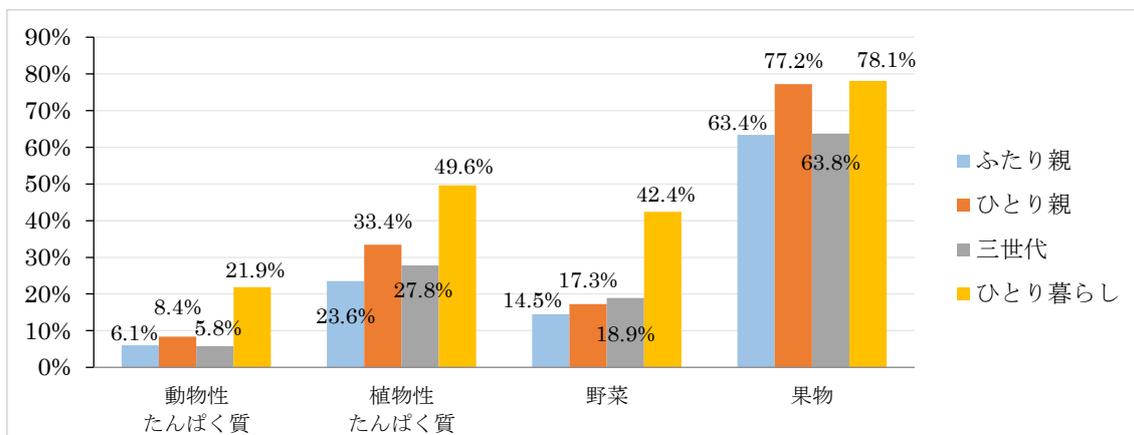
「肉、魚、卵などの動物性たんぱく質」、「大豆・小麦等の植物性たんぱく質」、「野菜」、「果物」について、少なくとも1日に1回は食べているかを聞いた。動物性たんぱく質は若者の8.0%が、植物性たんぱく質は若者の28.5%が1日に1回も摂取しておらず、この結果は、年齢、性別による有意な差はない。野菜については、若者の18.3%が1日に1回も摂取していないと回答している。特に、19-23歳の男性においては、22.6%が1日に1回も野菜を摂取していない。果物については、若者の67.3%が1日に1回も摂取しないと回答している。

図表 3-5 1日に1回も摂取していない割合：年齢層別・性別



食品群別の摂取状況を世帯タイプ別にみると、ひとり暮らしの若者は、動物性たんぱく質では21.9%、植物性たんぱく質では49.6%、野菜では42.4%、果物では78.1%が1日に1回も摂取していないと答えており、全ての食品群で、1日の食事の内1回も摂取することがない割合が、他の世帯タイプと比べて高い。他の世帯タイプでは、ひとり親世帯の若者の割合が高くなっている。果物については、どの世帯タイプにおいても1日1回の摂取ができていないが、特に、ひとり親世帯とひとり暮らし世帯においては、8割近い若者が1日に1回も摂取していない。

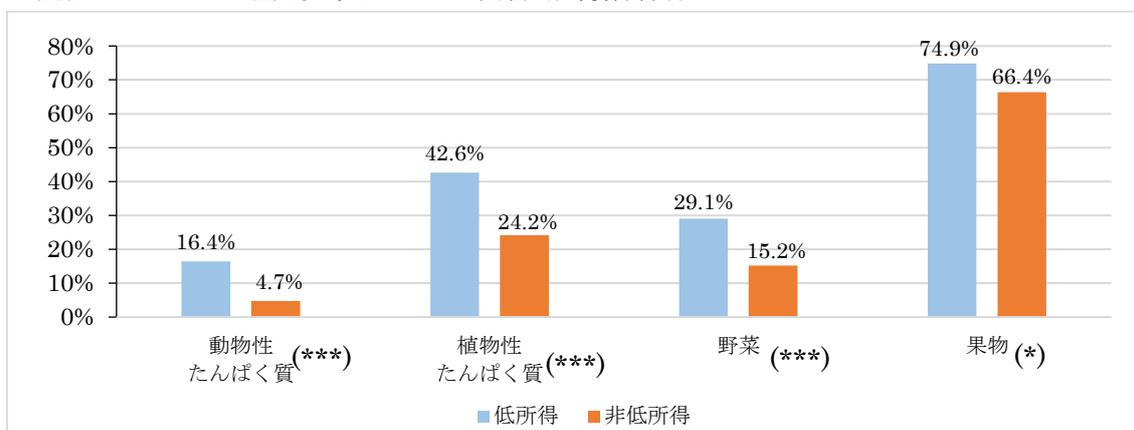
図表 3-6 1日1回も摂取していない割合：世帯タイプ別(\*\*\*)



\* 「無回答」を除く

所得階層別に見ると、すべての食品群において、低所得層の若者は、非低所得層の若者に比べ、摂取していない割合が高い。低所得層の若者のうち、動物性たんぱく質を1日に1回も摂取していない割合は16.4%、植物性たんぱく質は42.6%、野菜は29.1%である。果物については、低所得層の若者が74.9%、非低所得の若者が66.4%であり、差は見られるものの、他の食品群と比較してその差は小さい。

図表 3-7 1日1回も摂取していない割合：所得階層別



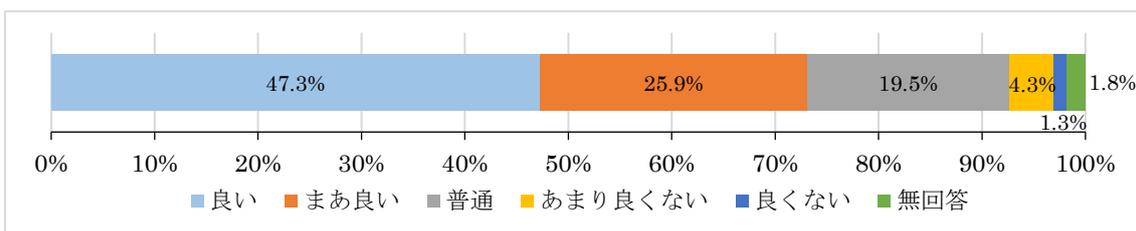
\* 「無回答」を除く

### 3 健康

#### (1) 主観的健康状態

若者の健康状態について、本人申告による5段階（「良い」、「まあ良い」、「普通」、「あまり良くない」、「良くない」）で聞いた。若者の47.3%は、健康状態が「良い」と答えており、健康状況が「良い」、「まあ良い」を合わせると7割を超える。しかし、若者の4.3%は「あまり良くない」、1.3%は「良くない」と答えている。

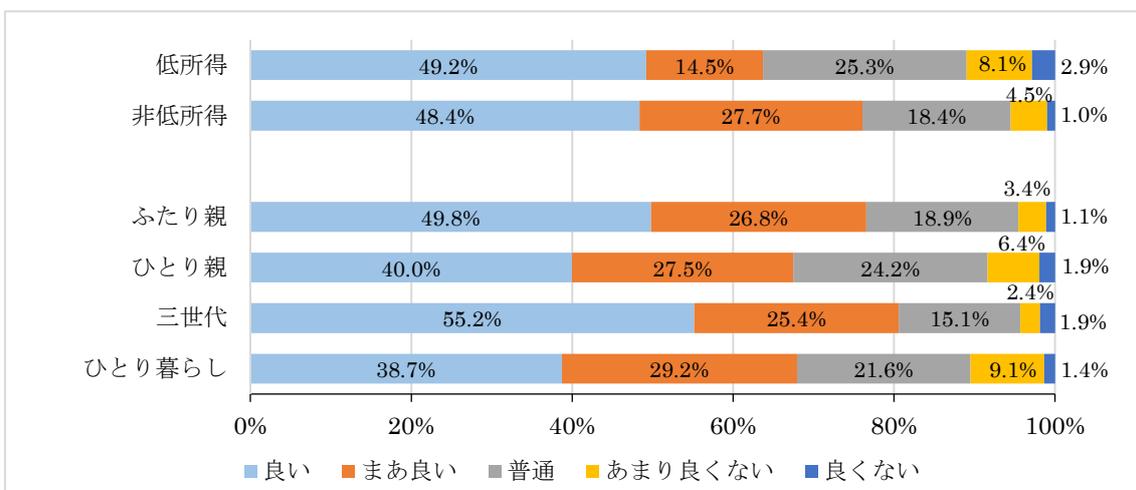
図表 4-1 若者の主観的健康状態



低所得層と非低所得層を比べると、「良い」とした若者はほぼ同じ割合であるものの、低所得層では「まあ良い」と回答した割合が、非低所得層に比べ約13ポイント少ない。低所得層の若者では、「あまり良くない」が8.1%、「良くない」が2.9%と、合わせて11.0%が、健康状態が良くないとしている。

世帯タイプ別には、ひとり暮らしとひとり親世帯の若者の主観的健康状態が他に比べて「あまり良くない」又は「良くない」と回答した割合が高いが、統計的に有意な差は見られない。

図表 4-2 若者の主観的健康状態：所得階層別(\*\*)、世帯タイプ別(X)



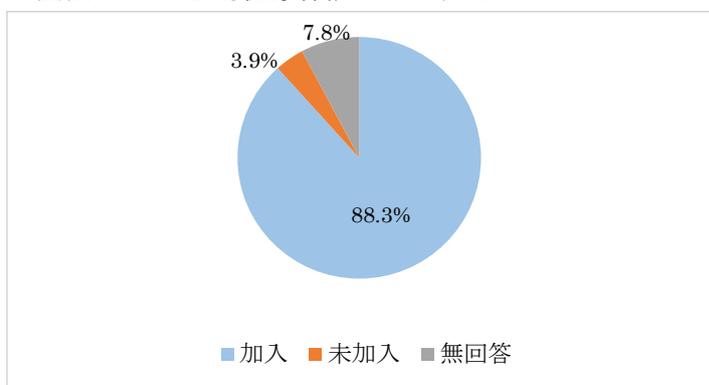
\* 「無回答」を除く

## (2) 公的健康保険の加入状況

健康状態が良くない要因のひとつとして、健康保険への未加入が考えられる。制度的には、日本では何らかの健康保険制度に加入しているはずだが、保険料を払っていないなどの理由から自分が健康保険に未加入であると認識していることも多い。そこで、若者の健康保険の加入状況について質問した。

若者の公的健康保険への加入状況は、88.3%が加入、3.9%が未加入、7.8%が無回答であった。年齢層による有意な差は見られなかったが、収入を伴う仕事をしている人のうち、雇用形態別（学生を含む）に見ると、正規雇用の若者と非正規雇用などと回答した若者では「未加入」と答えた割合は、非正規雇用などの若者の「未加入率」は正規雇業者の約7倍の5.7%となる。

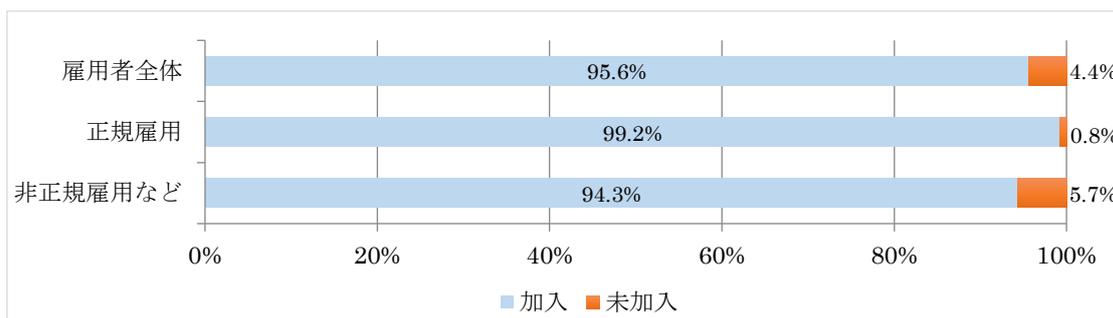
図表 4-3 公的健康保険の加入状況



※加入・未加入の状況は、本調査対象者の回答によるものである。

※「加入」は、「自分または家族の国民健康保険に加入している」、「自分または家族の職場からの健康保険に加入している」、「扶養家族として、親の職場からの健康保険に加入している」と回答した割合。「未加入」は、「何も加入していない」と回答した割合。（無回答を分母から除く）

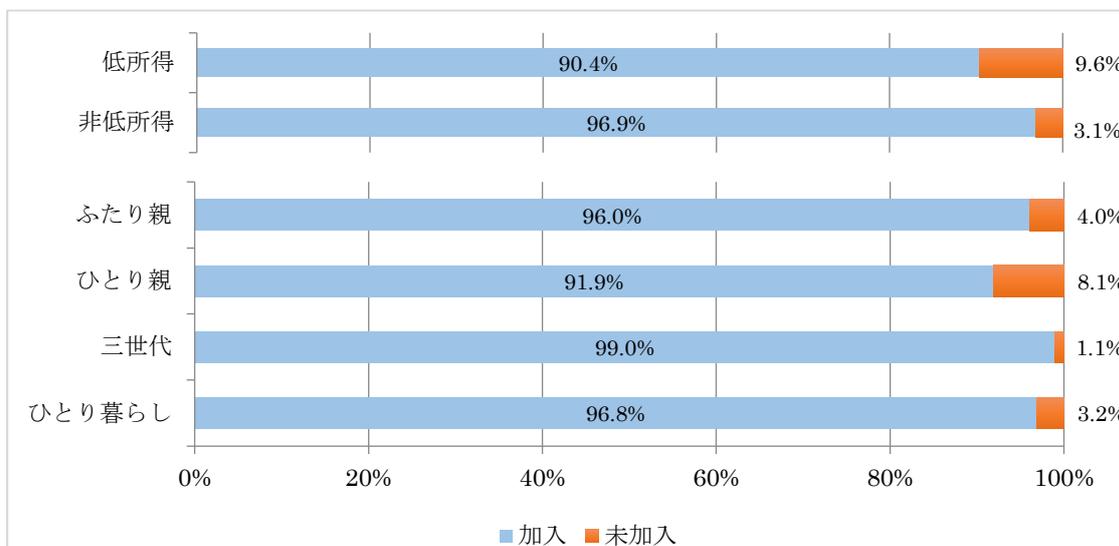
図表 4-4 公的健康保険の加入状況：雇用者の勤労形態別(\*\*\*)



\* 「無回答」を除く

公的健康保険の加入状況を所得階層別に見ると、低所得層では9.6%、非低所得層では3.1%が「未加入」と答えている。世帯タイプ別では、ひとり親世帯の若者の8.1%、ふたり親世帯の若者の4.0%が「未加入」と答えている。

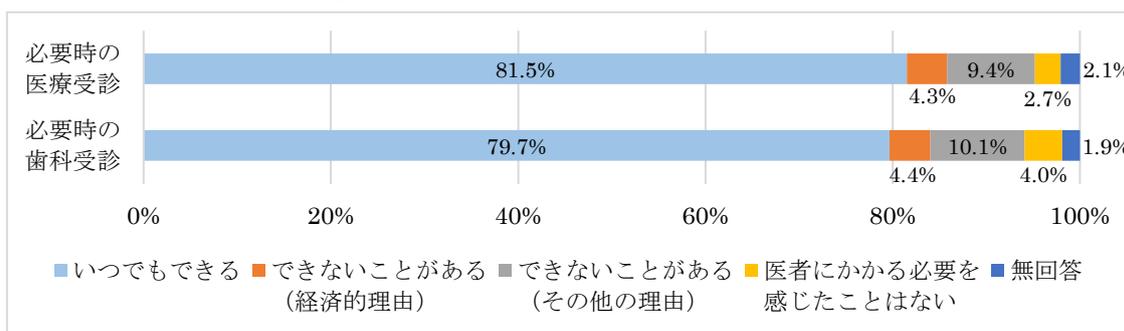
図表 4-5 公的健康保険の加入状況：所得階層別(\*\*\*)、世帯タイプ別(\*)



### (3) 医療の受診状況

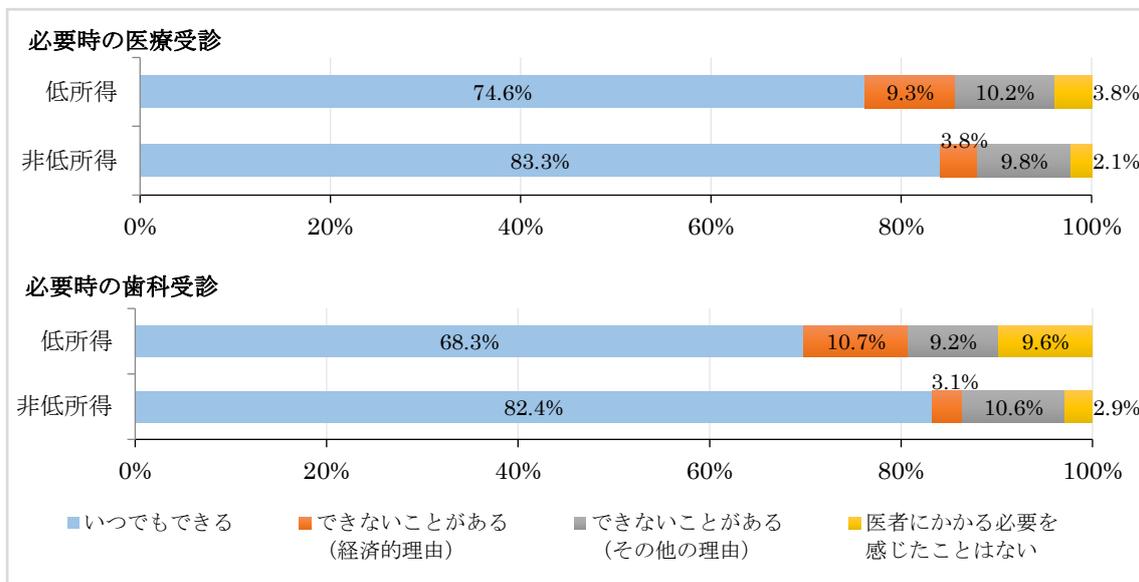
若者に、自分が必要と思う時に、医者や歯医者を受診することができるか聞いた。その結果、若者の81.5%が医者、79.7%が歯医者にかかることが「いつでもできる」と答えている。しかし、4.3%が医者に、4.4%が歯医者にかかることが「できないことがある(経済的理由により)」と答えている。また、9.4%が医者に、10.1%が歯医者にかかることが「できないことがある(その他の理由により)」と回答している。

図表 4-6 必要時の医療受診・歯科受診



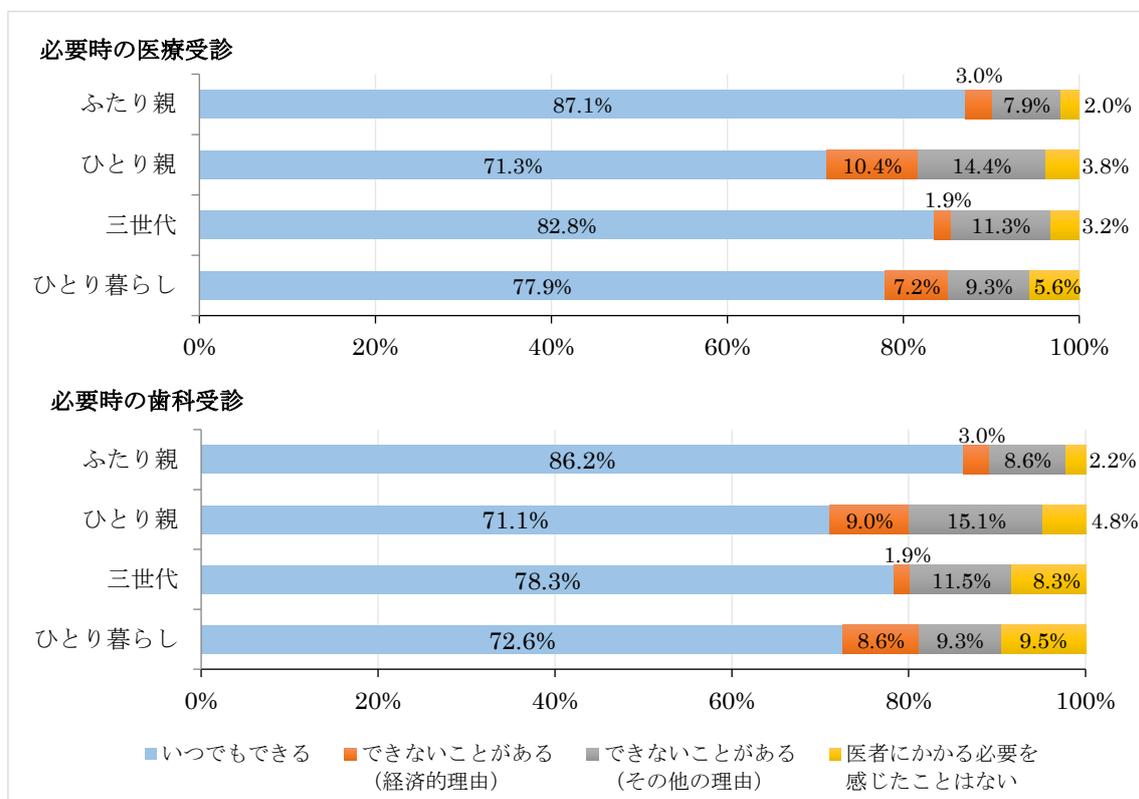
医療サービス(医科、歯科)の受診状況を所得階層別に見ると、低所得層においては、医者にかかることが「できないことがある(経済的理由により)」とした若者が9.3%であるのに対し、非低所得層では3.8%である。また、低所得層においては、歯医者にかかることが「できないことがある(経済的理由により)」とした若者が10.7%であるのに対し、非低所得層では3.1%である。

図表 4-7 必要時の医療受診(\*)・歯科受診(\*\*\*)：所得階層別



世帯タイプ別では、ひとり親世帯とひとり暮らし世帯において、医者又は歯医者にかかることが「できないことがある（経済的理由により）」とした若者の割合がふたり親、三世帯と比べて高いほか、ひとり親世帯においては「できないことがある（その他の理由により）」とした若者の割合が他の世帯タイプと比べて高い。

図表 4-8 必要時の医療受診(\*\*\*)・歯科受診(\*\*\*)：世帯タイプ別

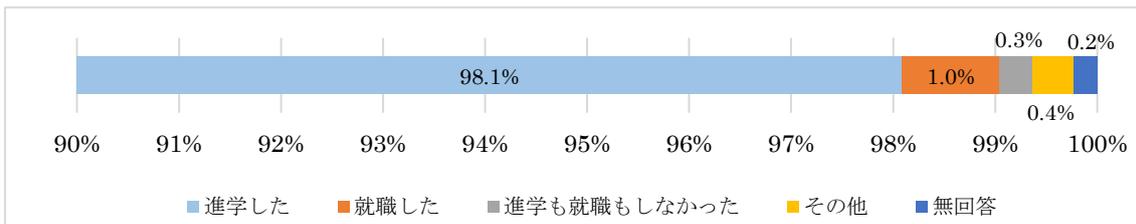


## 4 進学状況

### (1) 中学校卒業後の進路

本調査の対象となった若者の 98.1%は中学卒業後に高等学校に進学している。中学卒業後に就職の道に進んだ若者は 1.0%であった。

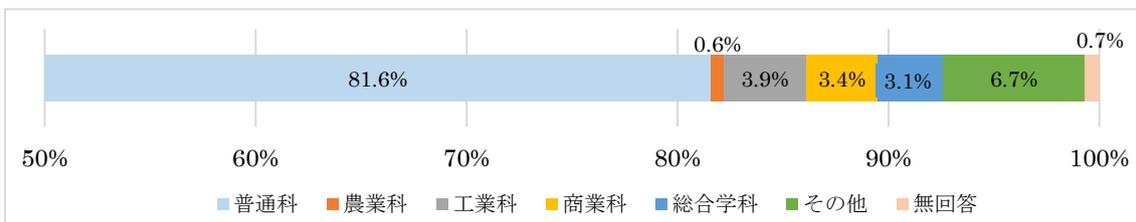
図表 5-1 中学校卒業後の進路



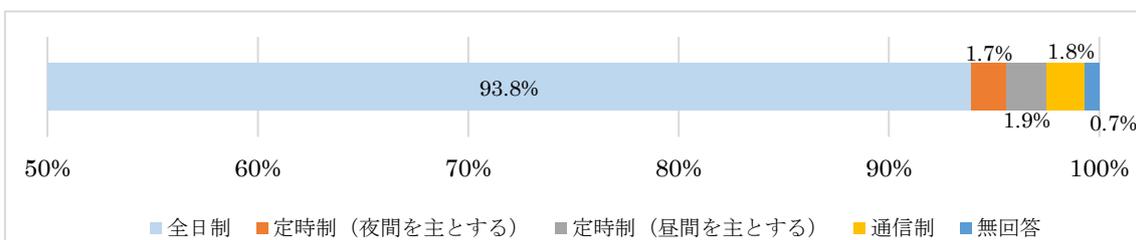
### (2) 進学した高等学校の種類

進学した高等学校の種類は、普通科が 81.6%、次いで工業科が 3.9%、商業科が 3.4%となっている。高等学校の課程別に見てみると、全日制が 93.8%、定時制が 3.6%、通信制が 1.8%である。進学した高等学校の設置者別は、公立が 53.7%、私立が 43.8%である。

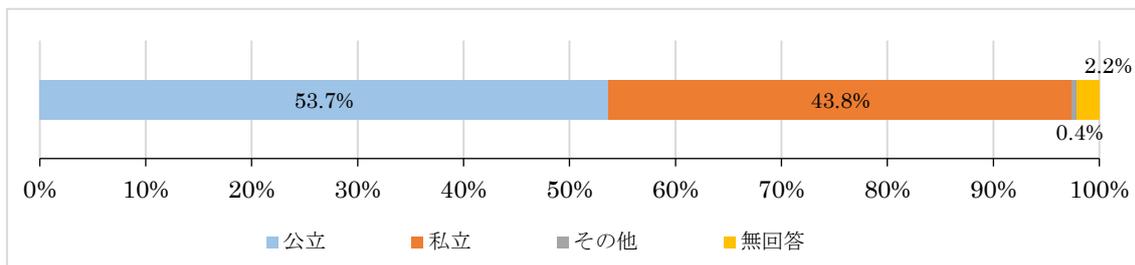
図表 5-2 進学した高等学校の種類(学科)



図表 5-3 進学した高等学校の種類(課程)

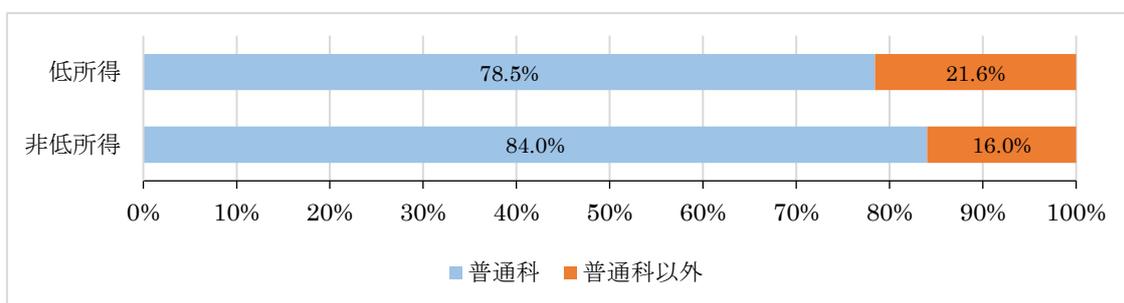


図表 5-4 進学した高等学校の設置者

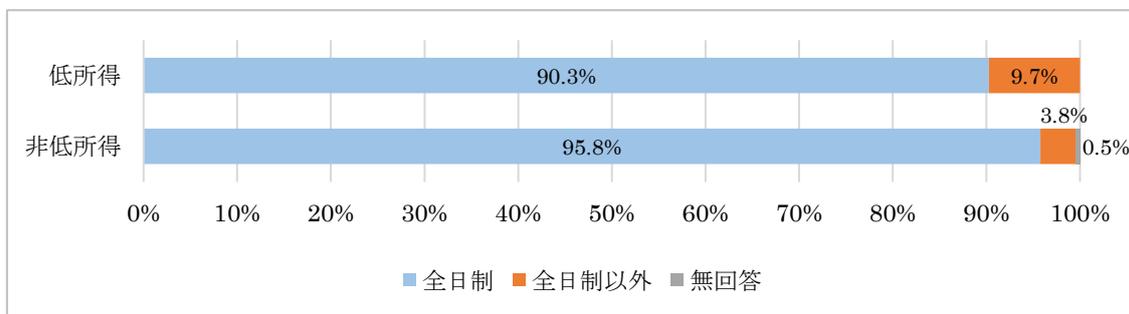


進学した高等学校の学科を所得階層別に見ると、低所得層では普通科以外に進学する割合（21.6%）が非低所得層（16.0%）よりも高いものの、この差は統計的に有意ではない。一方、進学した高等学校の課程を見ると、非低所得層では全日制以外に進学する割合が3.8%であるのに対し、低所得層は9.7%であり、統計的に有意な差が見られる。高等学校の設置者別に見ると、低所得層で私立高校に進学した割合（41.9%）は非低所得層（45.6%）よりも低いものの、統計的に有意ではない。低所得層の若者と非低所得層の若者はほぼ変わらず、約4割が私立高校に進学している。

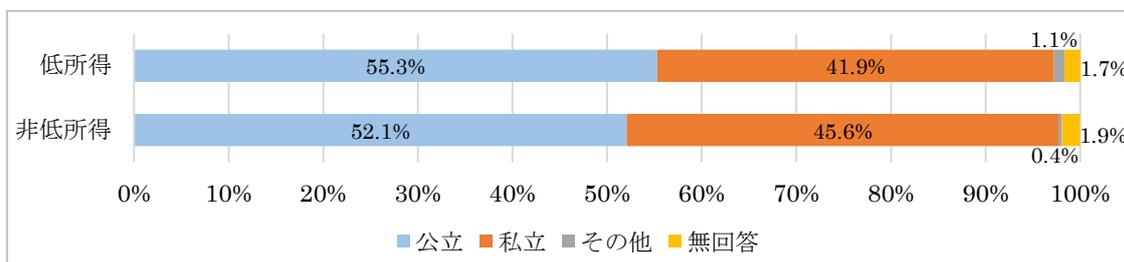
図表 5-5 進学した高等学校の種類(学科):所得階層別(X)



図表 5-6 進学した高等学校の種類(課程):所得階層別(\*\*)

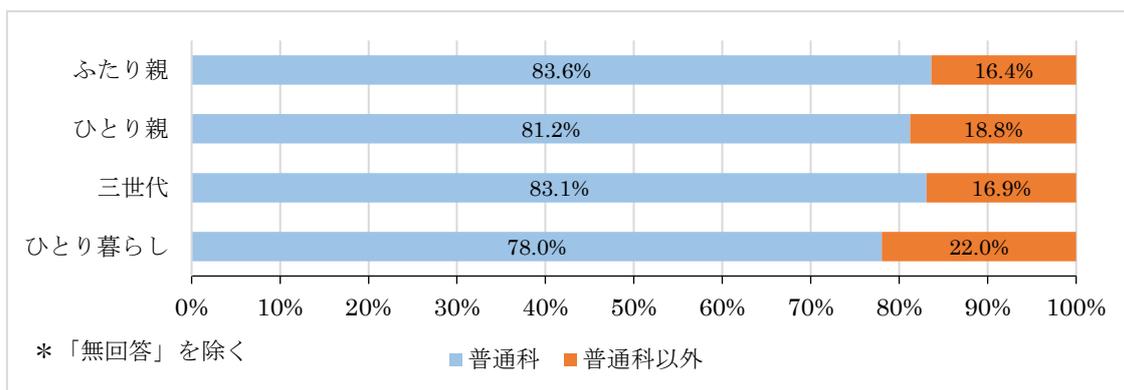


図表 5-7 進学した高等学校の設置者：所得階層別(X)

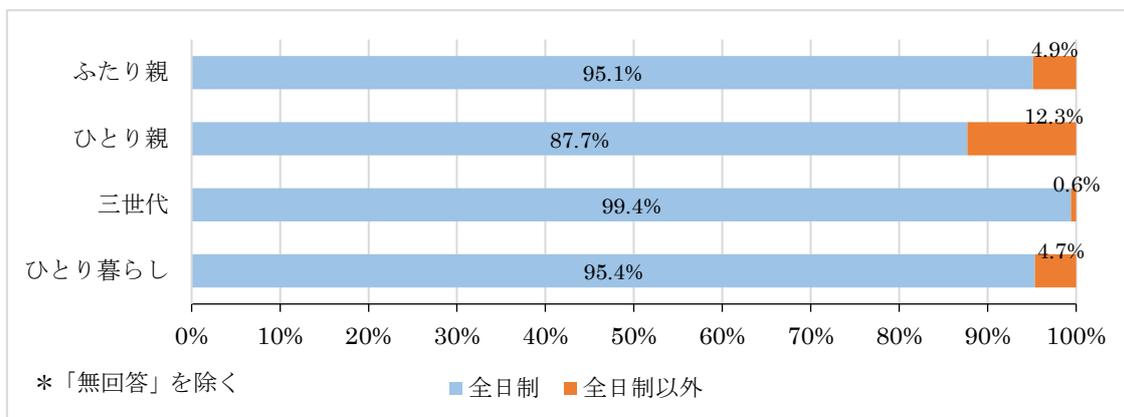


次に、世帯タイプ別に進学した高等学校の学科、課程、設置者を見てみると、学科については、統計的に有意な差が見られず、約 8 割の若者が普通科に進学している。しかし、全日制以外に進学する割合には、世帯タイプ別に差があり、ひとり親世帯の若者は他の世帯タイプに比べて高い割合（12.3%）となっている。高等学校の設置者別においては、三世帯世帯の若者の公立進学が 5 割を切り、ひとり親世帯、ひとり暮らしの若者の公立進学が約 6 割であるものの、世帯タイプ別では統計的に有意な差は見られなかった。

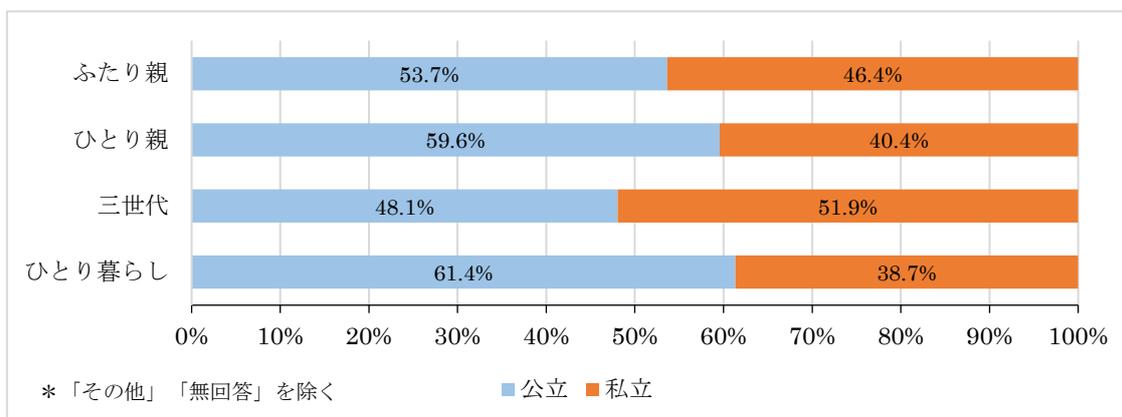
図表 5-8 進学した高等学校の種類(学科)：世帯タイプ別 (X)



図表 5-9 進学した高等学校の種類(課程)：世帯タイプ別 (\*\*\*)



図表 5-10 進学した高等学校の設置者:世帯タイプ別 (X)

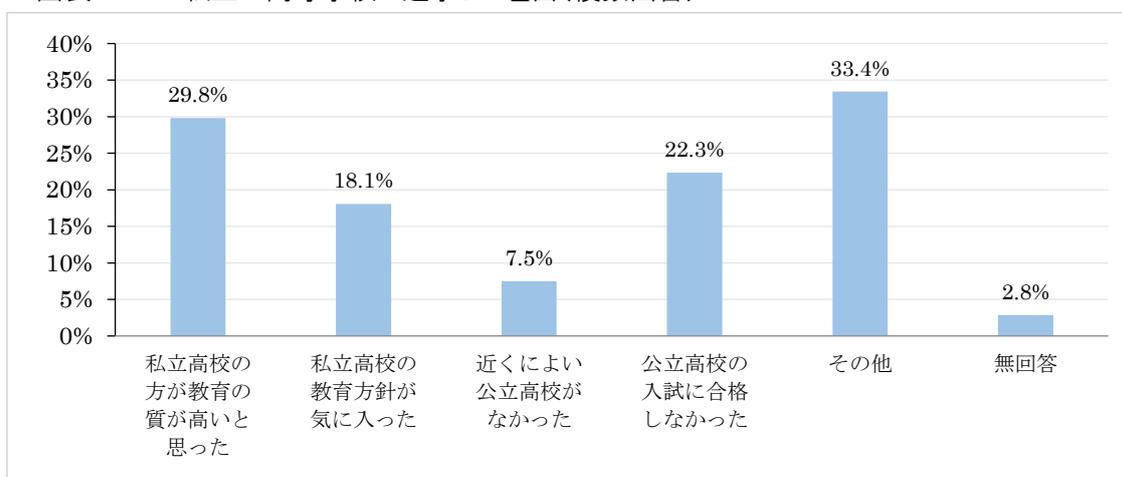


### (3) 私立の高等学校に進学した理由

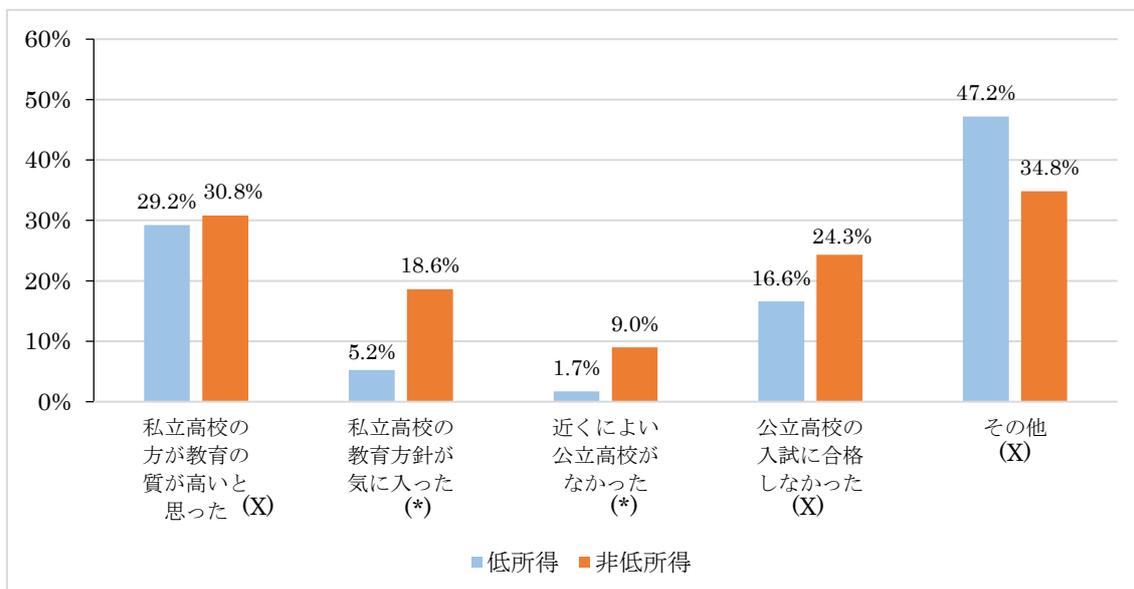
私立の高等学校に進学した理由を複数回答で聞いたところ、「私立高校の方が教育の質が高いと思った」(29.8%)、「私立高校の教育方針が気に入った」(18.1%)という積極的な理由の方が、「公立高校の入試に合格しなかった」(22.3%)、「近くにより公立高校がなかった」(7.5%)という消極的な理由よりも多かった。また、33.4%の者が「その他」を選択しており、多くが「中高一貫校だったから」との理由であった。他にも「〇〇部がある」「スポーツ推薦」等があり、私立高校が選ばれる理由の多様性がうかがえる。

所得階層別に私立の高等学校に進学した理由を見たところ、低所得層は「その他」を理由にあげる者の割合のみ非低所得層より高く、他の項目を選んだ者の割合は全て非低所得層が低所得層よりも高かった。統計的に有意な差が確認できたのは、「私立高校の教育方針が気に入った」(低所得層 5.2%、非低所得層 18.6%)、「近くにより公立高校がなかった」(低所得層 1.7%、非低所得層 9.0%)である。

図表 5-11 私立の高等学校に進学した理由(複数回答)

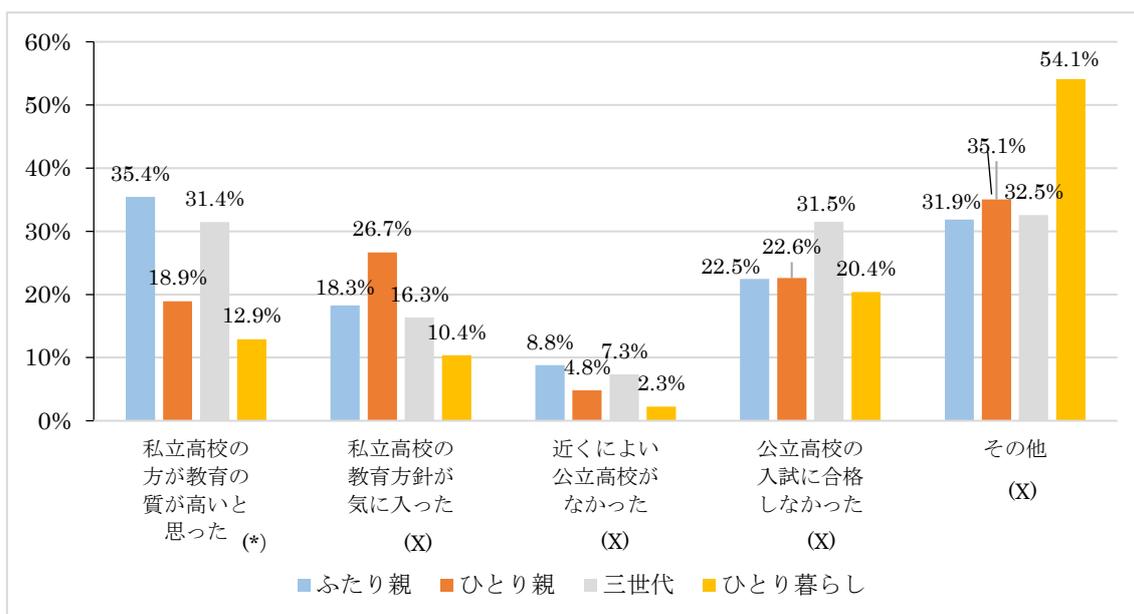


図表 5-12 私立の高等学校に進学した理由(複数回答):所得階層別



世帯タイプ別においては、「私立高校の方が教育の質が高いと思った」(ふたり親 35.4%、ひとり親 18.9%、三世代 31.4%、ひとり暮らし 12.9%) の項目で統計的に有意な差があった。ふたり親世帯と三世代世帯の若者は、ひとり親世帯の若者や現在ひとり暮らしをする若者に比べて「私立高校の方が教育の質が高いと思った」という積極的な理由で私立高校に進学していることとなる。しかしながら、統計的に有意な差が見られたのはこの項目だけであり、私立学校に進学した理由において世帯タイプによる大きな違いは確認できなかった。

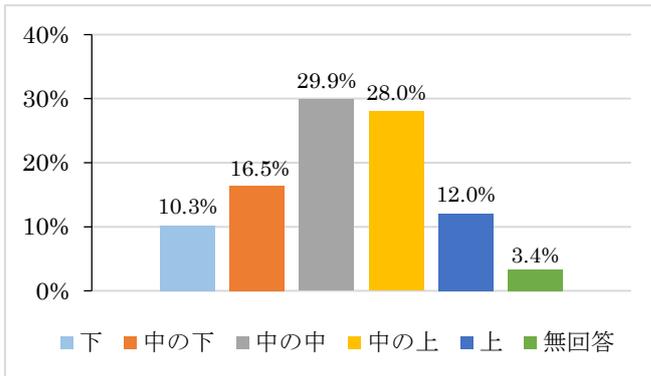
図表 5-13 私立の高等学校に進学した理由(複数回答):世帯タイプ別



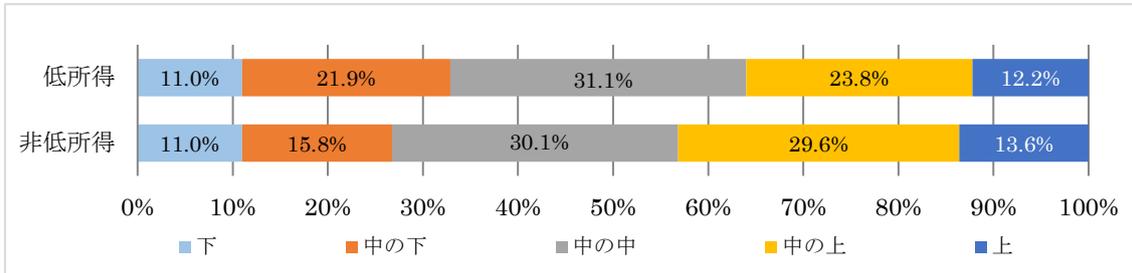
#### (4) 学力の主観的評価

高等学校での成績について、若者本人に5段階（「下」、「中の下」、「中の中」、「中の上」、「上」）で聞いた。「中の中」と「中の上」がほぼ同じで、それぞれ約3割であるが、約1割の若者は「下」と答えている。所得階層別に見ると、非低所得層の若者の方が低所得層に比べ若干「上」、「中の上」と答えた割合が高いが、この差は統計的に有意ではない。世帯タイプ別では、ひとり親世帯において「中の下」が高くなっているものの、これも統計的に有意ではなかった。

図表 5-14 高等学校での成績

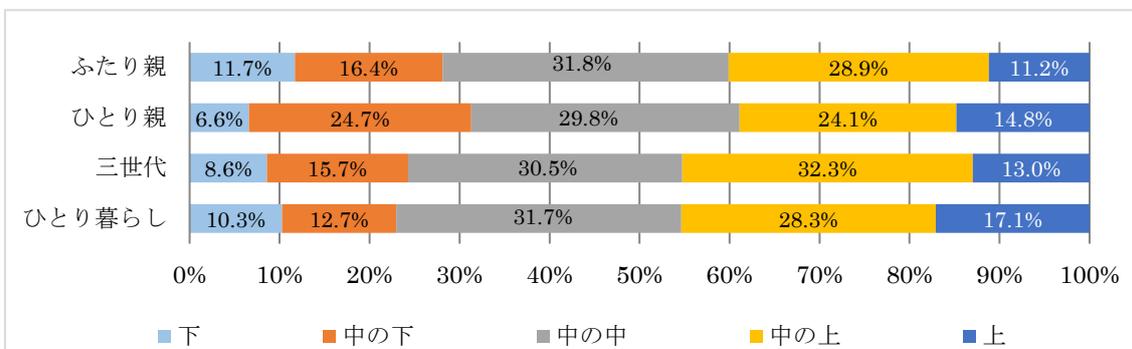


図表 5-15 高等学校での成績：所得階層別(X)



\* 「無回答」を除く

図表 5-16 高等学校での成績：世帯タイプ別(X)

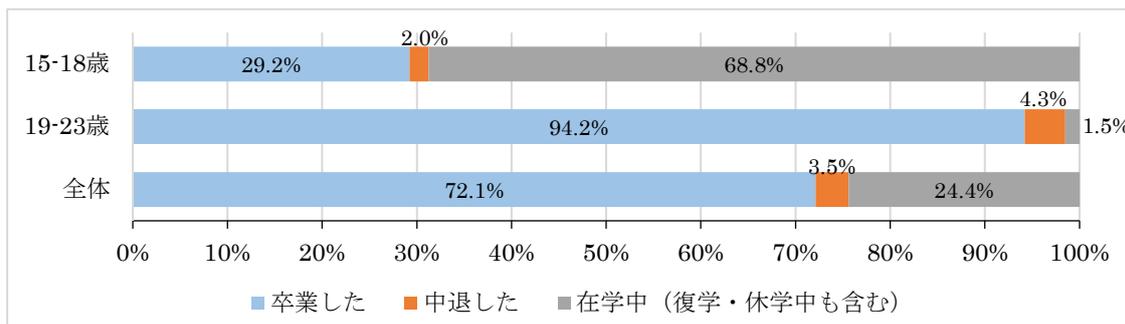


\* 「無回答」を除く

## (5) 高等学校卒業状況

高等学校の卒業状況を見ると、「卒業した」と回答した若者が 72.1%、「在学中」と回答した若者が 24.4%となっている。全体では 3.5%、15-18 歳では 2.0%、19-23 歳では 4.3%の若者が「中退した」と回答している。なお、この割合の分母からは高等学校に進学していない者と無回答の者を除いている。

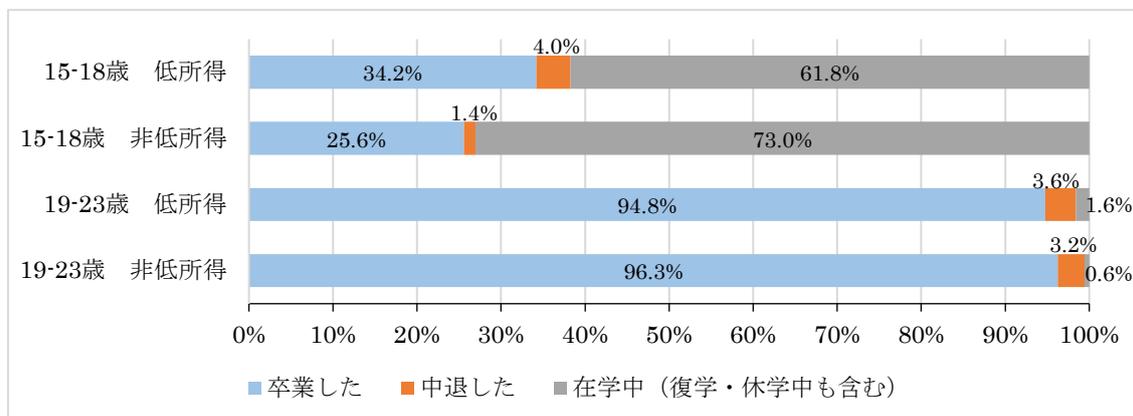
図表 5-17 高等学校の卒業状況：年齢層別(\*\*\*)



\* 「高等学校に進学していない」を選択した者、「無回答」を除く。

年齢層別・所得階層別に見たところ、高等学校の卒業状況に統計的に有意な差は確認できなかったが、15-18 歳では非低所得層の中退率が 1.4%なのに対し、低所得層の中退率は 4.0%と約 3 倍になっていることは注目に値する。

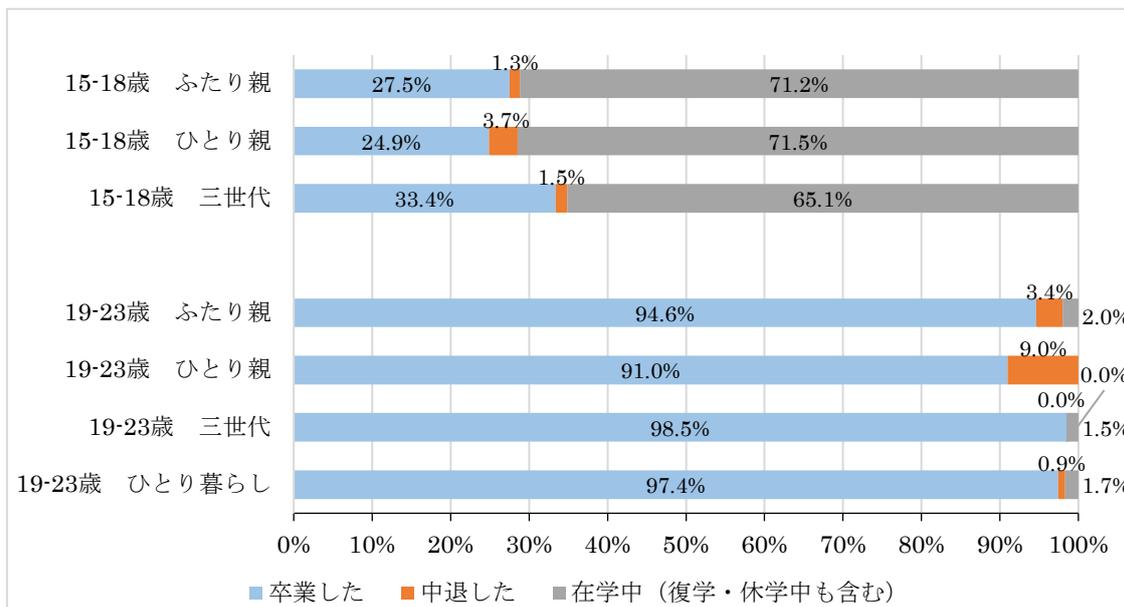
図表 5-18 高等学校の卒業状況：年齢層別・所得階層別(X)



\* 「無回答」を除く。

年齢層別・世帯タイプ別に見ても、高等学校の卒業に有意な差は確認できなかった。ただし、19-23 歳においては、ひとり親世帯の中退率が 9.0%と高く、ふたり親世帯の若者の 2 倍以上である。本報告書で必要とした有意水準には届かなかったものの、差がないとは結論付けがたい。この世帯タイプの若者への高校進学後の支援の必要性をうかがわせる結果であった。

図表 5-19 高等学校の卒業状況：年齢層別・世帯タイプ別(X)

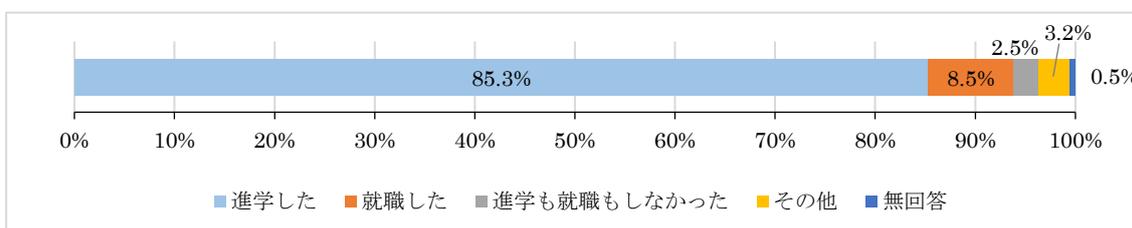


\* 「無回答」を除く。

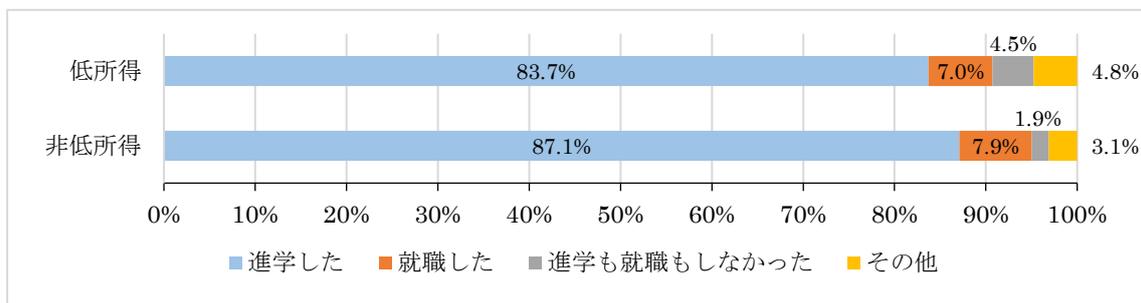
## (6) 高等学校卒業後の進路

高等学校卒業後の進路については、高等学校卒業者の85.3%が「進学した」、8.5%が「就職した」、2.5%が「進学も就職もしなかった」と回答している。所得階層別に見ると、「進学も就職もしなかった」と回答した者の割合は、低所得層では4.5%、非低所得層では1.9%となっている。しかし、サンプル数も少なく、統計的に有意ではない。世帯タイプ別では、ひとり親世帯の若者のうち、「進学も就職もしなかった」と回答した者の割合は4.4%であるが、統計的に有意な差は確認できなかった。

図表 5-20 高等学校卒業後の進路

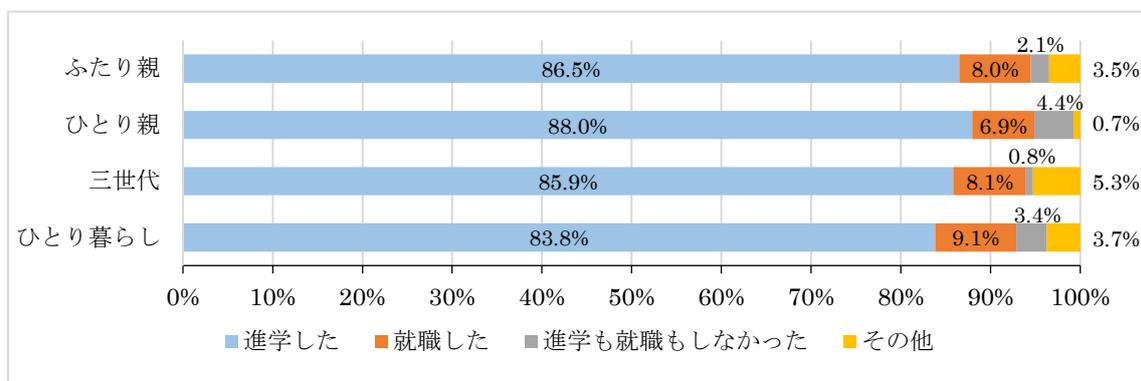


図表 5-21 高等学校卒業後の進路:所得階層別(X)



\* 「無回答」を除く。

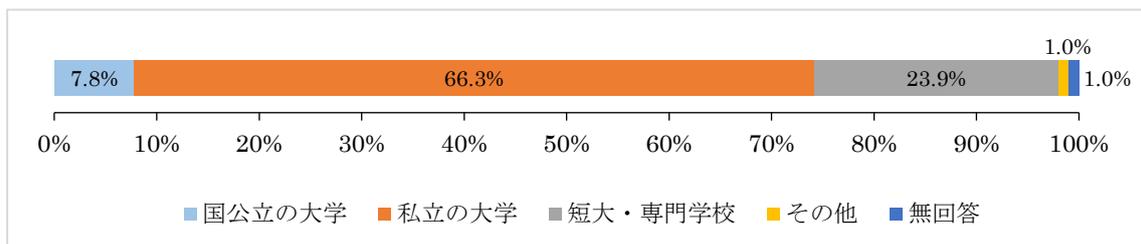
図表 5-22 高等学校卒業後の進路:世帯タイプ別(X)



\* 「無回答」を除く。

高等学校を卒業後に進学した若者に、進学した学校の種類を聞いたところ、66.3%の若者が「私立の大学」、7.8%の若者が「国公立の大学」、23.9%は「短大・専門学校」と回答した。

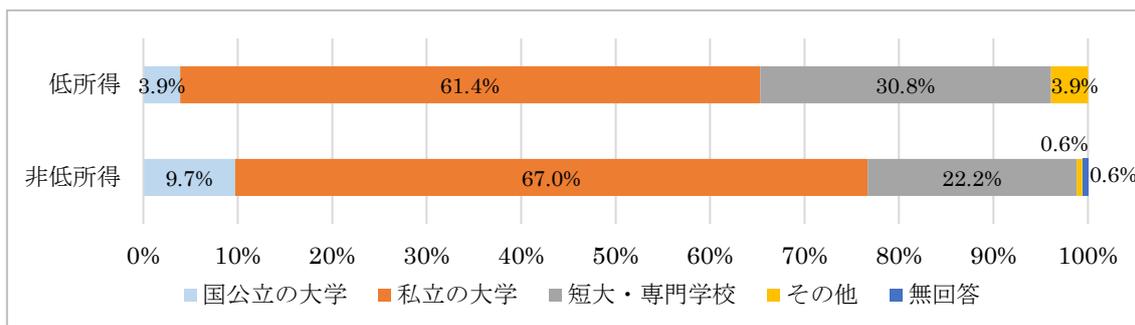
図表 5-23 高等学校卒業後に進学した学校の種類(高等学校卒業生)



高等学校卒業後の進学先を所得階層別に見ると、高等学校を卒業した低所得層の若者うち大学に進学した若者が占める割合は相対的に低く、統計的にも有意な差がある。高等学校を卒業した低所得層のうち大学に進学する者の割合は65.3% (国公立の大学3.9%、私立の大学61.4%)、短大・専門学校に進学する者の割合は30.8%であるのに対し、非低所得層は76.7% (国公立の大学9.7%、私立の大学67.0%) の者が大学に進学し、短大・

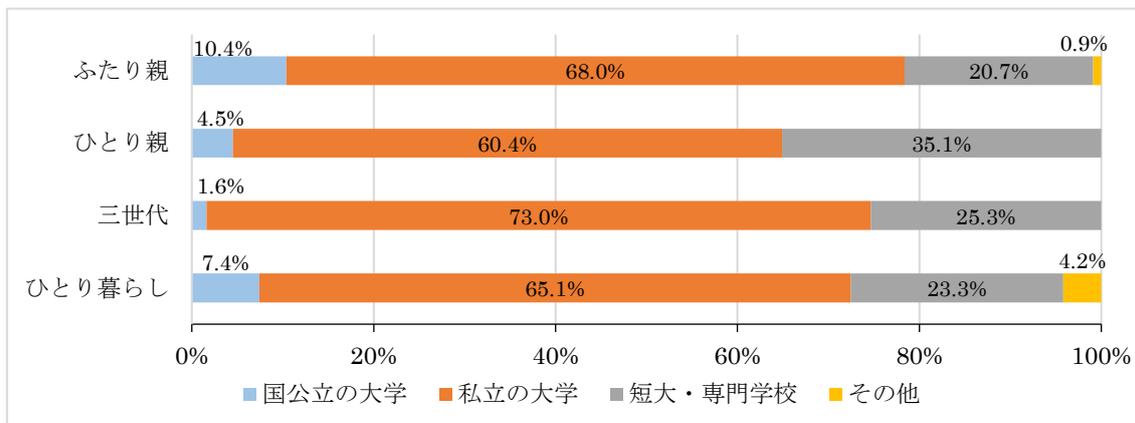
専門学校に進学した者の割合は 22.2%であった。低所得層の若者の方が、非低所得層よりも短大・専門学校に進学する割合が高く、大学に進学する場合は、国公立よりも私立の大学に進学する割合が高いことがわかる。国公立の大学よりも数が多く、難易度のバリエーションが豊富な私立大学が低所得層の若者の進学先となっていることがうかがえる

図表 5-24 高等学校卒業後に進学した学校の種類:所得階層別(\*)



世帯タイプ別に見ると、高等学校卒業後の進学先には統計的に有意な差があり、高等学校を卒業したひとり親世帯の若者のうち、大学に進学した者が占める割合が相対的に低い。高等学校を卒業したひとり親世帯の若者のうち、大学に進学する者の割合が 64.9% (国公立の大学 4.5%、私立の大学 60.4%) であるのに対し、ふたり親世帯は 78.4% (国公立の大学 10.4%、私立の大学 68.0%)、三世帯世帯は 74.6% (国公立の大学 1.6%、私立の大学 73.0%)、ひとり暮らしは 72.5% (国公立の大学 7.4%、私立の大学 65.1%) である。この結果、短大・専門学校に進学する者の割合は、ひとり親世帯の若者が 35.1% と最も高くなっている。また、大学の中でも国公立に進学するひとり親世帯の若者の割合は 4.5% と 2 番目に低く、三世帯世帯の若者 (1.6%) より高いものの、ふたり親世帯の若者 (10.4%) の半分以下である。

図表 5-25 高等学校卒業後に進学した学校の種類:世帯タイプ別(\*)

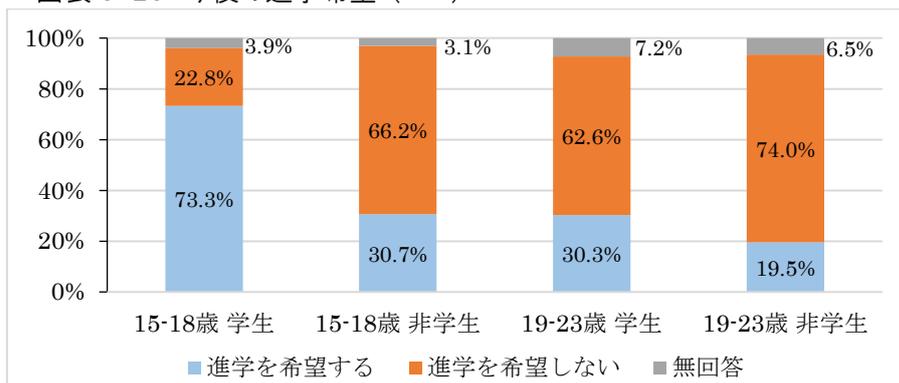


\* 「無回答」を除く。

## (7) 今後の進学希望

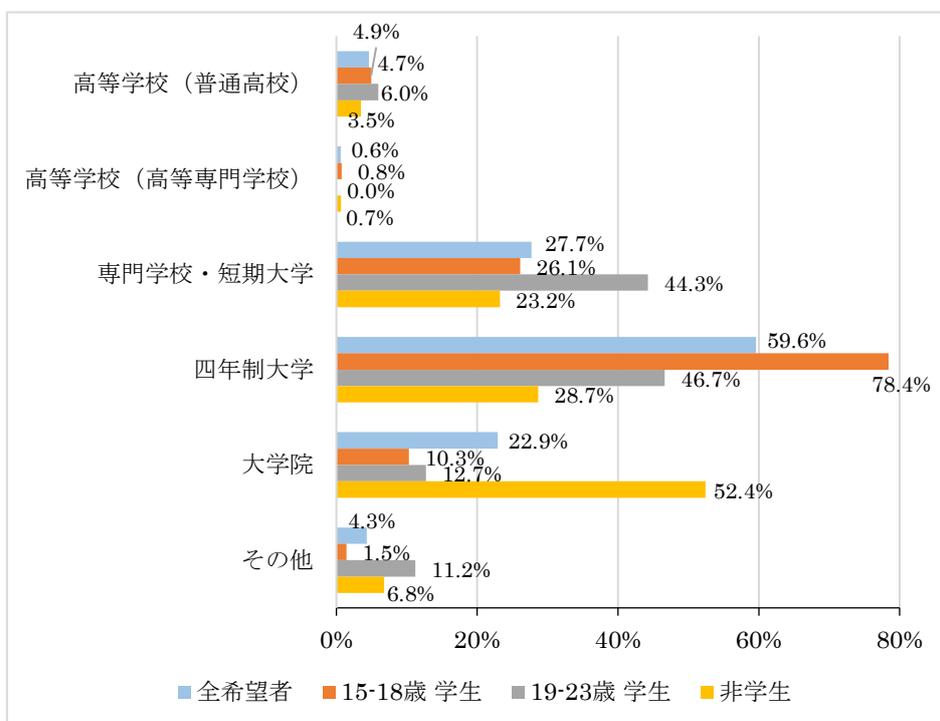
今後の進学希望については、15-18歳の学生の73.3%が進学を希望しており、大学等への進学の希望は高い。また、サンプル数は少ないものの、15-18歳の非学生においても30.7%の若者が進学の希望を持っている。19-23歳の学生の30.3%がさらなる進学の希望を持っている。また、19-23歳の非学生の19.5%も進学の希望を持っている。

図表 5-26 今後の進学希望 (\*\*\*)



進学希望者に、進学したい学校の種類を聞いたところ、最も高かったのが「四年制大学」、次が「専門学校・短期大学」であった。非学生（15-18歳と19-23歳）においては、大学院を希望する割合が高かった。

図表 5-27 今後の進学希望 (学校別): 進学希望者のみ(複数回答)、年齢層別、就学状態別





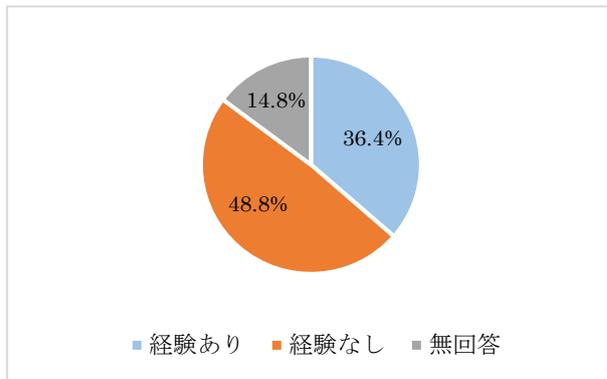
## 5 学校生活での困難

### (1) 学校生活での悩み

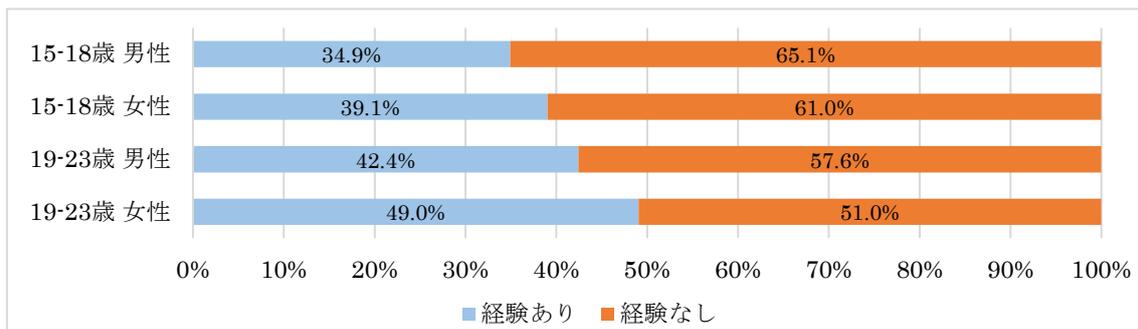
これまでに「学校をやめたくなるほど、悩んだことがあるか」と聞いたところ、若者の36.4%が「ある」と答えている。年齢層別・性別に見ると、統計的に有意な差が確認できた。男性より女性が、15-18歳より19-23歳の方が学校に関する悩みを抱えたことがある割合が高い。

また、所得階層別、世帯タイプ別においては、低所得層、ひとり親世帯において、「学校をやめたくなるほど悩んだことがある」割合が高い。

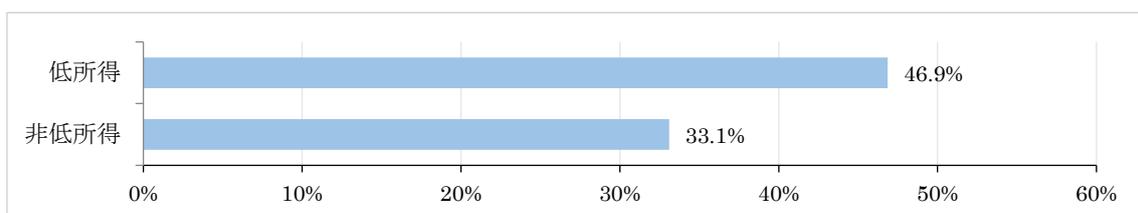
図表 6-1 学校をやめたくなるほど悩んだことがある割合



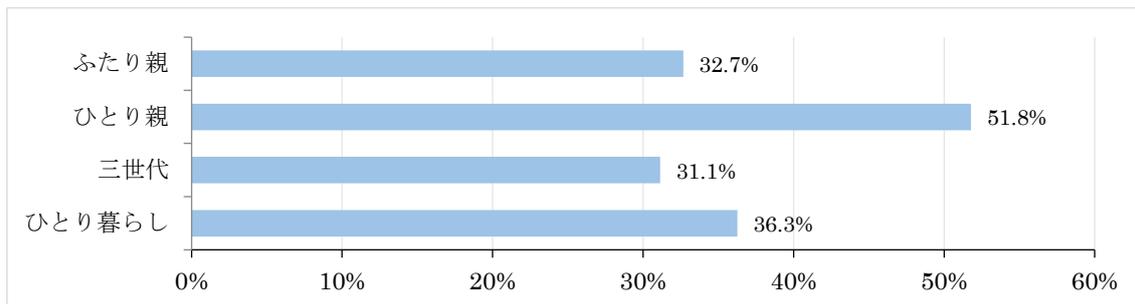
図表 6-2 学校をやめたくなるほど悩んだことがある割合：年齢層別・性別(\*\*)



図表 6-3 学校をやめたくなるほど悩んだことがある割合：所得階層別(\*\*\*)



図表 6-4 学校をやめたくなるほど悩んだことがある割合：世帯タイプ別(\*\*\*)



## (2) 悩みの理由

15-18 歳の若者について、悩みの内容ごと（「経済的な悩み」、「人間関係についての悩み」、「学業についての悩み」、「心身の健康についての悩み」）に悩んだ経験の有無を集計した<sup>4</sup>。

以下は個別の悩みの一覧である。

＜「学校をやめたくなるほど、悩んだこと」に関する選択肢＞	
1 勉強についていけない	11 経済面（部活動などにかかる費用の支払）
2 遅刻や欠席などが多く進級できそうにない	12 経済面（友人つきあいなどに要する費用の支出）
3 友人とうまくかかわれない	13 経済的理由でのアルバイト等の時間確保による通学困難
4 通学するのが面倒	14 経済的な余裕がない
5 精神的に不安定	15 早く経済的に自立したい
6 問題のある行動や非行をした	16 体調不良
7 学校とは別に他にやりたいことがある	17 いじめにあった
8 経済面（授業料・教材費などの支払）	18 友人関係のトラブル
9 経済面（通学費用の支払）	19 その他
10 経済面（修学旅行費等の支払）	20 学校をやめたくなるほど悩んだことはない

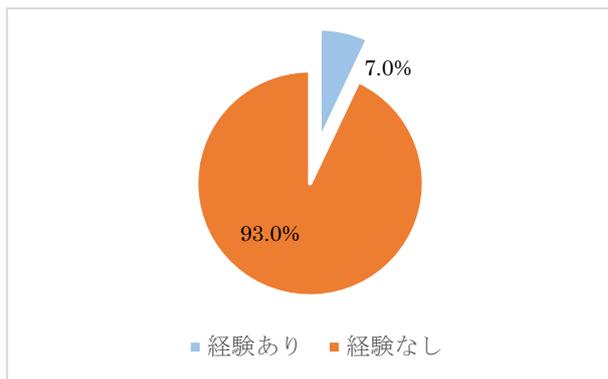
以下では、これらを「経済的な悩み」（8 番～15 番）、「人間関係についての悩み」（3 番、17 番、18 番）、「学業についての悩み」（1 番、2 番、4 番、7 番）、「心身の健康についての悩み」（5 番、6 番、16 番）として分析する。

<sup>4</sup> サンプル数が少ないため、15-18 歳の「ひとり暮らし」の若者は集計から除外している。

## ア 経済的な悩み

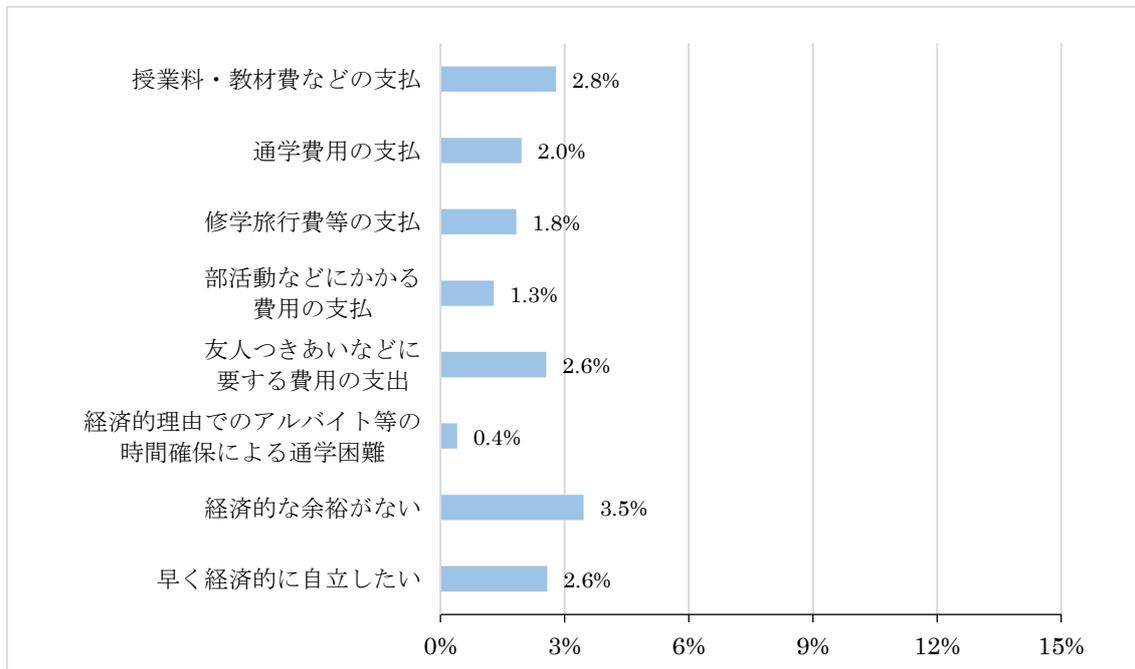
経済的な理由で、学校をやめたくなるほど悩んだことがある若者（15-18歳）の割合は7.0%であった。悩みの詳細を見ると「経済的な余裕がない」としたものが最も高く3.5%、次に高かったのが「授業料・教材費などの支払」が2.8%、「早く経済的に自立したい」が2.6%であった。

図表 6-5 経済的な理由で、学校をやめたくなるほど悩んだことがある割合（15-18歳）



※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

図表 6-6 経済的な悩みの詳細（15-18歳）

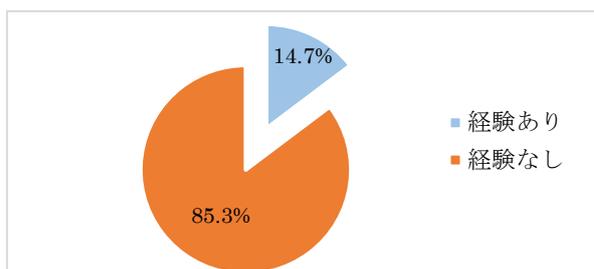


※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

## イ 人間関係についての悩み

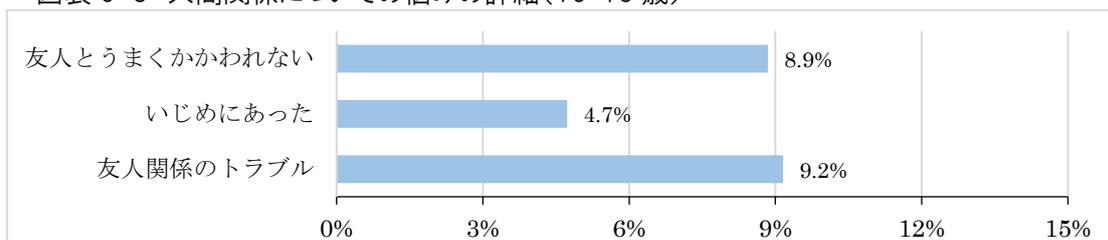
人間関係の理由で、学校をやめたくなるほど悩んだことがある若者（15-18歳）の割合は、14.7%だった。悩みの詳細をみると、割合が高い順から「友人関係のトラブル」（9.2%）、「友人とうまくかかわれない」（8.9%）、「いじめにあった」（4.7%）となっている。いじめに悩んだと答えた者の割合は、他の項目に比べる相対的に低いが、高校生世代の約20人に1人が学校をやめたくなるほどいじめに悩んだことがあることは注目に値する。

図表 6-7 人間関係の理由で、学校をやめたくなるほど悩んだことがある割合（15-18歳）



※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

図表 6-8 人間関係についての悩みの詳細（15-18歳）

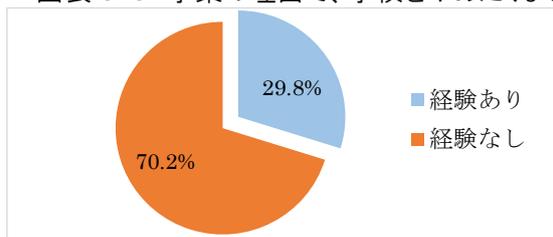


※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

## ウ 学業についての悩み

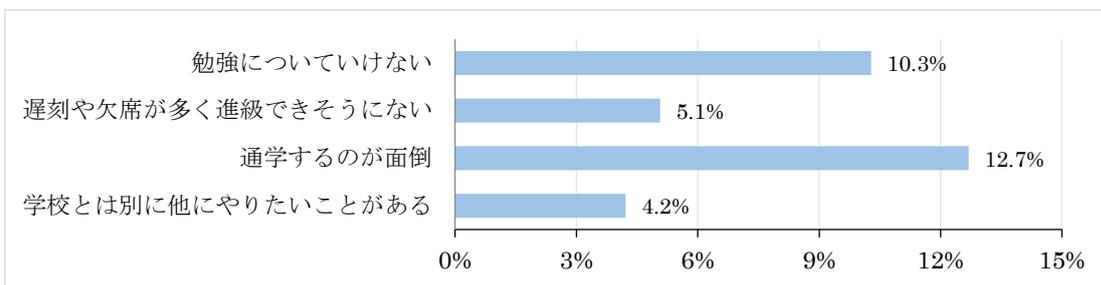
学業の理由で、学校をやめたくなるほど悩んだことがある若者（15-18歳）の割合は、29.8%だった。悩みの詳細を見ると、「通学するのが面倒」（12.7%）、「勉強についていけない」（10.3%）、「遅刻や欠席が多く進級できそうにない」（5.1%）、「学校とは別に他にやりたいことがある」（4.2%）となっている。「勉強についていけない」といった学業達成に関する悩みのほかにも、「通学するのが面倒」といった学業に対する意欲の低下をうかがわせる悩みを抱えている若者が一定数いることがわかる。

図表 6-9 学業の理由で、学校をやめたくなるほど悩んだことがある割合（15-18歳）



※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

図表 6-10 学業についての悩みの詳細(15-18 歳)

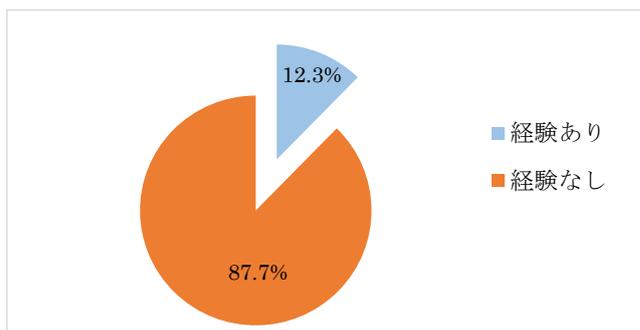


※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

## エ 心身の健康についての悩み

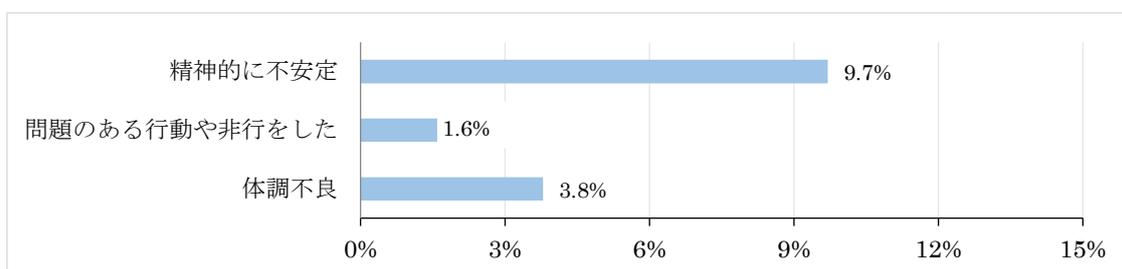
心身の健康の理由で、学校をやめたくなるほど悩んだことがある若者（15-18 歳）は、12.3%だった。悩みの詳細を見ると、割合が高い順から「精神的に不安定」（9.7%）、「体調不良」（3.8%）、「問題のある行動や非行をした」（1.6%）となっている。

図表 6-11 心身の健康の理由で学校をやめたくなるほど悩んだことがある割合(15-18 歳)



※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

図表 6-12 心身の健康についての悩みの詳細(15-18 歳)



※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

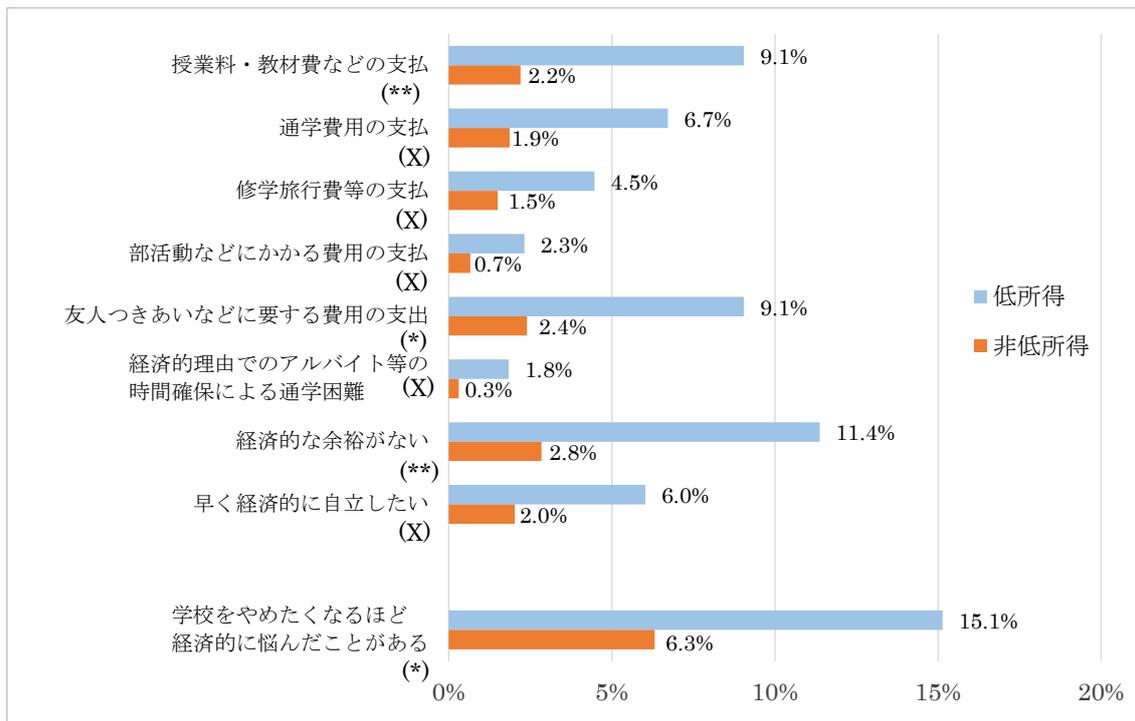
### (3) 悩みをもつ若者の割合

次に、15-18歳の若者について、理由別の「悩んだことがある」経験者の割合を、所得階層別、世帯タイプ別に分析した（ひとり暮らしについては、15-18歳のサンプル数が少ないため分析対象外）。

経済的な悩みに関しては、低所得層と非低所得層の間に、統計的に有意な差が見られたのは、「授業料・教材費などの支払」（低所得層 9.1%、非低所得層 2.2%）、「友人つきあいなどに要する費用の支出」（低所得層 9.1%、非低所得層 2.4%）、「経済的な余裕がない」（低所得層 11.4%、非低所得層 2.8%）の3項目であった。

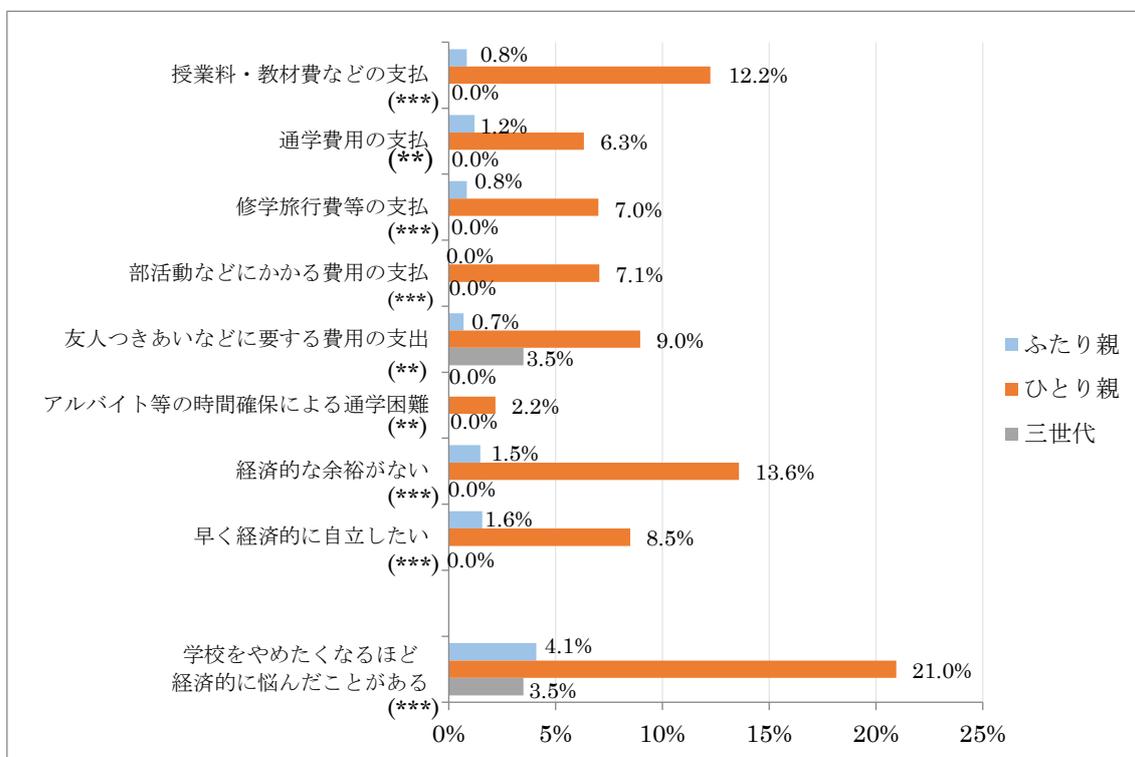
また、世帯タイプ別では、「授業料・教材費などの支払」（ふたり親世帯 0.8%、ひとり親世帯 12.2%、三世代世帯 0.0%）、「通学費用の支払」（ふたり親世帯 1.2%、ひとり親世帯 6.3%、三世代世帯 0.0%）、「修学旅行費等の支払」（ふたり親世帯 0.8%、ひとり親世帯 7.0%、三世代世帯 0.0%）、「部活動などにかかる費用の支払」（ふたり親世帯 0.0%、ひとり親世帯 7.1%、三世代世帯 0.0%）、「友人つきあいなどに要する費用の支出」（ふたり親世帯 0.7%、ひとり親世帯 9.0%、三世代世帯 3.5%）、「アルバイト等の時間確保による通学困難」（ふたり親世帯 0.0%、ひとり親世帯 2.2%、三世代世帯 0.0%）、「経済的な余裕がない」（ふたり親世帯 1.5%、ひとり親世帯 13.6%、三世代世帯 0.0%）、「早く経済的に自立したい」（ふたり親世帯 1.6%、ひとり親世帯 8.5%、三世代世帯 0.0%）であり、経済的理由の8項目全てにおいて、ひとり親世帯、ふたり親世帯及び三世代世帯の間には、統計的に有意な差がある。これらの悩みを経験した若者の割合は、ふたり親世帯では0.0～1.6%、三世代世帯では0.0%であるが、ひとり親世帯では「授業料・教材費などの支払」、「経済的な余裕がない」の2項目では1割を超えており、その他の項目も「経済的理由でのアルバイト等の時間確保による通学困難」（2.2%）以外は、約6～9%の若者が経済的な悩みを経験している。

図表 6-13 経済的な悩みがあった割合(15-18 歳):所得階層別



※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

図表6-14 経済的な悩みがあった割合(15-18 歳):世帯タイプ別

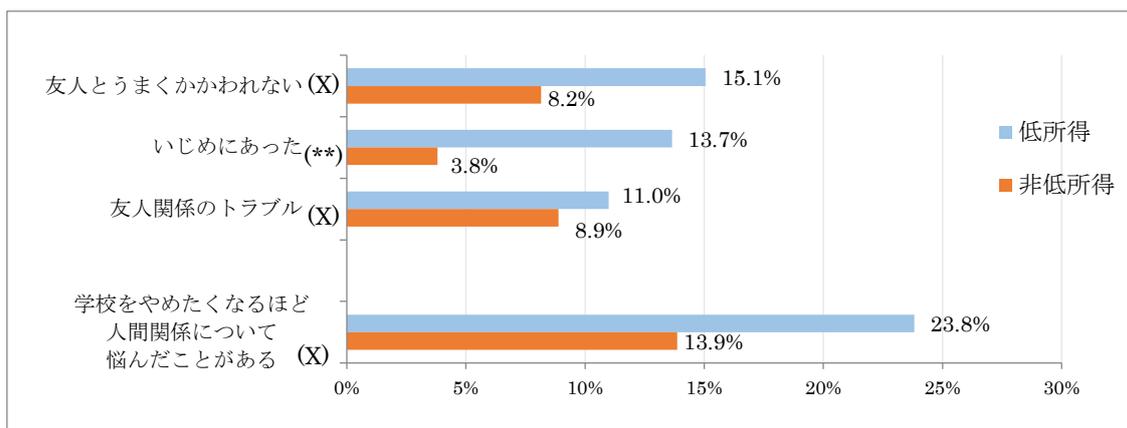


※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

人間関係についても、全ての項目について低所得層の方が高い割合で悩みがあったと回答している。しかし、統計的に有意な差が見られたのは「いじめにあった」のみである。低所得層では、13.7%が「いじめ」で悩んだことがある。

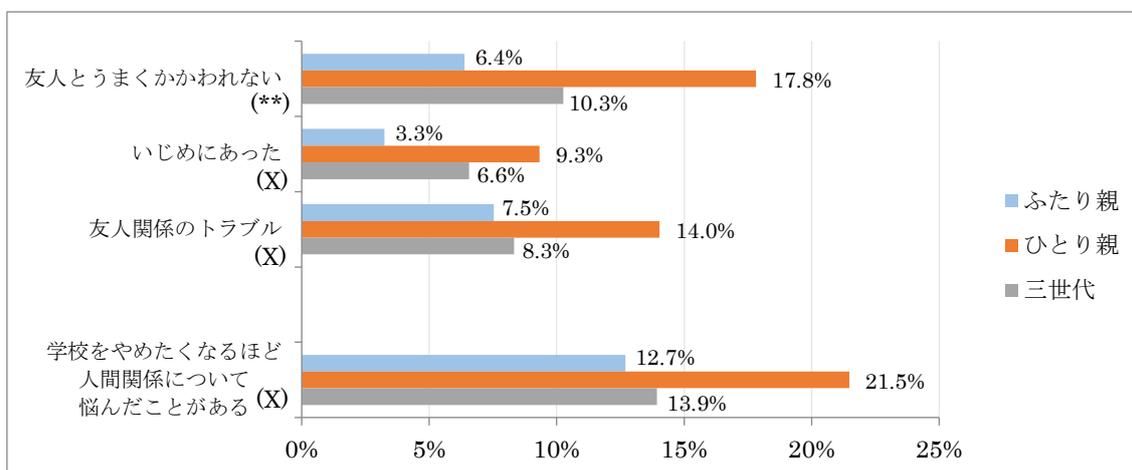
世帯タイプ別では、「友人とうまくかかわれない」とした若者がひとり親世帯に多い。ひとり親世帯の若者の21.5%は、人間関係について「学校をやめたくなるほど」悩んだことがある。

図表 6-15 人間関係についての悩みがあった割合(15-18 歳):所得階層別



※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

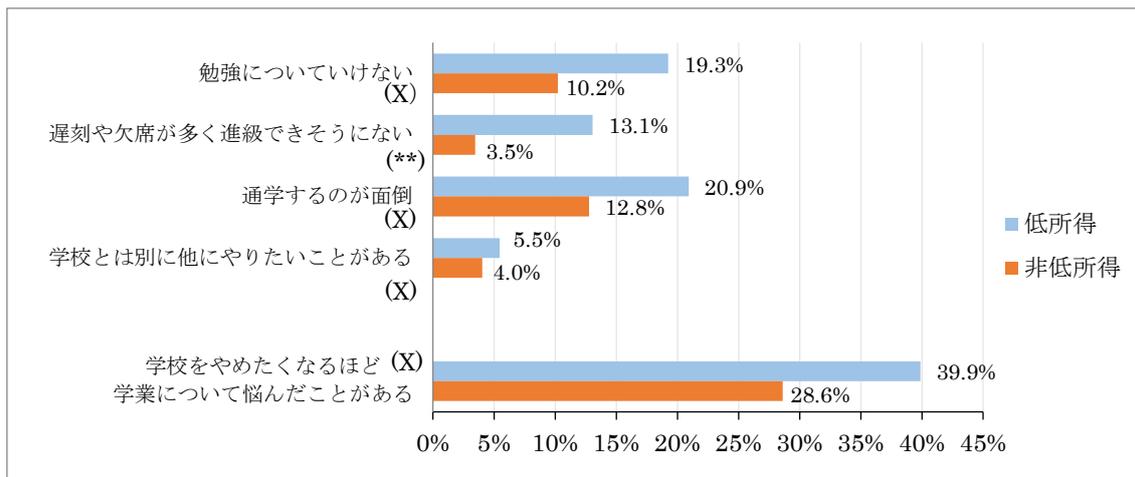
図表 6-16 人間関係についての悩みがあった割合(15-18 歳):世帯タイプ別



※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

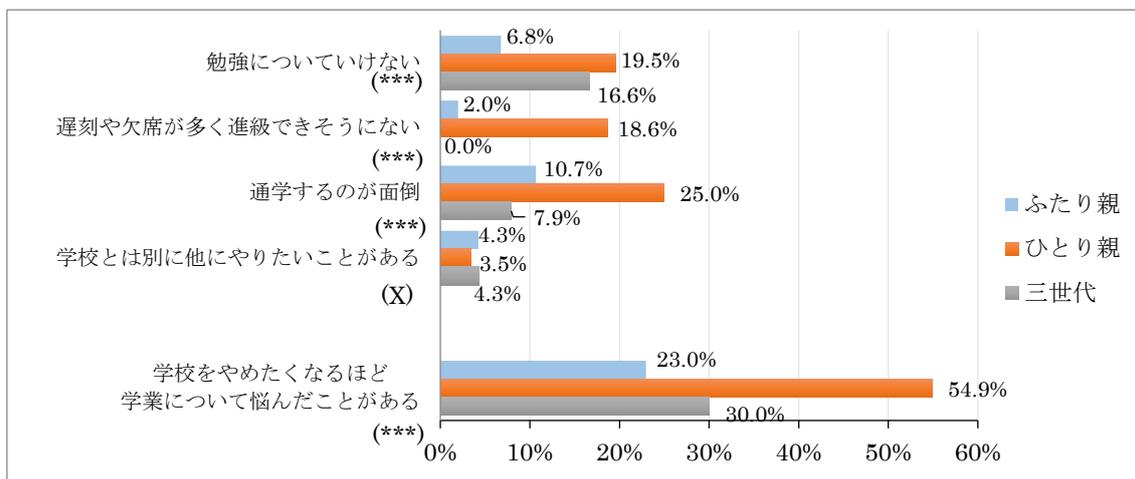
学業についての悩みについては、「遅刻や欠席が多く進級できそうにない」が低所得層で13.1%となっている。世帯タイプ別においても差が見られる。「勉強についていけない」と回答したひとり親世帯の若者は19.5%、「遅刻や欠席が多く進級できそうにない」としたのは18.6%、「通学するのが面倒」としたのは25.0%であり、5割以上のひとり親世帯の若者は「学校をやめたくなるほど」の学業に関する悩みがある。

図表 6-17 学業に関する悩みがあった割合(15-18歳):所得階層別



※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

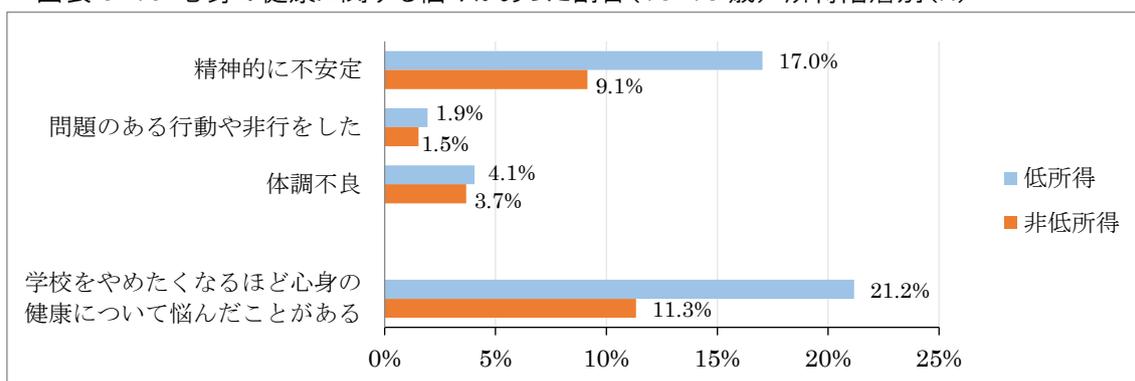
図表 6-18 学業に関する悩みがあった割合(15-18歳):世帯タイプ別



※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

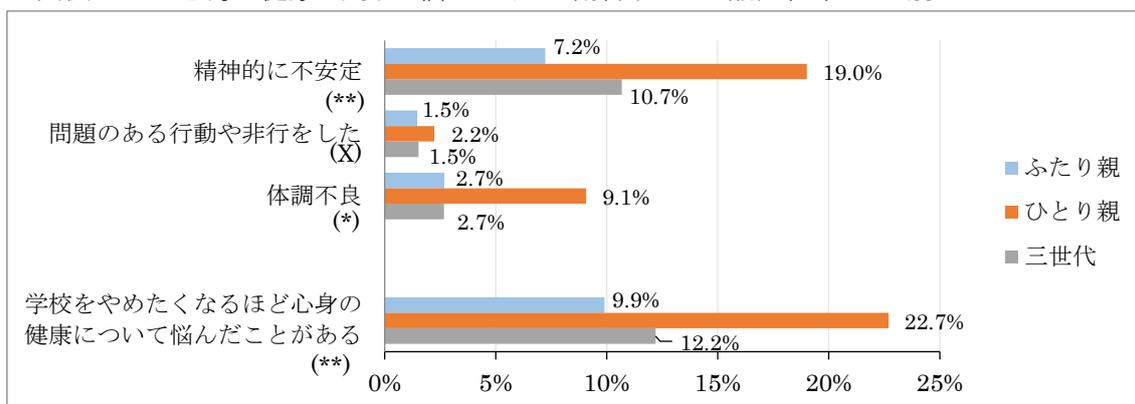
心身の健康に関する悩みについては、「精神的に不安定」とした若者の割合は、低所得層（17.0%）の方が、非低所得層（9.1%）よりも高いが、統計的には有意な差はない。世帯タイプ別では、ひとり親世帯の若者において悩みがあったとする割合がいちばん高く、「精神的に不安定」とした若者は19.0%、「体調不良」とした若者は9.1%であった。

図表 6-19 心身の健康に関する悩みがあった割合(15-18 歳):所得階層別(X)



※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

図表 6-20 心身の健康に関する悩みがあった割合(15-18 歳):世帯タイプ別



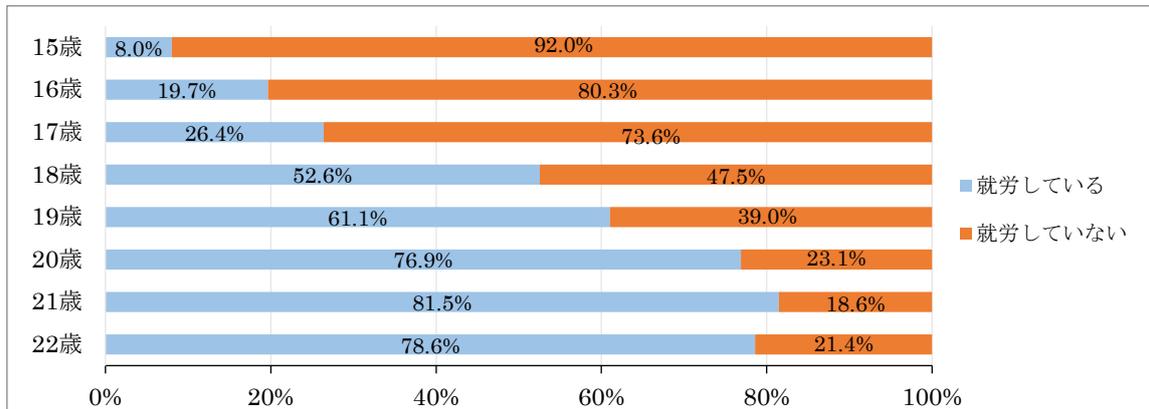
※「ひとり暮らし」、「無回答」を除く。

## 6 就労状況と就労にかかわる困難

### (1) 就労状況

就労している若者の割合は、15歳で8.0%であり、年齢が上がるとともに高くなる傾向にある。18歳では52.6%と過半数となり、19歳で61.1%、20歳で76.9%、21歳で81.5%、22歳で78.6%となる。

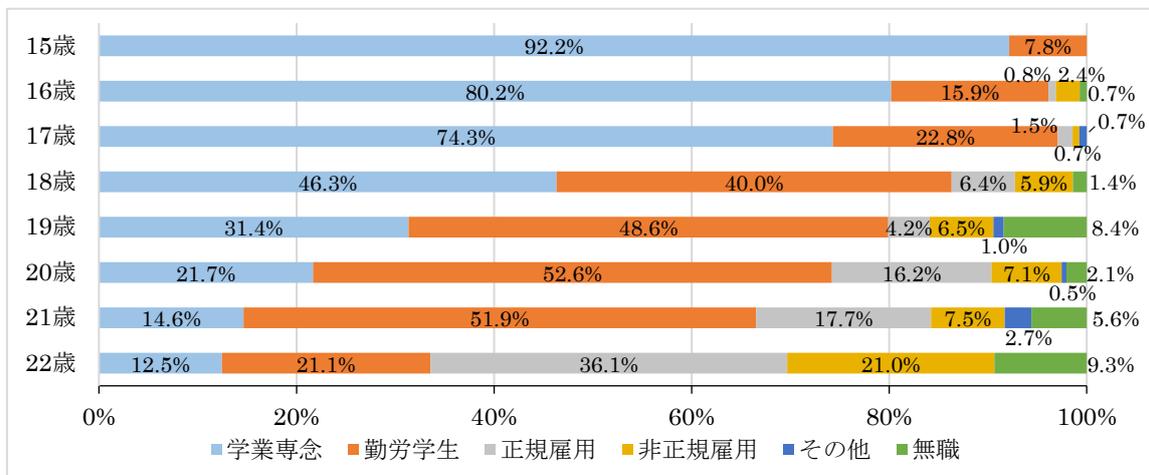
図表 7-1 就労状況：年齢別(\*\*\*)



※23歳はサンプル数が少ないため集計外。

就労形態をより詳しく見ると、17歳までは「収入を伴う仕事をしていない」(学業専念)と回答した若者と「収入を伴う仕事(非正規雇用(アルバイト))をしている」(勤労学生)と回答した若者の合計が95%を越えているが、18歳以降は、年齢が高くなるほど「正規雇用」、学生を除く「非正規雇用」の割合が高い。在学も就労もしていない「無職」は、学校の区切りの年齢である19歳で8.4%、22歳で9.3%と他の年齢を比べて高い。

図表 7-2 就労形態：年齢別(\*\*\*)



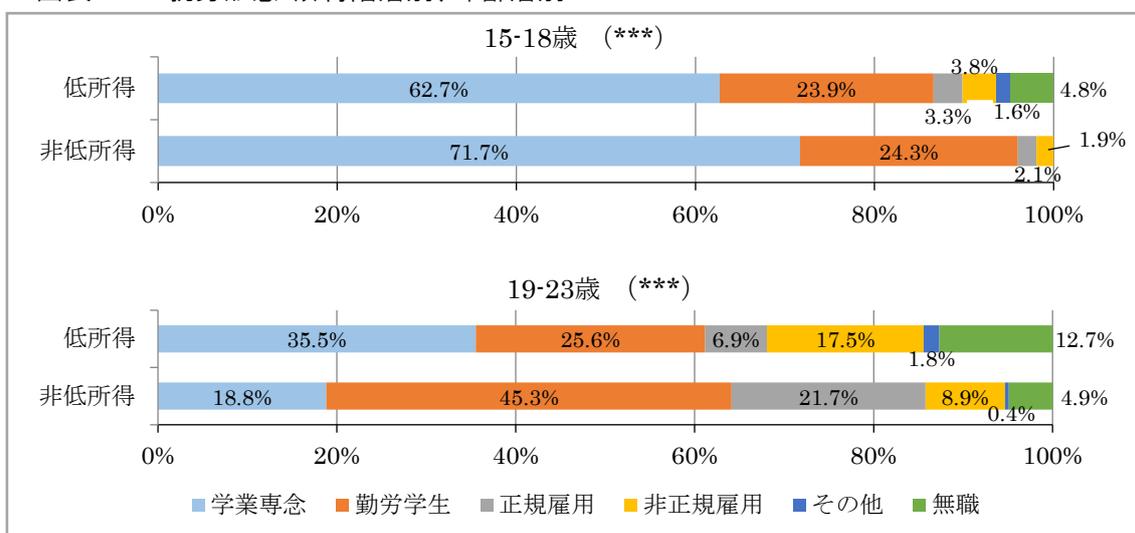
※23歳はサンプル数が少ないため集計外。

※「学業専念」は、アルバイト等就労をしていない学生。「勤労学生」は、アルバイト等就労をしている学生。

所得階層別に見ると、15-18歳においては、非低所得層の71.7%が「学業専念」であるのに対し、低所得層では62.7%と、学業に専念している若者の割合は非低所得層が高い。勤労学生はほぼ同割合であるが、正規雇用、非正規雇用の割合は低所得層で高くなっている。また、「無職」も4.8%である。

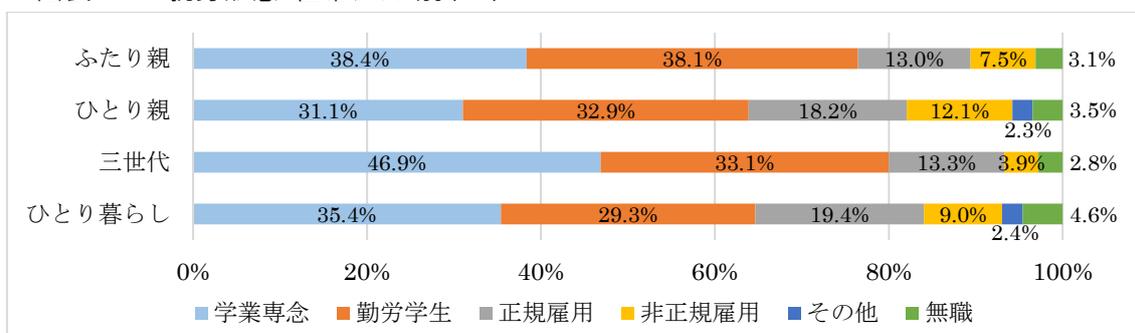
19-23歳においては、学生である割合はほぼ同じであるが、学業に専念している若者の割合は低所得層の方が高い。就労している層においては、低所得層に非正規雇用が高くなっており、非低所得層のほぼ2倍である。また、低所得層では、「無職」が12.7%で、1割を超えている。

図表 7-3 就労形態：所得階層別、年齢層別



世帯タイプ別では、ひとり親世帯の若者とひとり暮らしの若者は、就労している者の割合が高い。「学業専念」の割合は、ひとり親世帯が31.1%で、いちばん低くなっている。ひとり暮らしの若者は、「学業専念」と「勤労学生」を合わせて64.7%が学生、正規雇用が19.4%、非正規雇用が9.0%となっている。三世帯世帯は、学業専念の割合が他の世帯タイプより高く、学生が8割を占める。

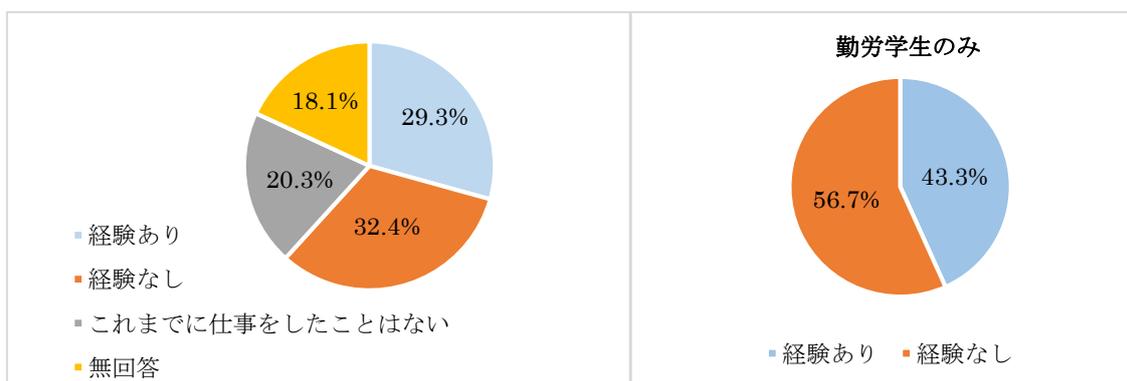
図表 7-4 就労形態：世帯タイプ別(\*\*)



## (2) 職場でのトラブル経験

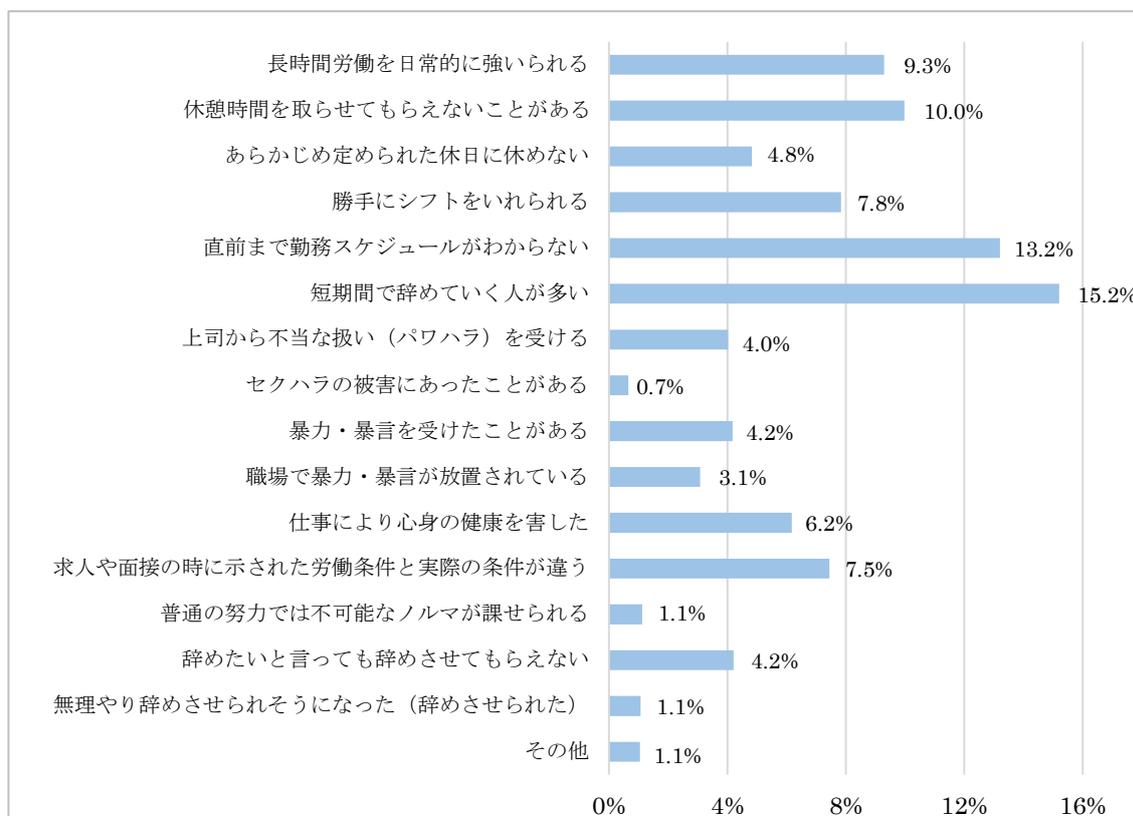
次に、職場でのトラブル経験を見る。「あなたは、これまでに職場で以下のような経験をしたことがありますか」として、図表 7-6 の項目について聞いた結果、15 歳から 23 歳の若者の 29.3%が何らかのトラブル経験をしていた。トラブルの「経験がなかった」と回答したのは 32.4%、「これまで仕事をしたことがない」と回答したのは 20.3%である。勤労学生に限って見ると、「経験あり」は 43.3%となる。

図表 7-5 職場でのトラブル経験



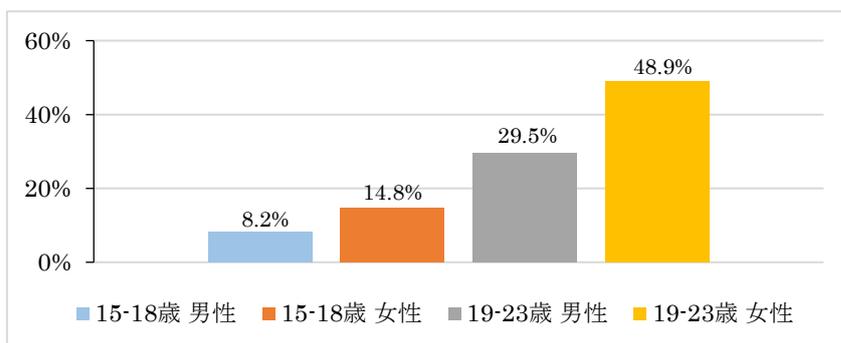
具体的な内容を見ると、「短期間で辞めていく人が多い」(15.2%)が最も高くなっており、「直前まで勤務スケジュールがわからない」(13.2%)、「休憩時間を取らせてもらえないことがある」(10.0%)、「長時間労働を日常的に強いられる」(9.3%)、「勝手にシフトをいれられる」(7.8%)、「求人や面接の時に示された労働条件と実際の条件が違う」(7.5%)、「あらかじめ定められた休日に休めない」(4.8%)といったトラブルを経験している。また、「仕事により心身の健康を害した」(6.2%)、「暴力・暴言を受けたことがある」(4.2%)、「上司から不当な扱い(パワーハラスメント)を受ける」(4.0%)、「セクハラ被害にあつたことがある」(0.7%)などのトラブルを経験している若者がいる。

図表 7-6 職場でのトラブル経験の内容と経験割合



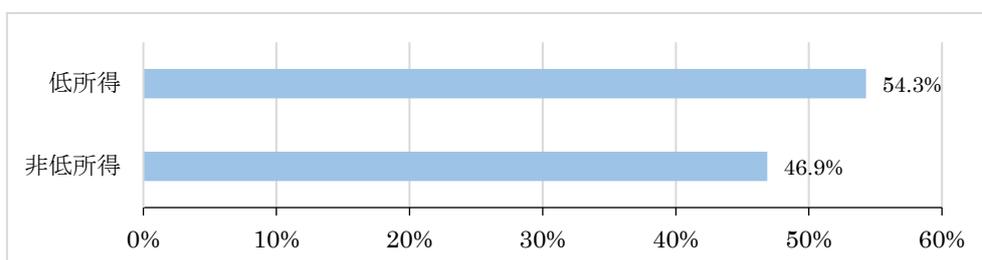
これを年齢層別、性別で見ると、職場のトラブル経験が「ある」割合は女性が高く、15-18歳では男性の約1.8倍、19-23歳では約1.7倍となっている。19-23歳の女性の約48.9%が職場でのトラブルを経験している。

図表 7-7 職場でのトラブル経験「あり」の割合 年齢層別、性別(\*\*\*)

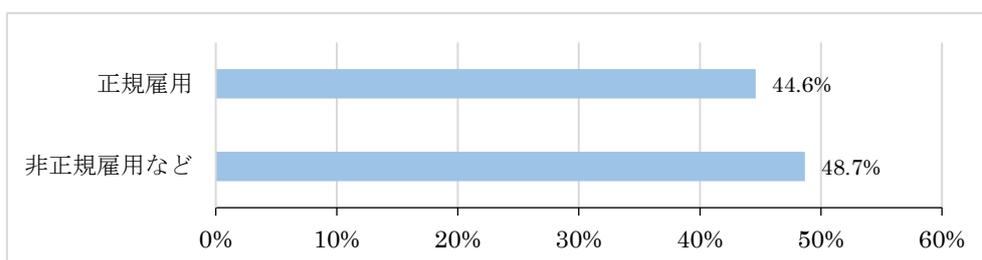


就労している若者に限って、所得階層別に見ると、非低所得層のトラブル経験率が46.9%であるのに対し、低所得層は54.3%が職場でのトラブルを経験しているが、この差は統計的に有意ではない。雇用形態別でも、正規雇用が44.6%であるのに対し、非正規雇用などでは48.7%とやや高くなっているものの、この差は統計的に有意ではない。また、世帯タイプ別でも、有意な差は見られなかった。職場のトラブルは、低所得／非低所得、正規／非正規、世帯タイプ別にかかわらず、就労している若者の約4割～5割が経験している。

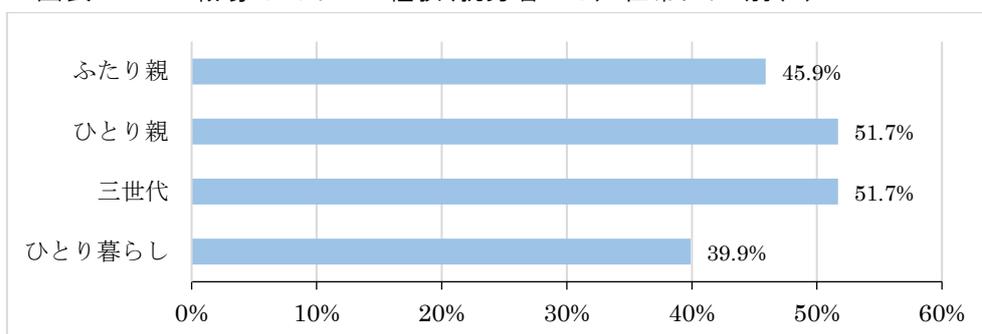
図表 7-8 職場でのトラブル経験(就労者のみ):所得階層別(X)



図表 7-9 職場でのトラブル経験(就労者のみ):雇用形態別(X)



図表 7-10 職場でのトラブル経験(就労者のみ):世帯タイプ別(X)





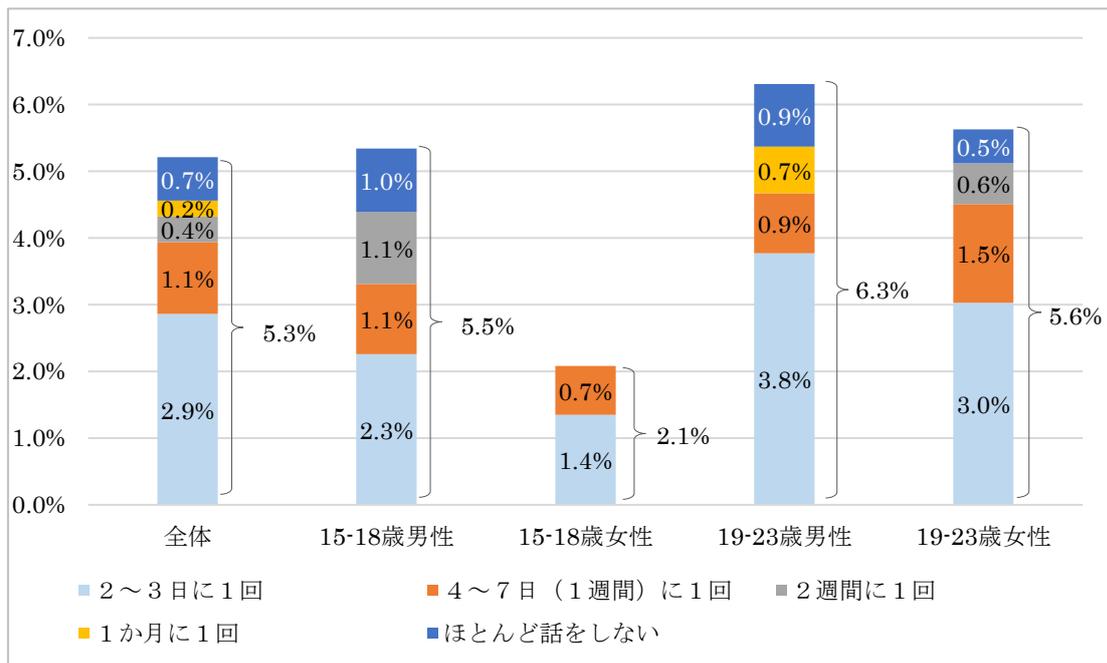
## 7 社会的孤立

### (1) 会話の頻度

次に、社会的孤立の状況を見るため、「あなたはふだん、他の人とどの程度あいさつや会話をしますか（相手が家族の場合も含みます）」と聞いた。若者の5.3%が、電話、メール、LINEを含めて、他の人とあいさつや会話を「毎日」はしておらず、2~3日に1回以下となっている。また、性別、年齢別にこの割合を見ると、男性では15-18歳が5.5%、19-23歳が6.3%、女性では15-18歳が2.1%、19-23歳が5.6%であった。特に男性においては、15-18歳では0.9%、19-23歳では1.0%が他の人と「ほとんど話をしない」、それぞれの約2%が「2週間に1回」以下という孤立状態にある。

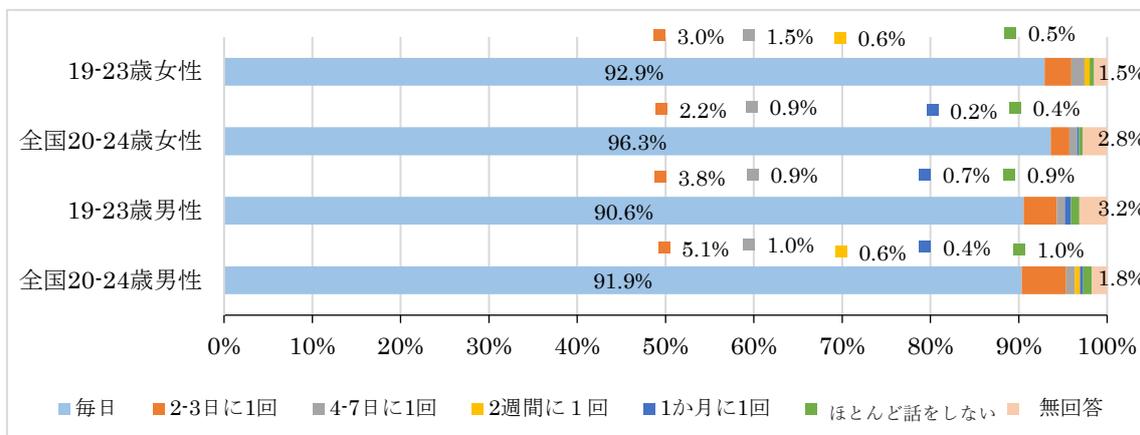
なお、本件調査におけるサンプル数が少ないため、単独集計はしていないものの、15-18歳の非学生25名においては、「2~3日に1回」との回答が11%と、同項目の全体の回答と比べ比率が高くなっている。

図表 8-1 他の人と毎日、あいさつや会話をしない若者の割合(X)



本調査と平成24年に国立社会保障・人口問題研究所が行った「生活と支え合いに関する調査」を比較した（注：本調査の対象は19-23歳であるが、「生活と支え合いに関する調査」の集計対象は20-24歳である）。その結果、東京の若者と全国の若者の傾向には大きな差は見られない。若者の9割以上は、「毎日」会話しているが、約1~4%の若者が「2~3日に1回」以下の会話となっている。会話が少ない若者の割合は、女性よりも男性の方に高い。

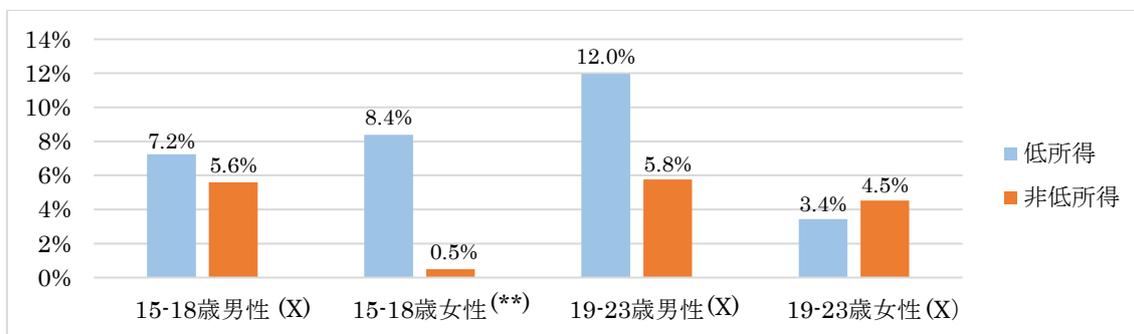
図表 8-2 会話の頻度：全国との比較



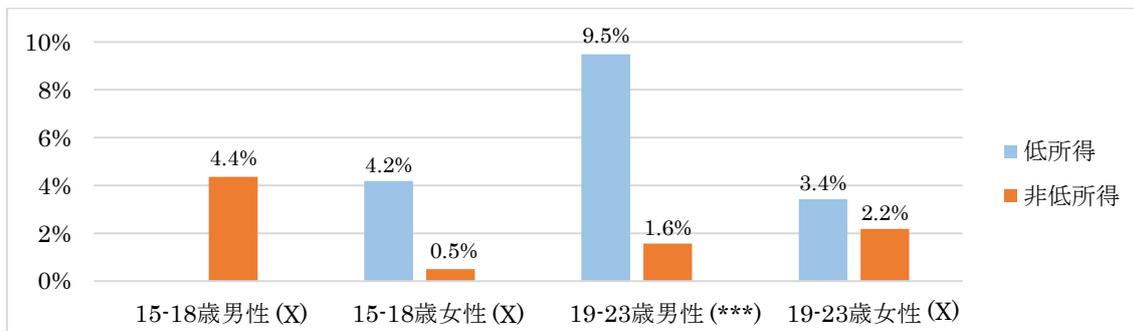
社会的孤立は、特に低所得層の若者において厳しい状況にある。他者との会話が「2～3日に1回」以下とした若者の割合は、特に、低所得層の19-23歳の男性、15-18歳の女性が高くなっている。19-23歳の低所得層の男性においては、12.0%が「2～3日に1回」以下しか会話がなない。

さらに会話が「4～7日に1回」以下の割合を見ると、19-23歳の低所得層の若者が9.5%と高く、同年齢の非低所得層の男性に比べると約6倍である。

図表 8-3 会話が2～3日に1回以下の若者の割合：所得階層別、年齢層別



図表 8-4 会話が4～7日に1回以下の若者の割合：所得階層別、年齢層別



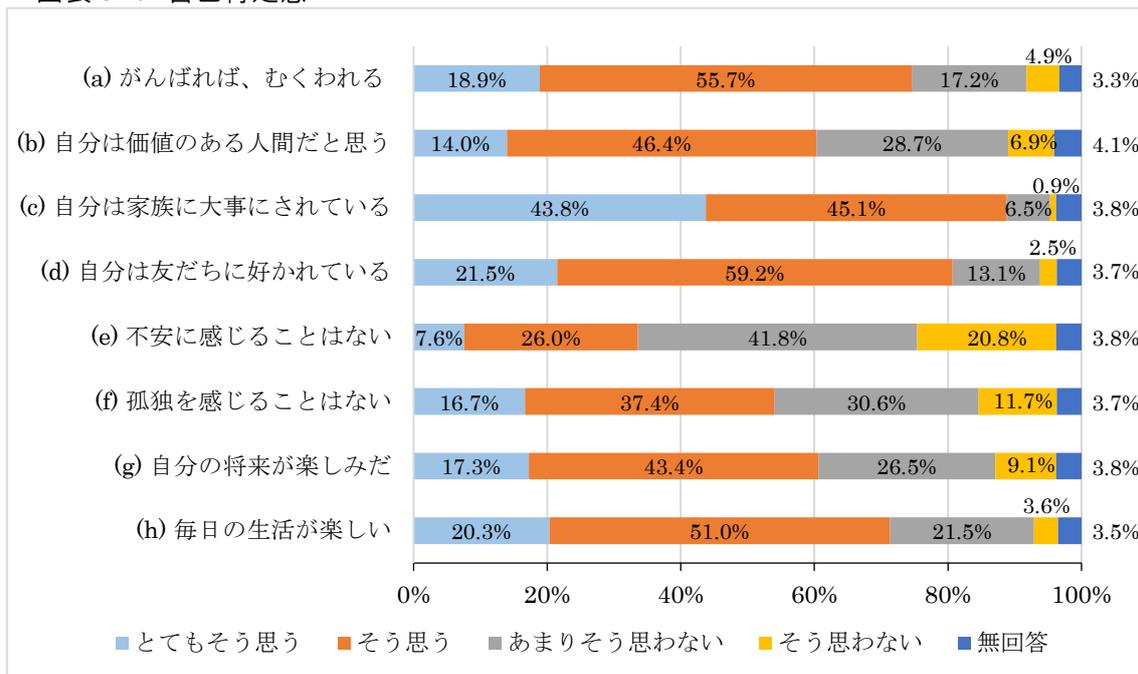
## 8 精神状態

### (1) 自己肯定感

自己肯定感に関連する8つの項目（図表9-1参照）について、「とてもそう思う」、「そう思う」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」の4段階で回答してもらった。これによると、「不安に感じることはない」については62.6%が「あまりそう思わない」、「そう思わない」と回答しており、過半数を超える若者が不安を抱えていることがわかる。また、「孤独を感じることはない」については42.3%が「あまりそう思わない」、「そう思わない」と回答しており、孤独を感じている。

「自分は価値のある人間だと思う」については、「とてもそう思う」、「そう思う」が60.4%であるものの、6.9%は「そう思わない」としている。また、「自分の将来が楽しみだ」については、9.1%が「そう思わない」と回答している。

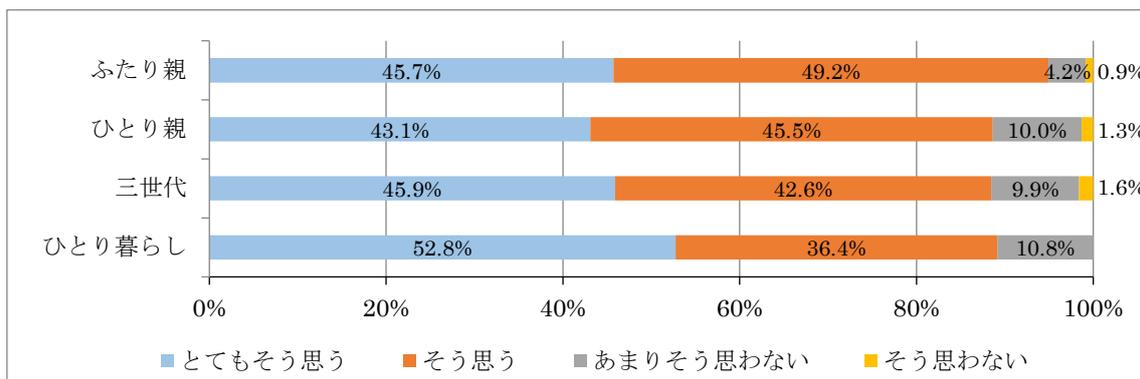
図表9-1 自己肯定感



世帯タイプ別に見ると、8項目中「自分は家族に大切にされている」のみ有意な差が確認された。「ひとり暮らし」の若者は「自分は家族に大切にされている」について「とてもそう思う」と答えた若者が52.8%と多い。一方、「あまりそう思わない」、「そう思わない」と答えた若者は、「ふたり親世帯」が5.1%であるのに対し、ひとり親世帯、三世帯、ひとり暮らしの若者は約1割であった。

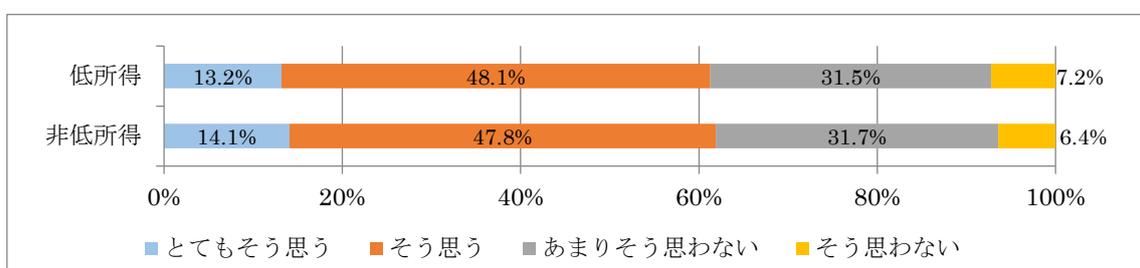
所得階層別には、どの項目も低所得層と非低所得層に統計的に有意な差は認められなかった。

図表 9-2 自分は家族に大事にされている:世帯タイプ別(\*)



※「無回答」は除く

図表 9-3 自分は価値のある人間だと思う:所得階層別(X)



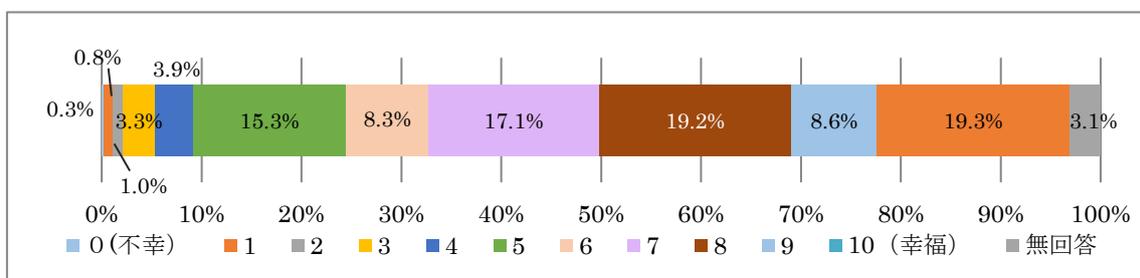
※「無回答」は除く。

※他の項目は省略

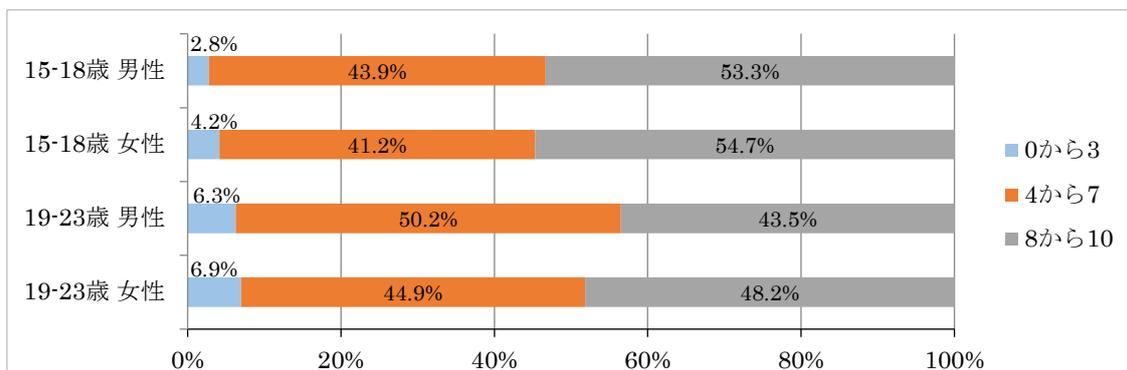
## (2) 幸福度

この1年間を振り返っての幸福度を0(不幸)から10(幸福)までの11段階で聞いた。回答者の約半数(47.1%)が幸福度の高い上位3段階(8-10)を選択しているものの、5.4%は下位4段階(0-3)を選択している。年齢層別、性別に見ると、19-23歳は、15-18歳に比べて、幸福度が低い(0-3)若者の割合が高い。特に、19-23歳男性は、15-18歳男性よりも幸福度が高い(8-10)若者の割合が約10ポイント低い。

図表 9-4 若者の幸福度



図表 9-5 若者の幸福度：年齢層別・性別(\*)

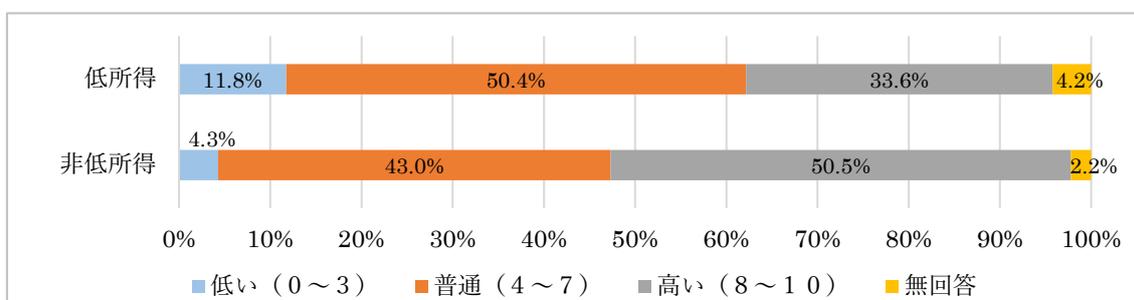


※「無回答」は除く

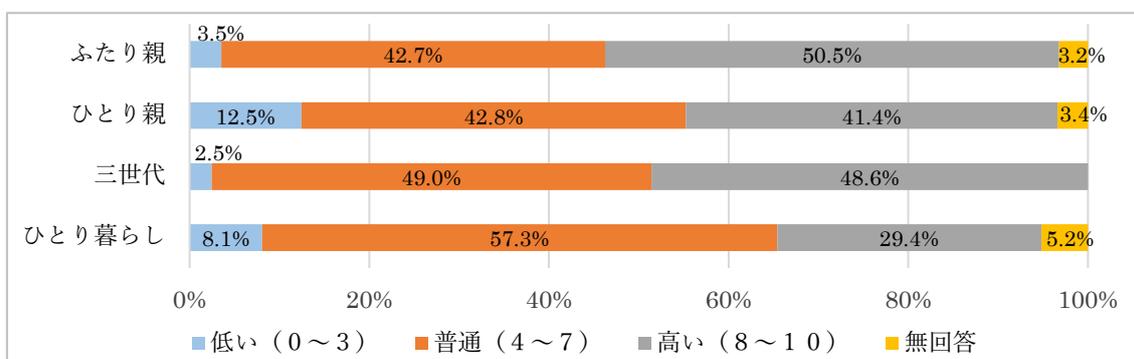
所得階層別に見ると、低所得層で上位 3 段階を選択した者は 33.6%であり、非低所得層との差は 16.9 ポイントである。また、幸福度が低い (0-3) 若者は、非低所得層では 4.3%であるが、低所得層では 11.8%となっており、低所得層の若者の方が非低所得層の若者よりも幸福度が低い数値を選択していることがわかる。

世帯タイプ別では、ふたり親世帯と三世帯世帯の若者の幸福度上位 3 段階 (8-10) が約 5 割であるのに対し、ひとり暮らしの若者は 29.4%、ひとり親世帯の若者は 41.4%と相対的に低く、幸福度には統計的に有意な差がある。

図表 9-6 若者の幸福度：所得階層別(\*\*\*)



図表 9-7 若者の幸福度：世帯タイプ別(\*\*\*)

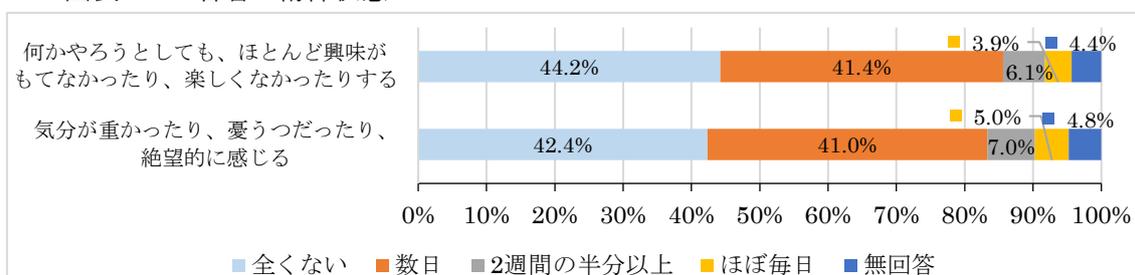


### (3) 抑うつ傾向

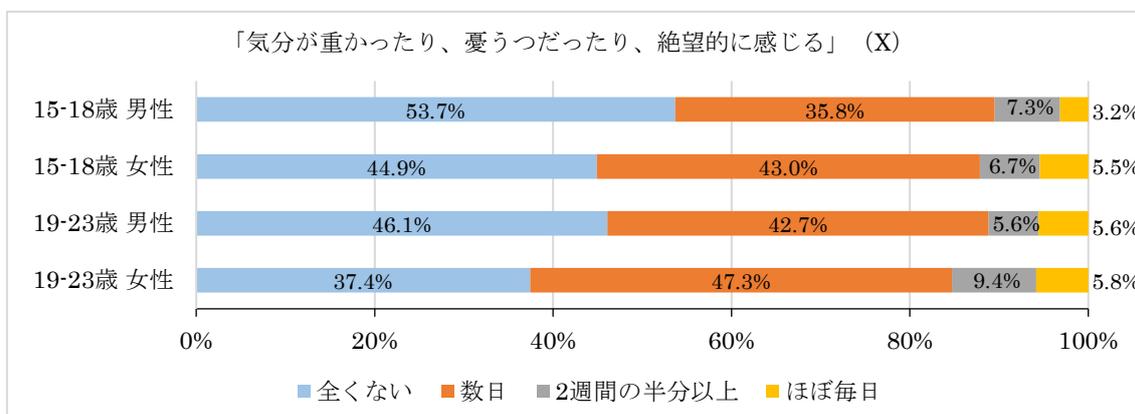
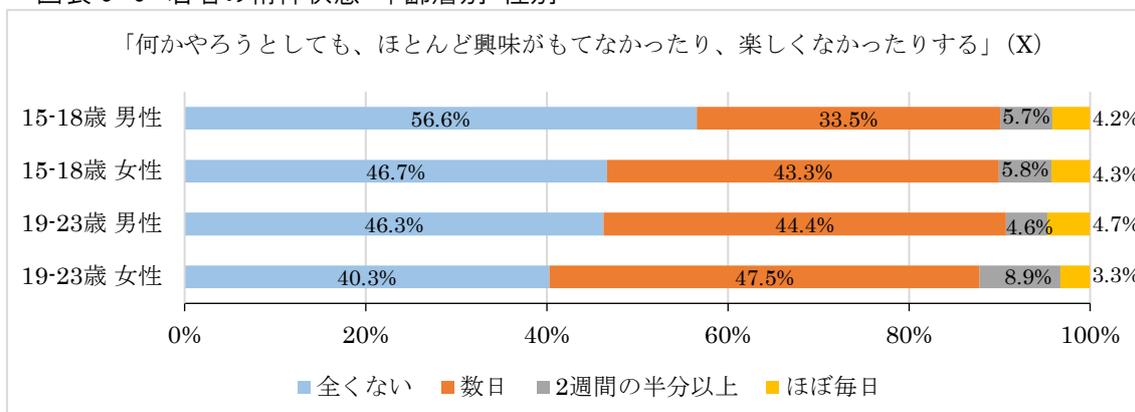
最近2週間に、「何かやろうとしても、ほとんど興味をもてなかったり、楽しくなかったりする」、「気分が重かったり、憂うつだったり、絶望的に感じる」ことがどれくらいあったかを聞いた。その結果、どちらの項目についても約5割の若者が、最近2週間のうちそのように感じたことが「数日」以上あったと答えている。また、「2週間の半分以上」そのように感じたことと答えた若者は、それぞれ6.1%と7.0%、「ほぼ毎日」そのように感じたことと答えた若者も、それぞれ3.9%と5.0%である。

年齢層別・性別で見ることができる若者の精神状態は、男性より女性の方が良くない状況があり、また、19-23歳層の方が15-18歳層よりも良くない状況があるが、統計的に有意な差はない。

図表 9-8 若者の精神状態

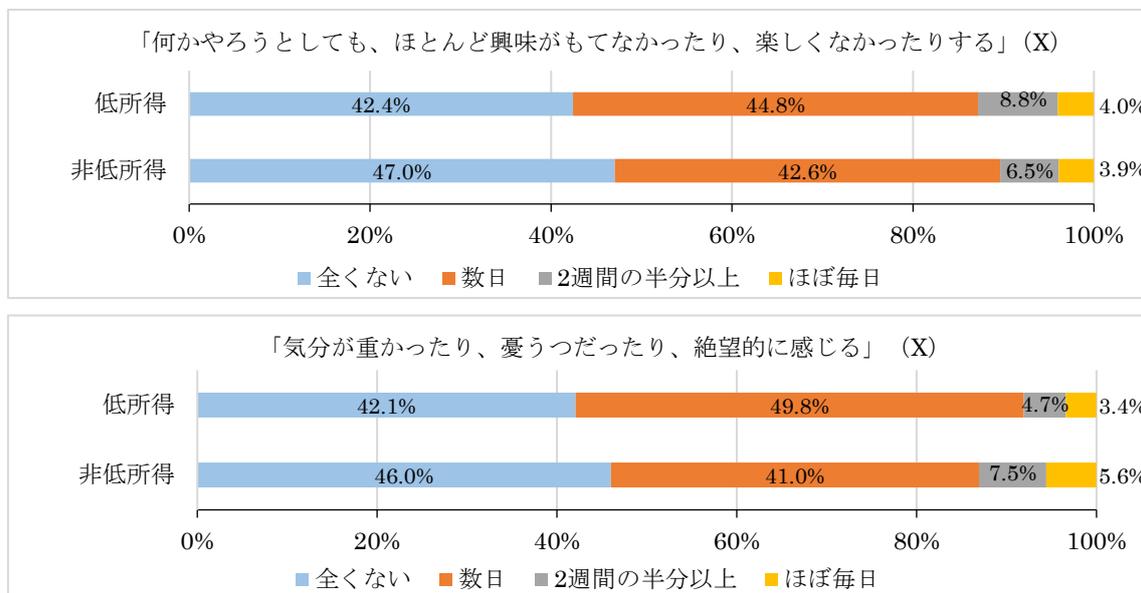


図表 9-9 若者の精神状態:年齢層別・性別

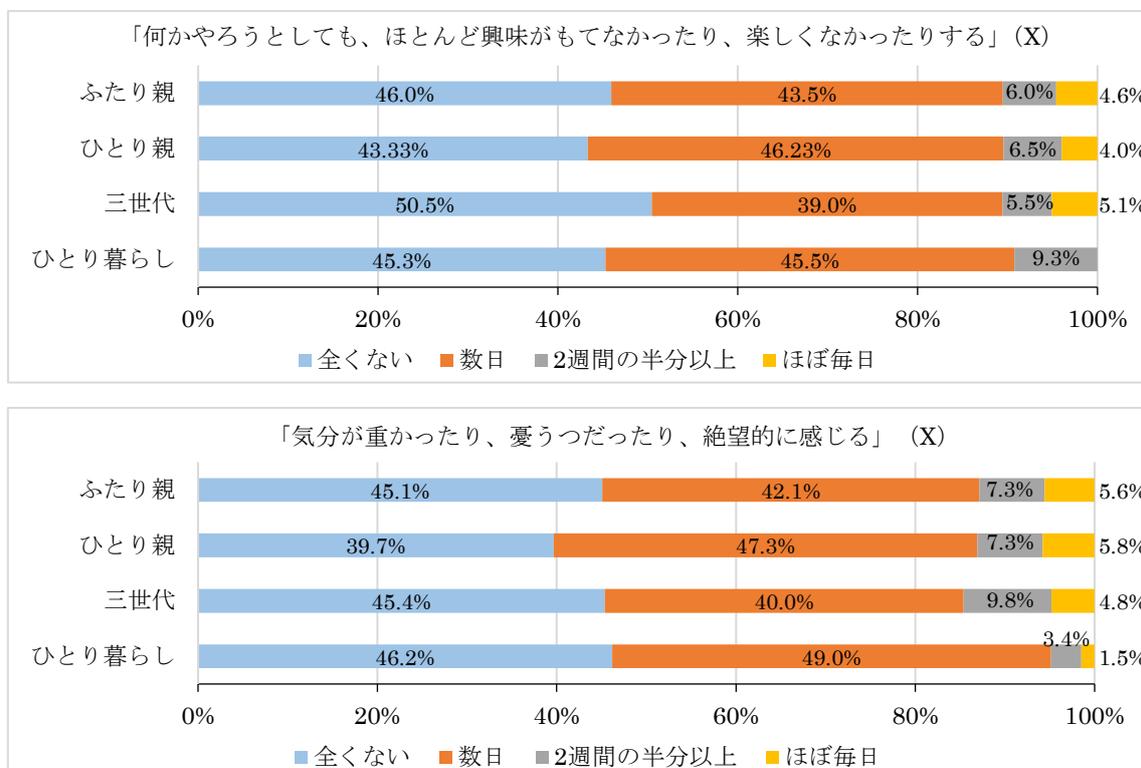


所得階層別に見ると、非低所得層では 13.1%の若者が「2週間の半分以上」又は「ほぼ毎日」、「気分が重かったり、憂うつだったり、絶望的に感じる」と答えているが、統計的に有意な差は確認できない。また、世帯タイプ別にも統計的に有意な差はない。

図表 9-10 若者の精神状態:所得階層別



図表 9-11 若者の精神状態:世帯タイプ別





## 9 親の状況

### (1) 親の就労状況

本調査で回答した保護者のうち、父親と母親の就労形態は図表 10-1 のとおりであった（ひとり暮らしの若者の保護者は情報がないため集計外。また、父子世帯はサンプル数が少ないため集計外）。母親は非正規雇用の割合が最も高く、ふたり親世帯の母親では 62.1%、ひとり親世帯の母親においても 49.9%である。専業主婦（無職）の割合は、ふたり親世帯では 22.0%、ひとり親世帯では 8.7%であった。父親においては、正規雇用の割合が最も高く 70.7%となっているが、非正規雇用の割合も 22.7%であり、約 4 人に 1 人となっている。

図表 10-1 母親・父親の就労形態

	母親		父親
	ふたり親世帯	ひとり親世帯	
正規雇用	13.4%	31.8%	70.7%
非正規雇用	62.1%	49.9%	22.7%
無職（専業主婦・専業主夫）	22.0%	8.7%	1.8%
無回答	2.5%	9.6%	4.8%

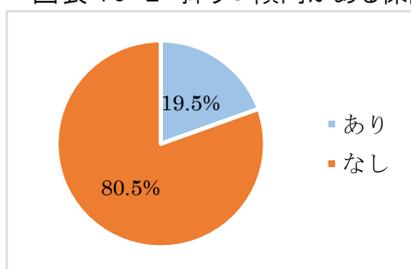
\* ふたり親世帯、母親のひとり親世帯（母子世帯）には、三世帯世帯も含まれる。

### (2) 親の精神状況

保護者の抑うつ傾向を表す指標として簡易版の CES-D 尺度\*を採用して、若者の生活に影響を及ぼすと考えられる保護者の精神状況について見た。集計の結果、本調査においては 19.5%の保護者が抑うつ傾向であることがわかった。

なお、本調査は基本的に 1 名の保護者に保護者票を回答してもらっているため、ここでいう「保護者」は母親の割合が 80.5%である点を留意されたい。

図表 10-2 抑うつ傾向がある保護者の割合

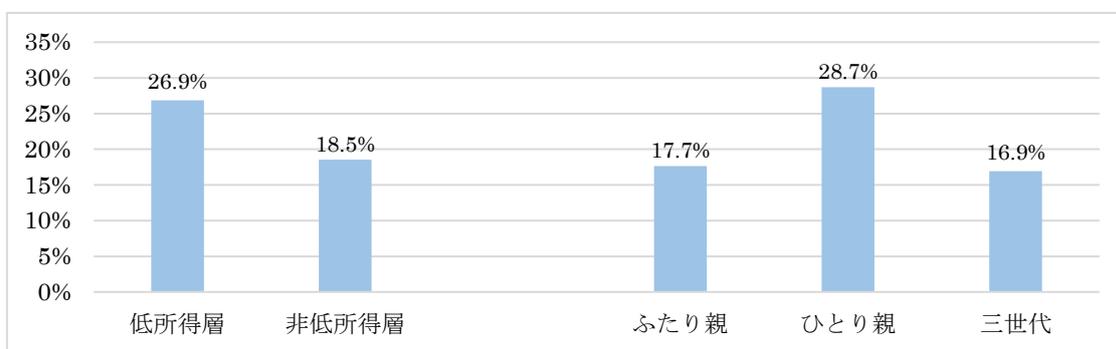


\*CES-D 尺度:最近1週間の心の状態（「普段は何でもないことで悩む」、「物事に集中できない」、「落ち込んでいる」、「何をすることも面倒だ」、「将来に対して希望を持てる」、「怖いと感じる」、「なかなか眠れない」、「生活を楽しんでいる」、「寂しいと感じる」、「何をすることも、なかなかやる気が起こらない」の 10 項目）についての経験頻度（「ほとんどない」、「1~2 日」、「3~4 日」、「5 日以上」）を聞き、それを点数化するものである。10 項目を選択肢に応じてそれぞれ 0~3 点で点数化し、その合計点数が 11 点以上の場合、抑うつ傾向があると判断される。

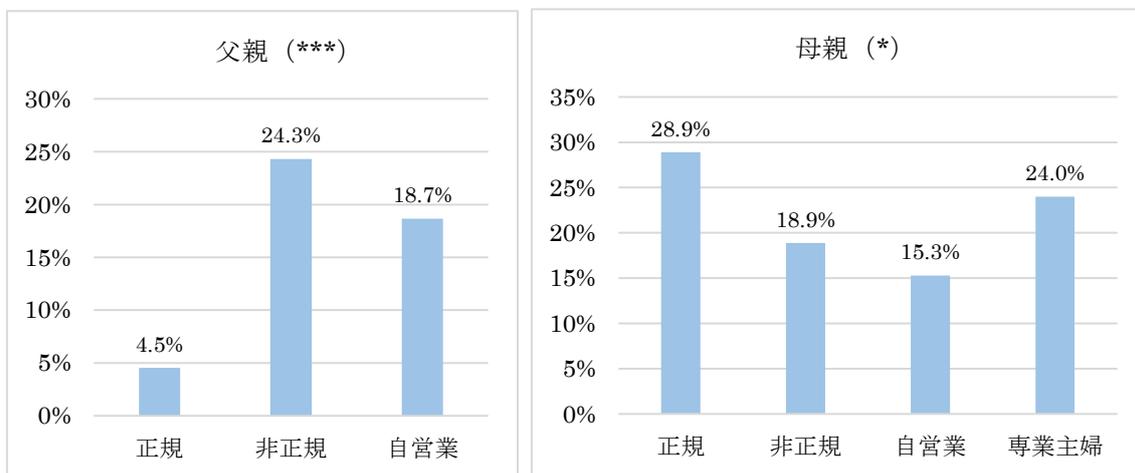
抑うつ傾向のある保護者の割合は、所得階層別、世帯タイプ別ともに統計的に有意な差が見られる。所得階層別に見ると、低所得層の方が抑うつ傾向のある保護者の割合が8.4ポイント高い。また、世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯の保護者の抑うつ傾向の割合が高くなっている。ひとり親では3割近くが抑うつ傾向にある。

就労形態別に見ると、父親においては、正規雇用の父親の抑うつ傾向は低いものの(4.5%)、非正規雇用(24.3%)、自営業(18.7%)では高くなっている。また、母親においては、どの就労形態でも15%を超えているが、特に正規雇用(28.9%)が、他の就労形態よりも高くなっている。

図表 10-3 抑うつ傾向がある保護者の割合：所得階層別(\*)、世帯タイプ別(\*\*)



図表 10-4 抑うつ傾向がある保護者の割合：就労形態別



# 10 支援制度の利用と周知

## (1) 支援制度の認知度

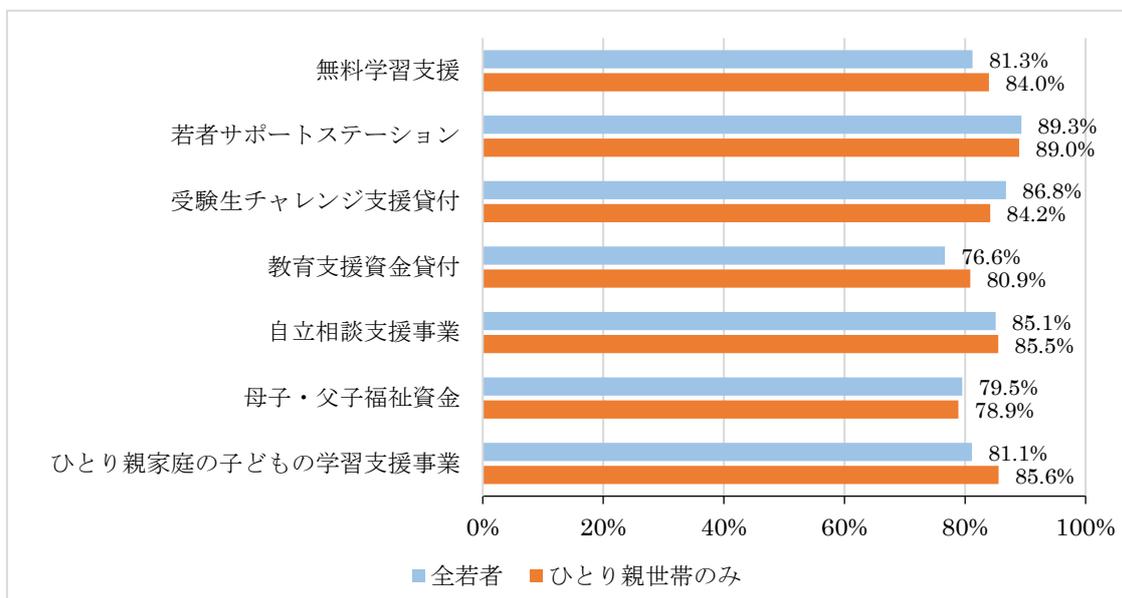
「無料学習支援」、「若者サポートステーション」など、若者に対する公的支援制度の認知度を若者と保護者それぞれに聞いた。ひとり親世帯を対象とする制度も多いため、若者全体とひとり親世帯に属する若者に絞った集計を示している（図表 11-1、11-2）。

これによると、どの制度においても、制度の認知度は低く、約 8～9 割の若者は、制度を「知らない」と答えている。ひとり親世帯の若者であっても、制度の認知度は、若者全体の割合とほぼ変わらない。保護者については、「知らない」と答えた割合は、若者本人に比べて全体的に低い。制度によっては認知度の低さが目立つものがある。

東京都の独自の制度である受験生チャレンジ支援貸付は全体で 26.6%、ひとり親世帯の保護者では 31.1%が「知らない」と答えている。また、児童育成手当などはよく知られているようだが、保護者全体の 10.7%が「知らない」と答えている。

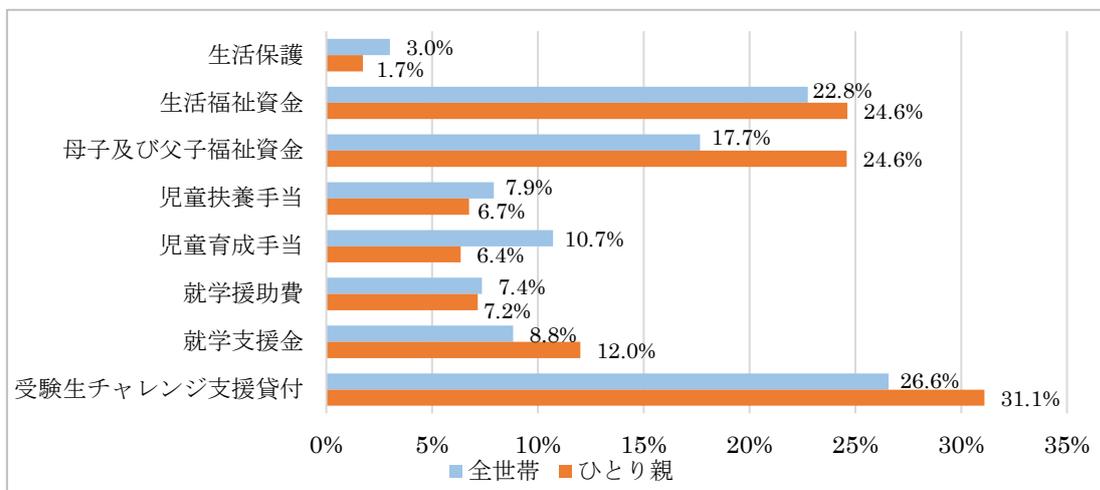
なお、ひとり親世帯等を対象とする制度であるにもかかわらず、児童扶養手当について 6.7%、児童育成手当について 6.4%、母子及び父子福祉資金について 24.6%のひとり親世帯が、制度を「知らない」と答えている。

図表 11-1 以下の制度を「知らない」割合：若者



※「無回答」を除く

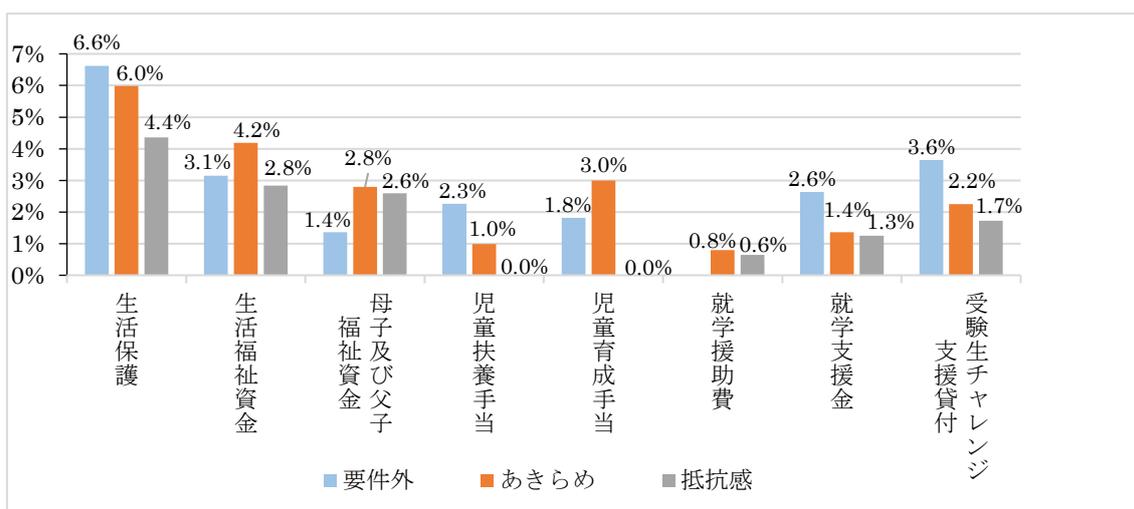
図表 11-2 以下の制度を「知らない」割合：保護者



## (2) ひとり親世帯において制度を利用しなかった理由

ひとり親世帯のうち、制度を「利用したことがない」と答えた保護者に、制度を利用しなかった理由を聞いた。生活保護制度については、ひとり親世帯の6.6%が「利用を検討したが、要件を満たしていなかった」、6.0%が「利用したかったが、ダメそうなのであきらめた」、4.4%が「経済的には支援の必要があるが、制度を利用することに抵抗感がある」の理由で制度を利用していない。また、生活福祉資金や受験生チャレンジ支援貸付などについても、同様の理由で制度を利用しなかったひとり親世帯がある。

図表 11-3 ひとり親世帯において制度を利用しなかった理由



### (3) 支援制度を認知していない保護者の相談先

公的支援制度の認知度が低い中、行政の支援制度を全く知らない保護者がどのような人・機関に相談しているのかを聞いた。図表 11-4 は、公的支援制度を一つも「知らない」と答えた保護者に対する「お子さんの教育費や日々の生活費などのことで困ったときに、どこに相談するか」という質問への回答の集計結果である。困ったときの相談相手として、49.7%が「家族・親族」、12.4%が「友人・知人」と答えており、身近で私的なサポートネットワークが一義的に活用されることがわかった。また、10.5%が「相談する相手や場所がない」と答えており、相談相手のいない保護者が約 1 割存在する。

図表 11-4 制度を一つも「知らない」とした保護者が困ったときの相談相手

区・市役所（福祉部門、福祉事務所）	3.9%
区・市役所（子育て部門、子供家庭支援センター）	1.8%
区・市役所（教育部門）	1.4%
区・市役所（雇用就労部門）	0.8%
学校、保育所、幼稚園の先生、スクールカウンセラー等	1.8%
民生委員・児童委員	0.2%
社会福祉協議会	0.0%
保健所・保健センター	0.6%
ハローワーク	1.9%
家族・親族	49.7%
友人・知人	12.4%
インターネットの相談サイト	1.2%
その他	2.0%
相談する相手や場所がない	10.5%
相談の必要はない	27.9%



資料



## 低所得の定義についてのテクニカル・ノート

### 1 基本スタンス

本調査においては、東京都の中の 3 自治体のみを対象としていること、世帯所得をカテゴリ値で聞いていること、所得税、住民税、社会保険料などを詳しく聞いていないことなどにより、正確な相対的貧困率を算出することは不可能である。

そのため、ここで算出する「低所得率」はあくまでも低所得層の若者と非低所得の若者の置かれている状況の格差や、異なる属性間の経済的困窮の格差をみるための区分であり、低所得率自体は国の「子供の貧困率」（注1）と比べられるものではない。

（注1）厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」を用いた分析によると、本調査とほぼ対象年齢が重なる層の相対的貧困率は以下のとおり  
15-19 歳の男性 18.8%・女性 18.5%、20-24 歳の男性 21.8%・女性 19.5%。

### 2 等価所得

等価所得を算出するためには「世帯所得」及び「世帯人数」が必要である。本調査では、世帯所得の情報を保護者票、若者個人の所得の情報を若者票から得ている。一方で、世帯人数は若者の同居世帯しか情報を得ていない（別居の場合、保護者の世帯の世帯員の情報なし）。また、同居の場合、保護者の所得と若者の所得が両方に計上されている可能性がある。

#### (1) 含める所得の範囲

##### ①家族と一緒にいる場合

保護者票の間 20 を世帯所得とする。若者が独自の所得（勤労所得、奨学金など）を得ている場合（若者票問 25 から把握可能）もあるが、保護者票問 20 では「複数の収入源がある場合は、・・・合算値（合計額）」と指定しているので、若者の所得をこれに足すとダブルカウントする可能性がある。

##### ②ひとり暮らしの場合で保護者票がない場合

若者の所得のみ（若者票問 25、1 か月あたりの金額）を合計し、12 倍する。

##### ③ひとり暮らしの場合で保護者票がある場合

保護者票の所得は含めず、若者本人の所得のみとする（②と同じ扱い）。理由は、保護者票から保護者（実家）の所得はわかるが、実家の世帯人数がわからないので、等価所得にすることができないため。また、保護者票がある若者（③）とない若者（②）では本質的な違いはないと考えられるため。このため、学生などで実質的に生活の基

盤が実家にある場合は、生活水準が下方推計される。しかし、学生であっても親から独立している場合もあり、一概に親（実家）と生計を一緒にしているか否かの判断ができず、学生の生活水準＝実家の生活水準とも言えない。

## （2）カテゴリー値の取り扱い

保護者票問 20 は、50 万から 100 万のカテゴリー値である。そのため、各カテゴリーにおいては、「中間値」を推計に用いるものとし、参考のため「最低値」と「最高値」でも低所得率を推計した（例：カテゴリーが「200～300 万円」であれば、最低値＝200 万円、中間値＝250 万円、最高値＝300 万円。推計される低所得率の最低値と最高値が算出されることとなる）。

## 3 低所得基準

通常相対的貧困率として用いられるサンプル内の等価可処分所得の中央値の 50% を貧困基準とする方法はサンプル内の格差を表す指標であるため、都内の 3 自治体を対象とする本調査では適切ではない。そのため、調査外から目安となる基準をもってくる必要がある。

そこで、以下の 2 つの公表されている全国レベルの貧困基準を参照する。ただし、本調査による推計は、これらの国の基準による全国レベルの推計値と比較はできないことは上記のとおり。

- ① 厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」から算出された「等価可処分所得」の中央値の 50% である 122 万円（所得は平成 24 年値）という基準（用いたのは平成 24 年から 26 年の平均所得の伸び率を乗じた 122.5 万円）、
- ② 厚生労働省「平成 27 年国民生活基礎調査」（所得は平成 26 年値）の所得金額の中央値（427 万円）を平均世帯人数（2.49 人）の平方根で除した値の 50% である 135.3 万円（この方法は実際に個々のサンプルにて等価可処分所得を計算し、その中央値の 50% として求める貧困基準とは完全に一致しない点は留意）。

②は当初所得（世帯員全員の勤労所得＋事業所得＋金融所得＋社会保障給付等）、①は可処分所得（②－（所得税＋地方税＋社会保険料））。本調査のようなアンケート調査では、これらを詳細に把握することは不可能である。本調査の保護者票では「お子さんと生計を共にしている方のおおよその世帯収入（年間、ボーナス含む手取り額）」を聞いており、「勤労収入（パート、アルバイトを含む）、事業収入、農業収入、不動産収入、利子・配当金、公的年金、その他の社会保障給付費、個人年金など」をすべて含む世帯員全員の合算としており、可処分所得を想定している。しかし、社会保険料、児童手当などは考慮していない可能性が高く、特に社会保険料は金額も大きいので、所得が過大

報告されている可能性がある。

一方、若者票では「手取り」の収入を聞いているのみであるため、当初所得か可処分所得かの判断はできない。

しかし、本調査では、保護者票においても、若者票においても、当初所得よりも可処分所得の方に近いと考えられるため、基本的に①（可処分所得）を用い、参考のために②（当初所得）を使った推計値も掲載する。

#### 4 結果（低所得率）

所得の範囲1 = ひとり暮らしについては若者所得のみ、それ以外は保護者票所得のみ

参考表 1 低所得率（所得の範囲 1）

	所得のカテゴリー値の推計		
	低推計	中推計	高推計
基準線（可処分所得）	19.2%	14.9%	13.2%
基準線（当初所得）	20.8%	16.9%	14.4%

所得の範囲2 = ひとり暮らしについては若者所得のみ、

それ以外は「親からの仕送り」(q25\_2)以外の本人所得+保護者票所得

参考表 2 低所得率（所得の範囲 2）

	所得のカテゴリー値の推計		
	低推計	中推計	高推計
基準線（可処分所得）	15.8%	12.9%	11.2%
基準線（当初所得）	17.5%	14.1%	12.5%

所得の範囲3 = ひとり暮らしについては若者所得のみ、

それ以外は保護者票所得+若者所得

参考表 3 低所得率（所得の範囲 3）

	所得のカテゴリー値の推計		
	低推計	中推計	高推計
基準線（可処分所得）	17.6%	12.5%	11.0%
基準線（当初所得）	19.6%	13.8%	12.1%